令 和 7 年 度

固定資產概要調書

千葉県市川市

<u>目 次</u>

I	土地	心に関す	る概要	調書等報告書	
	第	1	表	納税義務者数に関する調	2
	第	2	表	総括表	3
	第	3	表	納税義務者区分による土地に関する調	5
	第	4	表	宅地に関する調	7
	第	$5 \sim 11$	表	宅地等の負担調整に関する調	9
	第	47~50	表	農地の負担調整に関する調 ************************************	23
	第	1 7	表	課税標準の特例等に関する調	31
	第	1 8	表	介在農地、介在山林及び市街化区域農地に関する調	36
	第	1 9	表	負担調整措置等による軽減額に関する調 ************************************	39
	第	13~16	表	特定市街化区域農地の負担調整に関する調	40
П	家屋	屋に関す	る概要	調書等報告書	
	第	2 1	表	納税義務者数に関する調	53
	第	2 2	表	総括表	54
	第	2 3	表	所有者区分による家屋に関する調	55
	第	2 4	表	木造家屋に関する調	56
	第	2 5	表	木造以外の家屋に関する調(1)事務所、店舗	58
	第	2 6	表	木造以外の家屋に関する調(2)住宅用建物	59
	第	2 7	表	木造以外の家屋に関する調(3)病院、ホテル	60

第	2	8	表	木造以外の家屋に関する調(4)工場、倉庫	61
第	2	9	表	木造以外の家屋に関する調(5) その他	62
第	3	0	表	木造以外の家屋に関する調(6)合計	63
第	3	1	表	新増分家屋に関する調(1)木造家屋	64
第	3	2	表	新増分家屋に関する調(2) 木造以外の家屋	65
第	3	3	表	減少分家屋に関する調(1) 木造家屋	67
第	3	4	表	減少分家屋に関する調(2)木造以外の家屋	68
第	35	~36	表	課税標準額等に関する調	69
第	3	7	表	軽減税額等に関する調	71
第	3	8	表	建築年次区分による家屋に関する調	73
第	3	9	表	家屋の変動に関する調	74
第	4	0	表	法附則第 15 条の 6 第 1 項及び第 2 項による軽減税額等の床面積区分に関する調	75
第	4	1	表	法附則第15条の6及び第15条の7の減額適用を受けなかった住宅の個数に関する調	76
第	4	2	表	法附則第 15 条の 7 第 1 項及び第 2 項による軽減税額等の床面積区分に関する調	77
第	4	3	表	新築住宅に関する調	78
第	4	4	表	法附則第 56 条等の規定による軽減税額等に関する調	79
第	4	5	表	法附則第 55 条の規定による減額課税等に関する調	81
第	4	6	表	都市再生特別措置法第88条第3項に規定する勧告を受けた住宅に関する調	82
都市	5言十i	画稅	に関す	る調報告書	
第	5	1	表	都市計画区域及び課税区域に関する調	84

 ${\rm I\hspace{-.1em}I\hspace{-.1em}I}$

	第 52 表	納税義務者数に関する調	85
	第 5 3 表	地積及び床面積等に関する調	86
	第 5 4 表	決定価格及び課税標準額に関する調	87
	第 5 5 表	三大都市圏の特定市に所在する市街化区域内の農地に関する調	89
	第 56~58 表	課税標準の特例等に関する調	·· 91
	第 59~62 表	宅地等の負担調整に関する調	·· 101
	第 6 3 表	農地の負担調整に関する調	110
IV	償却資産に関する	概要調書等報告書	
	第 6 9 表	納税義務者数に関する調	113
	第 70~72 表	償却資産の価格等に関する調	·· 114
	第 73~78 表	市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調	117
	第 79~81 表	償却資産の段階別納税義務者数に関する調	·· 131
V	市町村交付金に関	する概要調書等報告書	
	第 8 9 表	市町村交付金の交付金額等に関する調	135

I 土地に関する概要調書等報告書

令和7年度 土地に関する概要調書報告書

都道府県名	千葉県	
市町村名	市川市	

地方公共団体コード 11	2	2	0	3	3 ⁶
表番号・行番号	70	0	0	0	011
市町村判別コード特定市特定市	j· 以外	・・ ·の市	町村	· 1 † • 2	12
団体区分コー	ド	13			2 ¹⁶

(注) 「特定市」の区分については「ガイ ダンス表<<データ入力>>1-3」に留意する こと。

(注) 自動的に付与される。

地	方グ	〉共 🛚]]体:	コー	ド	表番 7	香号 8
1	2	2	0	3	3	0	1

令和7年度土地に関する概要調書報告書 第1表 納税義務者数に関する調

							(1)	(2)	(3)
個法	1 人・	区分	行 9	番	号	総数	(人) (イ)	法定免税点未満 のもの(人) 19(イ)-(ハ) (ロ)	法定免税点以上 のもの(人) 26 (ハ) 32
	個	人	0	1	0		129, 795	2, 298	127, 497
	法	人	0	2	0		4, 857	290	4, 567
	Ē	0	3	0		134, 652	2, 588	132, 064	

地	方グ	、共区]体:	ュー	ド	表者 7	番号 8
1	2	2	0	3	3	0	2

第2表 総 括 表

都	道系	守 県	名	千葉県
市	町	村	名	市川市

_							(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
			区 分					地	積		決	定 価	格	課	兑 標 🧵	準 額
地			~ ~	行	番	号	非課税地積	評価総地積	法定免税点未満 のもの(ロ)-(ニ)	法定免税点以上のもの	総額	法定免税点未満 のもの(ホ)-(ト)	法定免税点以上のもの	総額	法定免税点未満 のもの(チ)-(ヌ)	法定免税点以上のもの
坦		Ħ		9			12 (m²)(イ)	27 (m²)(口)	42 (m²)(>\)	57 (m²)(二)	72 (千円)(ホ)	87 (千円)(へ)	102(千円)(ト)	117 (千円)(チ)	132 (千円)(川	147(千円)(列61
		_	般 田	0	1	0	498, 982	555, 430	87, 390	468, 040	43, 331	6, 659	36, 672	43, 331	6, 659	36, 672
田		助 告		0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			在 田 · 化 区 域 田	0	3	0	0	4, 579	0	4, 579	280, 438	0	280, 438	89, 266	0	89, 266
		_	般 畑	0	4	0	435, 964	3, 951, 762	273, 404	3, 678, 358	254, 303	17, 624	236, 679	254, 303	17, 624	236, 679
畑		助 告		0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			在 畑 ・ 化 区 域 畑	0	6	0	0	392, 243	24	392, 219	22, 092, 430	972	22, 091, 458	7, 001, 208	324	7, 000, 884
		小住:	規 模 宅 用 地	0	7	0		17, 226, 831	8, 101	17, 218, 730	2, 510, 370, 837	431, 942	2, 509, 938, 895	406, 448, 008	71, 428	406, 376, 580
宅	_	- 般	住宅用地	0	8	0		1, 588, 777	205	1, 588, 572	168, 808, 633	10, 631	168, 798, 002	55, 171, 527	3, 517	55, 168, 010
地		住 结	宅 用 地の 宅 地	0	9	0		6, 929, 682	298	6, 929, 384	974, 369, 486	9, 137	974, 360, 349	525, 422, 013	5, 736	525, 416, 277
			計	1	0	0	2, 991, 214	25, 745, 290	8,604	25, 736, 686	3, 653, 548, 956	451, 710	3, 653, 097, 246	987, 041, 548	80, 681	986, 960, 867
		塩	田	1	1	0	0									
	鉱		泉 地	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		池	沼	1	3	0	422, 754	77	0	77	3	0	3	3	0	3
Щ	-	<u> </u>	般 山 林	1	4	0	395, 612	788, 133	95, 185	692, 948	37, 651	4, 452	33, 199	37, 649	4, 450	33, 199
林	3	介	在 山 林	1	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		牧	場	1	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		原	野	1	7	0	74, 822	730	592	138	28	22	6	28	22	6
	⊐	i <i>I</i> V	フ場用地	1	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
+14	遊	園均	世等の用地	1	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
雑		単	体 利 用	2	0	0	5, 955	259, 128	0	259, 128	16, 441, 766	0	16, 441, 766	9, 632, 830	0	9, 632, 830
	鉄軌		小規模住宅用地	2	1	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
種	道		一般住宅用地	2	2	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
	用地	利用	住宅用地以外	2	3	0		213, 282	0	213, 282	35, 706, 853	0	35, 706, 853	20, 359, 721	0	20, 359, 721
地			計	2	4	0	0	213, 282	0	213, 282	35, 706, 853	0	35, 706, 853	20, 359, 721	0	20, 359, 721
	そ	の作	也の雑種地	2	5	0	2, 282, 459	3, 128, 883	22, 687	3, 106, 196	237, 719, 232	78, 372	237, 640, 860	144, 293, 005	49, 895	144, 243, 110
			計	2	6	0	2, 288, 414	3, 601, 293	22, 687	3, 578, 606	289, 867, 851	78, 372	289, 789, 479	174, 285, 556	49, 895	174, 235, 661
	そ		の他	2	7	0	14, 242, 701			/		/				
		合	計	2	8	0	21, 350, 463	35, 039, 537	487, 886	34, 551, 651	3, 966, 124, 991	559, 811	3, 965, 565, 180	1, 168, 752, 892	159, 655	1, 168, 593, 237

1 担	方々	大大]体:	コー	ド	表都	肾号
1	2	2	0	3	3	0	2

第2表 総 括 表 (つづき)

都	道系	牙 県	名	千葉県
市	町	村	名	市川市

_						(11)	(12)	(13)	(14)		(15)
		区 分					筆	数		単位当7	とり 価格
Life		<u> </u>	行	番	号	非課税地筆数	評 価 総 筆 数	法定免税点未満のもの(ヲ)-(カ)	法定免税点以上のもの	平 均 価 格	最 高 価 格
地	目		9			12 (筆)(ル)	27 (筆)(ヲ)		57 (筆)(力)		72 (円/㎡)(夕) 80
	_	般 田	0	1	1	2, 434	1, 259	238	1,021	78	94
田		告 遊 休 田	0	2	1	0	0	0	0	0	0
	介 市 後	在田・ f 化区域田	0	3	1	0	14	0	14	61, 244	95, 440
	_	般 畑	0	4	1	1, 781	4, 515	501	4, 014	64	92
畑	勧	告 遊 休 畑	0	5	1	0	0	0	0	0	0
	介 市 後	在 畑 ·	0	6	1	0	1,043	4	1,039	56, 323	470, 600
	小 住	規 模 宅 用 地	0	7	1		192, 511	673	191, 838	145, 724	1, 244, 608
宅		设住宅用地	0	8	1		19, 156	65	19, 091	106, 251	642,600
地	住以	宅 用 地 外 の 宅 地	0	9	1		10, 345	62	10, 283	140, 608	1, 552, 528
		計	1	0	1	9, 100	222, 012	800	221, 212	141, 911	1, 552, 528
	塩	田	1	1	1	0					
	鉱	泉 地	1	2	1	0	0	0	0	0	0
	池	沼	1	3	1	139	1	0	1	39	39
臣		般 山 林	1	4	1	626	1, 148	221	927	48	56
林	介	在 山 林	1	5	1	0	0	0	0	0	0
	牧	場	1	6	1	0	0	0	0	0	0
	原	野	1	7	1	127	2	1	1	38	46
	ゴル	ノフ場用地	1	8	1	0	0	0	0	0	0
雑	遊園	地等の用地	1	9	1	0	0	0	0	0	0
湘田		単 体 利 用	2	0	1	35	1, 075	0	1,075	63, 450	269, 400
	鉄軌	小規模住宅用地	2	1	1		0	0	0	0	0
種	道合		2	2	1		0	0	0	0	0
	用地用	住宅用地以外	2	3	1		586	0	586	167, 416	864, 101
地		計	2	4	1	0	586	0	586	167, 416	864, 101
	その	他の雑種地	2	5	1	5, 181	13, 426	1, 544	11, 882	75, 976	860, 160
		計	2	6	1	5, 216	15, 087	1, 544	13, 543	80, 490	864, 101
	そ	の他	2	7	1	66, 032					
	合	計	2	8	1	85, 455	245, 081	3, 309	241, 772	113, 190	

1	也	方:	公	共	寸	体	-	ı —	ド	表都 7	番号 9
1		2		2		0		3	3	0	3

第3表 納税義務者区分による土地に関する調 (法定免税点以上のもの)

_									(1)		(2)		(3)		(4)		(5)		(6)
	\		区	分				納	税義	務	者	数		地		積	È	史 定		価	格
地			_	,	行	番	号	個	人		法	人		個 人		法 人	個	人		法	人
사		н		<u> </u>	9			12	(人)(イ)	22		(人)(口)	32	(m²)(/\	·) /	44 (m²)(≔)	56	(千円)(ホ)	68	(千日	円)(へ) 79
		_	般	田	0	1	0		348			1		467, 51	15	525		36, 627			45
田				木 田	0	2	0		0			0			0	(C)		0
		介 街 化	田 区	· 域 田	0	3	0		8			1		4, 50	00	79		275, 855	5		4, 583
		_	般	畑	0	4	0		987			6		3, 673, 87	78	4, 480		236, 374	l		305
畑		告		木 畑	0	5	0		0			0			0	(C)		0
		介 在 街 化	加 : 区	· 域 畑	0	6	0		525			7		389, 26	52	2, 957	2	1, 992, 678	3		98, 780
		小 主 宅	規用	模 地	0	7	0		124, 975			3, 327		15, 672, 15	58	1, 546, 572	2, 23	6, 688, 779)	273,	250, 116
宅	_	般住	宅	用地	0	8	0		10, 620			275		1, 522, 70	02	65, 870	16	0, 943, 140)	7,	854, 862
地	E 以	主 宅	用の当	地色地	0	9	0		2, 835			1, 463		1, 103, 08	32	5, 826, 302	15	2, 598, 683	3	821,	761, 666
			計		1	0	0		138, 430			5, 065		18, 297, 94	42	7, 438, 744	2, 55	0, 230, 602	2 1	1, 102,	866, 644
	j	塩	田		1	1	0			_											_
	鉱	泉		地	1	2	0		0			0			0	(C)		0
	Š	池	沼		1	3	0		1			0		7	77	(3	3		0
Щ	-	一般	Щ	林	1	4	0		423			43		643, 13	34	49, 814		30, 757	,		2, 442
林	Í	介 在	Щ	林	1	5	0		0			0			0	(()		0
	!	牧	場		1	6	0		0			0			0	(()		0
	J	原	野		1	7	0		1			0		13	38	(6	5		0
	ゴ	ルフ	場	用地	1	8	0		0			0			0	(()		0
	遊	園 地	等の	用地	1	9	0		0			0			0	(()		0
雑		単	体 禾	引 用	2	0	0		0			8			0	259, 128		()	16,	441, 766
	鉄	小	規模信	主宅用地	2	1	0		0			0			0	(()		0
種	軌道	複 _	般住	宅用地	2	2	0		0			0			0	(()		0
	用地	£II	宅用	地以外	2	3	0		0			7			0	213, 282		()	35,	706, 853
地			計	+	2	4	0		0			7			0	213, 282		()	35,	706, 853
된	そ	の他	の雑	種 地	2	5	0		4, 413			863		2, 146, 52	20	959, 676	17	9, 051, 478	3	58,	589, 382
			計		2	6	0		4, 413			878		2, 146, 52	20	1, 432, 086	17	9, 051, 478	3	110,	738, 001
		合	計		2	7	0		145, 136			6,001		25, 622, 96	66	8, 928, 685	2, 75	1, 854, 380)]	1, 213,	710, 800
	3	うち宅地	也比準	土地	2	8	0		4, 363			860		2, 059, 32	28	1, 351, 750	17	9, 039, 007		110,	682, 771
ш			- '	_					,					. ,		. ,	1			- ,	

1	也	方:	公	共	寸	体	-	ド	表都 7	香号 8
1		2		2		0	3	3	0	3

第3表 納税義務者区分による土地に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

						(7)	(8)		(9)	(10)			(11)	(12)
		区分				課税	標準額		筆	数	単 位			価 格
		<u>ν</u> π	行	番	号	個人	法人		個 人	法人	平均	価格	最高	価格
地	目		0			12 (千円)(ト)	24 (千円)(チ)	36 (筆)(リ)	46 (筆)(ヌ)		<u>(</u>) 法 人 (三) (田/㎡)(ヲ)	個 人 56 (円/㎡)(ワ)	法 人 67 (円/㎡)(カ) 77
	_	般 田	0	1	1	36, 627		45	1,020	1	78		94	
田	勧	告 遊 休 田	0	2	1	()	0	0	0	0	0	0	0
	介 市 後	在 田 · 封 化 区 域 田	0	3	1	87, 738	1, 5	28	12	2	61, 301	58, 013	95, 440	58, 080
	_	般 畑	0	4	1	236, 374	3	05	4, 005	9	64	68	92	73
畑	勧	告 遊 休 畑	0	5	1	()	0	0	0	0	0	0	0
	介 市 往	在畑・ 新化区域畑	0	6	1	6, 967, 957	32, 9	27	1,031	8	56, 498	33, 405	470, 600	62, 780
	小 住	· 規 模 宅 用 地	0	7	1	362, 675, 311	43, 701, 2	69	182, 513	9, 325	142, 717	176, 681	1, 055, 031	1, 244, 608
宅	一角	改 住 宅 用 地	0	8	1	52, 622, 936	2, 545, 0	74	18, 530	561	105, 696	119, 248	631, 176	642, 600
地		宅 用 地 外 の 宅 地	0	9	1	91, 499, 637	433, 916, 6	40	5, 079	5, 204	138, 338	141, 043	1, 552, 528	1, 552, 528
		計	1	0	1	506, 797, 884	480, 162, 9	83	206, 122	15, 090	139, 373	148, 260	1, 552, 528	1, 552, 528
	塩	田	1	1	1									
	鉱	泉 地	1	2	1	()	0	0	0	0	0	0	0
	池	沼	1	3	1	3	3	0	1	0	39	0	39	0
Щ	_	般 山 林	1	4	1	30, 757	2, 4	42	838	89	48	49	56	56
林	介	在 山 林	1	5	1	()	0	0	0	0	0	0	0
	牧	場	1	6	1	()	0	0	0	0	0	0	0
	原	野	1	7	1	6	5	0	1	0	43	0	46	0
	ゴノ	レフ場用地	1	8	1	()	0	0	0	0	0	0	0
+14	遊園	地等の用地	1	9	1	()	0	0	0	0	0	0	0
雑		単 体 利 用	2	0	1	(9, 632, 8	30	0	1,075	0	63, 450	0	269, 400
	鉄 軌	小規模住宅用地	2	1	1	()	0	0	0	0	0	0	0
種	道		2	2	1	()	0	0	0	0	0	0	0
	地上	住宅用地以外	2	3	1	(20, 359, 7	21	0	586	0	167, 416	0	864, 101
地		計	2	4	1	(20, 359, 7	21	0	586	0	167, 416	0	864, 101
	その	他の雑種地	2	5	1	109, 423, 430	34, 819, 6	80	8, 728	3, 154	83, 415	61, 051	858, 984	860, 160
		計	2	6	1	109, 423, 430	64, 812, 2	31	8, 728	4, 815	83, 415	77, 326	858, 984	864, 101
 	合	計	2	7	1	623, 580, 776	545, 012, 4	61	221, 758	20, 014	107, 398	135, 934		
	うち	ら宅地比準土地	2	8	1	109, 412, 731	64, 757, 7	47	8, 595	4, 689	86, 941	81, 881		

地力 1	5公	共団	体:	ュー	ド	表番 7	·号 8
1	2	2	0	3	3	0	4

第4表 宅地に関する調(法定免税点以上のもの)

_		→	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	
	区		納税義	務 者 数	地	積	決 定	価 格	
地	分区	行番号	個人	法 人	個人	法 人	個 人	法 人	最高価格地の所在
	別	9	12 (人)	22 (人)	32 (m²)(∕₁)	44 (m²)(□)	56 (千円)(ハ)	68 (千円)(二) 79	
商	繁華街	0 1 0	0	0	0	0	0	0	
業	高度商業地区I	0 2 0	0	0	0	0	0	0	
	高度商業地区Ⅱ	0 3 0	15	22	2, 259	11, 142	2, 769, 135	13, 003, 551	八幡2丁目
地	普通商業地区	0 4 0	4, 096	397	195, 019	387, 975	86, 765, 712	116, 927, 270	南八幡 4 丁目
区	計	0 5 0	4, 111	419	197, 278	399, 117	89, 534, 847	129, 930, 821	八幡2丁目
住	併用住宅地区	0 6 0	7, 388	638	868, 724	355, 223	178, 069, 596	67, 045, 416	八幡2丁目
宅	高級住宅地区	0 7 0	0	0	0	0	0	0	
地	普通住宅地区	0 8 0	114, 667	3, 249	17, 034, 198	2, 171, 161	2, 258, 250, 438	306, 658, 525	八幡2丁目
区	計	0 9 0	122, 055	3, 887	17, 902, 922	2, 526, 384	2, 436, 320, 034	373, 703, 941	八幡2丁目
I.	大工場地区	1 0 0	84	152	46, 769	3, 794, 017	5, 884, 262	514, 131, 251	塩浜2丁目
業	中小工場地区	1 1 0	1, 138	210	150, 973	719, 226	18, 491, 459	85, 100, 631	鬼高4丁目
地	家内工業地区	1 2 0	0	0	0	0	0	0	
区	計	1 3 0	1, 222	362	197, 742	4, 513, 243	24, 375, 721	599, 231, 882	塩浜2丁目
村	集団地区	1 4 0	0	0	0	0	0	0	
落地	村 落 地 区	1 5 0	0	0	0	0	0	0	
区	計	1 6 0	0	0	0	0	0	0	
て		1 7 0	0	0	0	0	0	0	
農業	美用施設の用に供 - る 宅 地	1 8 0	0	0	0	0	0	0	
生産	緑地地区内の宅地	1 9 0	0	0	0	0	0	0	
	合 計	2 0 0	127, 388	4, 668	18, 297, 942	7, 438, 744	2, 550, 230, 602	1, 102, 866, 644	

⁽注) 1. 「農業用施設の用に供する宅地」欄には、固定資産評価基準第1章第3節四に基づき農地+造成費として評価されるもの (ただし書に基づくものは商業地区、住宅地区、工業地区、村落地区、観光地区の各欄に計上すること)を計上すること。

^{2. 「}生産緑地地区内の宅地」欄には、固定資産評価基準第1章第3節五に基づき農地等+造成費として評価されるもの (ただし書に基づくものは商業地区、住宅地区、工業地区、村落地区、観光地区の各欄に計上すること)を計上すること。

土 1	也方:	公共区]体:	コー	ド	表番 7	· 号 8
1	2	2	0	3	3	0	4

第4表 宅地に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

		→	(7)	(8)	(9)	(10)			(11)	(12)
	区		課税標	準額	筆	数	単位		きり 1	西 格
地	分分	行番号	個人	法人	個人	法人	平 均	価 格	最 高	価 格
	区	11 . 田. 4	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,				(人) 個 人	法 人	個 人	法 人
	別	9	12 (千円)	24 (千円)	36 (筆)	46 (筆)	(イ) (円/m²)	/ [/ 2]	56 (円/m²)	67 (円/m²) 77
商	繁 華 街	0 1 1	0	0	0	0	0	0	0	0
業	高度商業地区I	0 2 1	0	0	0	0	0	0	0	0
地	高度商業地区Ⅱ	0 3 1	1, 442, 535	6, 636, 315	27	59	1, 225, 823	1, 167, 075	1, 552, 528	1, 552, 528
	普通商業地区	0 4 1	23, 075, 260	55, 227, 661	7, 769	1, 329	444, 909	301, 378	1, 181, 228	1, 227, 071
区	計	0 5 1	24, 517, 795	61, 863, 976	7, 796	1, 388	453, 851	325, 546	1, 552, 528	1, 552, 528
住	併用住宅地区	0 6 1	42, 164, 882	27, 515, 367	10, 930	1, 462	204, 978	188, 742	554, 594	495, 221
宅	高級住宅地区	0 7 1	0	0	0	0	0	0	0	0
地	普通住宅地区	0 8 1	430, 493, 278	90, 828, 890	166, 844	10, 061	132, 572	141, 242	366, 889	348, 017
区	計	0 9 1	472, 658, 160	118, 344, 257	177, 774	11, 523	136, 085	147, 920	554, 594	495, 221
工	大工場地区	1 0 1	2, 752, 036	253, 738, 896	101	679			177, 071	175, 300
業	中小工場地区	1 1 1	6, 869, 893	46, 215, 854	1, 292	569	122, 482	118, 323	171, 987	168, 535
地	家内工業地区	1 2 1	0	0	0	0	0	0	0	0
区	計	1 3 1	9, 621, 929	299, 954, 750	1, 393	1, 248	123, 270	132, 772	177, 071	175, 300
村落	集団地区	1 4 1	0	0	0	0	0	0	0	0
地	村 落 地 区	1 5 1	0	0	0	0	0	0	0	0
区	計	1 6 1	0	0	0	0	0	0	0	0
隺	· ·	1 7 1	0	0	0	0	0	0	0	0
農業	美用施設の用に供 ^ る 宅 地	1 8 1	0	0	0	0	0	0	0	0
生産	緑地地区内の宅地	1 9 1	0	0	0	0	0	0	0	0
	合 計	2 0 1	506, 797, 884	480, 162, 983	186, 963	14, 159	139, 373	148, 260	1, 552, 528	1, 552, 528

- (注)1. 「農業用施設の用に供する宅地」欄には、固定資産評価基準第1章第3節四に基づき農地+造成費として評価されるもの (ただし書に基づくものは商業地区、住宅地区、工業地区、村落地区、観光地区の各欄に計上すること)を計上すること。
 - 2. 「生産緑地地区内の宅地」欄には、固定資産評価基準第1章第3節五に基づき農地等+造成費として評価されるもの (ただし書に基づくものは商業地区、住宅地区、工業地区、村落地区、観光地区の各欄に計上すること)を計上すること。

担	力を	>共5]体:	コー	ド	表看 7	§号 8
1	2	2	0	3	3	0	5

第5表 宅地等の負担調整に関する調 (法定免税点以上のもの)

		——				(1)		(2)	(3)	(4)	(5)	
		区	行	番	무	納税義務者数	地	積	決 定 価 格	課 税 標 準 額	筆 数	攵
			9	ш	,,	12 (人)	24	(m^2)	39 (千円)	54 (千円) 69	(:	筆) 80
		負担水準1.0以上	0	1	0	21, 972		3, 319, 644	231, 644, 213	38, 607, 357	31	1,641
	小	負担水準0.95以上1.0未満	0	2	0	31, 236		3, 901, 586	415, 199, 266	69, 199, 835	42	2,707
		負担水準0.9以上0.95未満		3		58, 892		7, 101, 675	1, 264, 465, 200	204, 923, 234		4, 329
	規	負担水準0.85以上0.9未満	0			11, 578		1, 181, 848	261, 560, 234	40, 707, 647	16	6,669
	T-++-	負担水準0.8以上0.85未満	0			3, 476		138, 259	49, 418, 544	7, 257, 852		4, 970
	模	負担水準0.75以上0.8未満		6		651		26, 448	14, 091, 273	1, 941, 387	2	2, 170
	住	負担水準0.7以上0.75未満		7		7		824	111, 457	14, 437		15
	江	負担水準0.65以上0.7未満		8		4		1,632	162, 408	19, 477		9
	宅	負担水準0.6以上0.65未満		9		3		242	36, 184	4, 085		3
	_	負担水準0.55以上0.6未満		0	_	0		0	· ·	- v		0
	用	負担水準0.5以上0.55未満		1		0		0	0	0		0
		負担水準0.45以上0.5未満		2		0		0	0	0		0
	地	負担水準0.4以上0.45未満	1	3		0		0	, v	0		0
		負担水準0.35以上0.4未満	1	4		0		0	0	0		0
宅	$\overline{}$	負担水準0.3以上0.35未満	1	5		0		0	0	0		0
	/m	負担水準0.25以上0.3未満 免担水準0.2以上0.35未満	1	6 7		0		0	0	0		
	個	負担水準0.2以上0.25未満 負担水準0.15以上0.2未満		8		0		0	0	0		
		負担水準0.1以上0.15未満	1			0		0	v	0		
	人	負担水準0.05以上0.1未満		0		0		0	ŭ.	0		
	\smile	負担水準0.050未満		1		0		0	0	0		0
		景旦小年V. V3小個 計		2		127, 819		15, 672, 158	2, 236, 688, 779	362, 675, 311	189	2, 513
		負担水準1.0以上		3		493		185, 129	13, 177, 645	2, 196, 274		1,074
	小	負担水準0.95以上1.0未満	2	4	0	711		278, 839	31, 850, 535	5, 308, 421		1, 553
		負担水準0.9以上0.95未満	2	5	0	1,846		842, 891	158, 915, 025	25, 740, 092		4, 783
	規	負担水準0.85以上0.9未満	2	6	0	555		169, 460	38, 995, 914	6, 072, 287]	1, 132
		負担水準0.8以上0.85未満	2	7	0	218		59, 676	22, 897, 069	3, 369, 886		524
	模	負担水準0.75以上0.8未満	2	8	0	55		9, 665	6, 998, 803	962, 190		246
	η.	負担水準0.7以上0.75未満	2	9	0	3		614	274, 687	34, 752		7
地	住	負担水準0.65以上0.7未満	3	0	0	2		298	140, 438	17, 367		6
	宅	負担水準0.6以上0.65未満	3	1	0	0		0	0	0		0
	-12	負担水準0.55以上0.6未満	3	2	0	0		0	0	0		0
	用	負担水準0.5以上0.55未満		3		0		0	ŭ.	-		0
	/13	負担水準0.45以上0.5未満		4	_	0		0	, and a	0		0
	地	負担水準0.4以上0.45未満		5		0		0	ů	0		0
		負担水準0.35以上0.4未満		6		0		0	0	0		0
	$\overline{}$	負担水準0.3以上0.35未満	3		0	0		0	0	0		0
		負担水準0.25以上0.3未満		8		0		0	0	0		
	法	負担水準0.2以上0.25未満	_	9		0		0	ŭ.	0		0
		負担水準0.15以上0.2未満		0		0		0	-	-		
	人	負担水準0.1以上0.15未満	4			0		0	v	v		0
	$\overline{}$	負担水準0.05以上0.1未満 免担水準0.05未満	4			0		0	0	0		0
		負担水準0.05未満 =1		3		0.000		1 546 570	072 050 110	42.701.000		0 205
		計	4	4	U	3, 883		1, 546, 572	273, 250, 116	43, 701, 269	ĺ	9, 325

地	方グ	/共区]体:	コー	ド	表看 7	香号 8
1	2	2	0	3	3	0	5

第5表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

 都道府県名
 千葉県

 市町村名
 市川市

				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区	行番号	納税義務者数	地 積	決 定 価 格	課 税 標 準 額	筆 数
		,	9	12 (人)	24 (m²)	39 (千円)	54 (千円) 69	(筆) 80
		負担水準1.0以上	4 5 0	3, 664	634, 559	34, 784, 396	11, 594, 796	6, 484
	_	負担水準0.95以上1.0未満	4 6 0	2, 569	392, 928	37, 058, 563	12, 352, 850	4, 648
		負担水準0.9以上0.95未満	4 7 0	3, 908	433, 797	75, 406, 964	24, 438, 204	6, 407
	般	負担水準0.85以上0.9未満	4 8 0	526	56, 232	12, 650, 908	3, 937, 653	924
		負担水準0.8以上0.85未満	4 9 0	25	2, 625	811, 519	238, 339	37
	住	負担水準0.75以上0.8未満	5 0 0	8	1, 841	150, 963	42, 241	19
		負担水準0.7以上0.75未満	5 1 0	3	666	70, 789	17, 884	9
	宅	負担水準0.65以上0.7未満	5 2 0	1	0	ů	, ,	1
	_	負担水準0.6以上0.65未満	5 3 0	0	0	0	0	0
	用	負担水準0.55以上0.6未満	5 4 0	0	0	0	0	0
	/13	負担水準0.5以上0.55未満	5 5 0	0	0	0	0	0
	地	負担水準0.45以上0.5未満	5 6 0	0	0	0	0	0
	~=	負担水準0.4以上0.45未満	5 7 0	0	0	0	0	0
	_	負担水準0.35以上0.4未満	5 8 0	0	0	0	0	0
宅		負担水準0.3以上0.35未満	5 9 0	0	0	0	0	0
	個	負担水準0.25以上0.3未満	6 0 0	1	54	9, 038	969	1
	IIEI	負担水準0.2以上0.25未満	6 1 0	0	0	0	0	0
	Į.	負担水準0.15以上0.2未満	6 2 0	0	0	0		0
	人	負担水準0.1以上0.15未満	6 3 0	0	0	0	ű	0
	\smile	負担水準0.05以上0.1未満	6 4 0	0	0	Ů	-	0
		負担水準0.05未満	6 5 0	0	0	0	V	0
ļ ,		計 負担水準1.0以上	6 6 0	10, 705	1, 522, 702	160, 943, 140	52, 622, 936	18, 530
			6 7 0	84	27, 689	1, 623, 101	541, 034	172
	_	負担水準0.95以上1.0未満 負担水準0.9以上0.95未満	6 8 0	58 111	11, 681	1, 159, 435	386, 478	128 208
		負担水準0.85以上0.95未満	7 0 0		21, 542 3, 770	4, 098, 871 753, 581	1, 325, 279 231, 682	43
	般	負担水準0.8以上0.85未満	7 1 0	23	3, 770	,		43
		負担水準0.75以上0.8未満	7 2 0	3	323	90, 684 81, 174	26, 246 22, 726	9
	住	負担水準0.7以上0.75未満	7 3 0	ა 1	147	16, 680	4,218	ა
地		負担水準0.65以上0.7未満	7 4 0	1	276	31, 336	7, 411	
16	宅	負担水準0.6以上0.65未満	7 5 0	0	0	0		0
		負担水準0.55以上0.6未満	7 6 0	0	0	0		0
	用	負担水準0.5以上0.55未満	7 7 0	0	0	0	, ,	0
		負担水準0.45以上0.5未満	7 8 0	0	0	0	0	0
	地	負担水準0.4以上0.45未満	7 9 0	0	0	0	v	0
		負担水準0.35以上0.4未満	8 0 0	0	0	0	-	0
	$\widehat{}$	負担水準0.3以上0.35未満	8 1 0	0	0	0	0	0
		負担水準0.25以上0.3未満	8 2 0	0	0	0	0	0
	法	負担水準0.2以上0.25未満	8 3 0	0	0	0	0	0
		負担水準0.15以上0.2未満	8 4 0	0	0	0	0	0
	人	負担水準0.1以上0.15未満	8 5 0	0	0	0	-	0
		負担水準0.05以上0.1未満	8 6 0	0	0	0		0
	$\overline{}$	負担水準0.05未満	8 7 0	0	0	0	0	0
		計	8 8 0	285	65, 870	7, 854, 862	2, 545, 074	561

地方公 1	/共区]体:	コー	ド	表番 7	F号 8
1 2	2	0	3	3	0	6

第6表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

		——				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区 分	行者	番号	킂.	納税義務者数	地積	決定価格	課 税 標 準 額	筆 数
			9			12 (人)	24 (m²)	39 (千円)	54 (千円)6	9 (筆)80
	住	負担水準0.7超	0			0	0	0	0	0
	宅	負担水準0.65以上0.7以下		2	_	616	271, 706	13, 382, 871	9, 012, 781	1, 016
		負担水準0.6以上0.65未満		3	_	847	344, 404	39, 697, 030	24, 230, 356	1, 504
	用	負担水準0.55以上0.6未満	0			1, 202	364, 929	74, 819, 754	+	2, 105
	地	負担水準0.5以上0.55未満		5	_	178	55, 516	13, 585, 621	7, 767, 187	347
	以	負担水準0.45以上0.5未満	_	6	_	25	17, 064	4, 414, 479	2, 292, 636	66
	外	負担水準0.4以上0.45未満		7	_	24	49, 463	6, 698, 928	3, 304, 827	41
	の	負担水準0.35以上0.4未満		8		0	0	0	0	0
	宅	負担水準0.3以上0.35未満		9	_	0	_	0	0	0
		負担水準0.25以上0.3未満	1	0	0	0	0	0	0	0
宅	地	負担水準0.2以上0.25未満	-	1	_	0	0	0	0	0
七	$\widehat{}$	負担水準0.15以上0.2未満	_		0	0	0	0	0	0
	個	負担水準0.1以上0.15未満	1		_	0	0	0	0	0
	人	負担水準0.05以上0.1未満		4	_	0	0	0	0	0
		負担水準0.05未満		5	_	0	0	0	0	0
		計	-	6	_	2, 892	1, 103, 082	152, 598, 683	91, 499, 637	5, 079
	住	負担水準0.7超		7		0	0	0	0	0
	宅	負担水準0.65以上0.7以下		8	_	232	275, 084	13, 914, 759	+	665
	用用	負担水準0.6以上0.65未満		9		387	500, 685	55, 917, 375	33, 908, 421	1, 284
		負担水準0.55以上0.6未満	-	0	_	595	646, 460	136, 392, 136	81, 835, 280	1, 885
	地	負担水準0.5以上0.55未満	2		0	215		66, 451, 476		551
	以	負担水準0.45以上0.5未満	-	2		82		210, 778, 242		334
地	外	負担水準0.4以上0.45未満	-	3	_	143	2, 297, 736	338, 307, 678	163, 580, 067	485
	D	負担水準0.35以上0.4未満			0	0	0	0	0	0
	宅	負担水準0.3以上0.35未満		5		0	0	0	0	0
		負担水準0.25以上0.3未満		6	_	0	0	0	0	0
	地	負担水準0.2以上0.25未満			0	0	0	0	0	0
	$\overline{}$	負担水準0.15以上0.2未満		8		0	0	0	, ,	0
	法	負担水準0.1以上0.15未満		9		0	0	0	0	0
	人	負担水準0.05以上0.1未満		0	_	0	0	0	0	0
	C	負担水準0.05未満	3	_==		0	0	0	0	0
		計	_	2	_	1, 654	5, 826, 302	821, 761, 666	433, 916, 640	5, 204
		び320行のうち、勧告がされた特定空家等の敷地の用に供されている旧住宅用地	3	_÷		26		312, 807	195, 299	30
	160行及	び320行のうち、勧告がされた管理不全空家等の敷地の用に供されている旧住宅用地	3	4	0	1	120	13, 920	8, 352	1

地方公 1	:共団体コー	ード	表番号 7 8
1 2	2 0 3	3	0 6

第6表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

 都 道 府 県 名
 千葉県

 市 町 村 名
 市川市

		—		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区 分	行番号	納税義務者数	地積	決定価格	課税標準額	筆 数
		<u>B</u>	9	12 (人)	24 (m²)	39 (千円) 54 (千円)	69 (筆)80
	住	負担水準0.70	3 5	35	17, 855	590, 015	413, 010	51
宅	宅	負担水準0.69以上0.70未満	3 6	119	42, 036	1, 635, 307	1, 133, 979	198
地	用	負担水準0.68以上0.69未満	3 7	138	68, 826	2, 640, 701	1, 805, 495	224
76	地	負担水準0.67以上0.68未満	3 8	155	49, 066	2, 754, 578	1, 856, 802	221
$\overline{}$	以	負担水準0.66以上0.67未満	3 9	119	58, 543	3, 724, 847	2, 472, 356	204
_	外	負担水準0.65以上0.66未満	4 0	80	35, 380	2, 037, 423	1, 331, 139	118
負	0	負担水準0.64以上0.65未満	4 1	100	31, 822	2, 286, 545	1, 471, 516	176
担	宅	負担水準0.63以上0.64未満	4 2	106	57, 341	4, 961, 684	3, 145, 319	165
15	地	負担水準0.62以上0.63未満	4 3	99	44, 547	3, 892, 571	2, 429, 138	175
水	$\overline{}$	負担水準0.61以上0.62未満	4 4	97	35, 716	3, 463, 258	2, 128, 601	149
	個	負担水準0.60超0.61未満	4 5	0	0	0	0	0
準	人	負担水準0.60	4 6	469	174, 978	25, 092, 972	15, 055, 782	839
0	Ů	計	4 7	1,517	616, 110	53, 079, 901	33, 243, 137	2, 520
U	住	負担水準0.70	4 8	16	24, 295		,	70
	宅	負担水準0.69以上0.70未満	4 9	55	55, 381	2, 050, 015	1, 423, 520	172
	用	負担水準0.68以上0.69未満	5 0	54	85, 799	4, 277, 336	2, 930, 868	119
6	地	負担水準0.67以上0.68未満	5 1		32, 727	2, 272, 632	1, 534, 365	108
(以	負担水準0.66以上0.67未満	5 2	53	51,655	2, 996, 483	1, 993, 458	119
,	外	負担水準0.65以上0.66未満	5 3		25, 227	1, 426, 551	932, 679	
0	の	負担水準0.64以上0.65未満	5 4) 43	43, 971	2, 705, 058	1, 743, 516	114
	宅	負担水準0.63以上0.64未満	5 5	51	/	3, 728, 149	2, 362, 203	126
•	地	負担水準0.62以上0.63未満	5 6		36, 555			156
7		負担水準0.61以上0.62未満	5 7) 49	22, 312	1, 903, 667	1, 169, 329	104
'	法	負担水準0.60超0.61未満	5 8		0	0	0	0
$\overline{}$	人	負担水準0.60	5 9		348, 642	43, 882, 084		784
		計	6 0	703	775, 769	69, 832, 134	43, 347, 530	1, 949

第6表350行から第6表400行は第6表020行の、第6表410行から460行は第6表030行の、第6表480行から第6表530行は第6表180行の、第6表540行から第6表590行は第6表190行の内数として記載すること(納税義務者数は一致しないことがある)。

- 州 1	方々	人共区	団体	コー	ド	表番 7	子 8
1	2	2	0	3	3	0	6

第6表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

 都 道 府 県 名
 千葉県

 市 町 村 名
 市川市

大き 大き 大き 大き 大き 大き 大き 大き			——			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
を 任 会担水準の.50以上0.50米満 6 1 0 135 44.438 8.458,139 5.074.883 会担水準の.50以上0.50米満 0 2 0 240 85.472 16.324.794 9.794.876 会担水準の.50以上0.50米満 6 3 0 373 113.537 24.026.543 14.415,925 月担水準の.50以上0.50米満 6 0 0 382 68).169 16,330.601 9.798.360 会担水準の.50以上0.50米満 0 5 0 129 55,315 9.679,677 5.078,080 会担水準の.50以上0.50米満 0 5 0 129 55,315 9.679,677 5.078,080 会担水準の.50以上0.50米満 0 0 1 43 6.247 2.314.078 1.376,147 会担水準の.50以上0.53米満 6 7 0 41 3.679 1.715.630 1.004.501 会担水準の.50以上0.53米満 6 8 0 24 3.907 1.345,311 772,788 会担水準の.50以上0.53米満 7 0 0 14 17,355 2.550,861 1.121,150 会担水準の.50以上0.53米満 7 2 0 0 14 17,355 2.550,861 1.121,150 会担水準の.50以上0.53米満 7 2 0 0 14 17,355 2.550,861 1.121,150 会担水準の.50以上0.53米満 7 2 0 0 14 17,355 2.550,861 1.121,150 会担水準の.40以上0.50米満 7 7 0 0 14 17,355 2.550,861 1.121,150 会担水準の.40以上0.50米満 7 7 0 0 1 1 234 294,950 153,979 自分担水準の.40以上0.43米満 7 2 0 0 0 1 1 234 294,950 153,979 自分担水準の.40以上0.43米満 7 2 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0			区	行番	号	納税義務者数				
世			The same of the sa	9						
世		住			=		·			223
世 地 地 投資水平低、57以上の、58末満 6 6 4 0 3822 68, 169 16, 330, 601 9, 798, 360	宅	宏			-					382
世 接租水準の、55以上の、56未満 6 6 5 0 129 53、315 9,679,677 5,807,806 会担水準の、54以上の、55未満 6 6 6 0 43 6,247 2,314、078 1,376,147 会担水準の、54以上の、55未満 6 8 0 41 3,679 1,715,630 1,004、501 会担水準の、52以上の、53未満 6 8 0 24 3,907 1,345,311 772,798 会担水準の、52以上の、53未満 6 8 0 24 3,907 1,345,311 772,798 会担水準の、52以上の、53未満 6 8 0 24 3,907 1,345,311 772,798 会担水準の、52以上の、53未満 7 0 0 14 17,355 2,550,861 1,412,150 会担水準の、49以上の、50未満 7 1 0 1 13 2,135 527,540 287,388 会租水準の、49以上の、50未満 7 1 0 1 13 2,135 527,540 287,388 会租水準の、49以上の、50未満 7 1 0 1 1 23 22 24 294,966 153,979 合担水準の、48以上の、49未満 7 2 0 6 1.593 1,598,584 884,600 会租水準の、48以上の、48未満 7 5 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0			2 11 11 2 = 11 11 1		•		·			602
負担水準の.54以上0.55未満 6 6 0 43 6,247 2,314,078 1,376,147 負担水準の.53以上0.54未満 6 7 0 41 3,679 1,715,630 1,004,501 負担水準の.53以上0.52未満 6 9 0 58 24,328 5,659,741 3,201,591 担担 担担 担担 日本 日本 日本 日本 日本	地	用	2 11 11 2 = 11 11 1		.		,			660
食担水準の、53以上の、54未満		地	2 11 11 2 = 11 11 1							238
● 負担水準の.53以上の.54未満 6 7 0 41 3,679 1,715,630 1,004,501 負担水準の.51以上の.52未満 6 9 0 58 24,328 5,659,741 3,201,591 会担水準の.51以上の.52未満 7 0 0 14 17,355 2,550,861 1,412,150 負担水準の.40以上の.50未満 7 1 0 13 2,135 527,550 287,358 負担水準の.40以上の.50未満 7 1 0 13 2,135 527,550 287,358 負担水準の.40以上の.49未満 7 2 0 6 1,593 1,598,584 854,600 負担水準の.47以上の.48未満 7 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		DJ.			-		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			71
負担が売り、52以上の、53米高	, ,		2 11 11 2 = 11 11 1		-					56
世	台	クト	2 11 11 2 = 11 11 1		-					77
担地 負担水準の、49以上の、50未満	只	0			-	58	24, 328	5, 659, 741		107
地	1 n	宅								36
大	担	+H1	負担水準0.49以上0.50未満		-	13	2, 135	527, 540	287, 358	46
## 人 負担水準の.46以上の.47未満		710		7 2	0	6	1, 593	1, 598, 584		9
連 人 負担水準0.45 人 負担水準0.45 7 5 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	水	$\overline{}$	2 11 11 2 = 11 11 1		=	1	234	294, 956	153, 979	4
大きないのでは、		個	負担水準0.46以上0.47未満			0	0	0	0	0
日本権の 45	準	人	負担水準0.45超0.46未満	7 5	0	0	0	0	0	0
住 負担水準0.59以上0.60未満 7 8 0 86 43,325 7,786,864 4,672,118 食担水準0.58以上0.59未満 7 9 0 145 120,003 28,292,944 16,975,766 負担水準0.57以上0.58未満 8 0 0 218 217,110 45,970,911 27,582,546 負担水準0.56以上0.57未満 8 1 0 157 192,774 39,403,252 23,641,951 支担水準0.56以上0.56未満 8 2 0 102 73,248 14,938,165 8,962,899 負担水準0.53以上0.56未満 8 2 0 102 73,248 14,938,165 8,962,899 負担水準0.53以上0.56未満 8 3 0 37 15,552 4,111,788 2,444,618 人類土水準0.53以上0.54未満 8 4 0 28 6,764 4,993,744 2,915,814 人類土水準0.50以上0.53未満 8 5 0 45 39,440 6,031,859 3,464,190 企 負担水準0.50以上0.50未満 8 6 0 78 216,242 35,003,212 19,852,808 全 負担水準0.50以上0.50未満			負担水準0.45	7 6	0	5	13, 102	1, 993, 399	996, 699	7
- 長担水準0.58以上0.59未満 7 9 0 145 120,003 28,292,944 16,975,766 長担水準0.57以上0.58未満 8 0 0 218 217,110 45,970,911 27,582,546 4 月 負担水準0.56以上0.57未満 8 1 0 157 192,774 39,403,252 23,641,951 5 地 負担水準0.55以上0.56未満 8 2 0 102 73,248 14,938,165 8,962,899 負担水準0.53以上0.55未満 8 2 0 102 73,248 14,938,165 8,962,899 6 負担水準0.53以上0.55未満 8 4 0 28 6,764 4,993,744 2,915,814 6 負担水準0.52以上0.53未満 8 4 0 28 6,764 4,993,744 2,915,814 6 担水準0.53以上0.52未満 8 5 0 45 39,440 6,031,859 3,464,190 6 全 負担水準0.50以上0.51未満 8 7 0 35 122,048 16,310,873 9,038,020 7 地 負担水準0.49以上0.50未満 8 9 0	0				-					2, 518
1		住			-	86	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			198
日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日	•	·			Ξ					484
担				8						568
5 担大準0.54以上0.55未満 8 3 0 37 15,552 4,111,788 2,444,618 6 担大準0.53以上0.54未満 8 4 0 28 6,764 4,993,744 2,915,814 6 負担水準0.52以上0.53未満 8 5 0 45 39,440 6,031,859 3,464,190 6 負担水準0.51以上0.52未満 8 6 0 78 216,242 35,003,212 19,852,808 6 担水準0.50以上0.51未満 8 7 0 35 122,048 16,310,873 9,038,020 6 担水準0.48以上0.50未満 8 8 0 34 256,981 31,747,820 17,302,353 6 投土水準0.48以上0.49未満 8 9 0 6 1,177 1,291,208 692,279 6 技担水準0.46以上0.47未満 9 0 0 15 204,630 24,988,392 12,997,756 6 大 負担水準0.45超0.46未満 9 2 0 0 0 0 0 0 0 6 人 負担水準0.45 9 3 0 32 1,196,580 147,540,166 73,770,083	4	用					· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			409
5 以 負担水準0.53以上0.54未満 負担水準0.52以上0.53未満 の 負担水準0.51以上0.52未満 を 負担水準0.51以上0.52未満 を 負担水準0.50以上0.51未満 地 担 担 (利力水準0.45以上0.50未満 (表) 日担水準0.45以上0.50未満 (表) 日担水準0.45以上0.50未満 (表) 日担水準0.45以上0.50未満 (表) 日担水準0.45以上0.50未満 (表) 日担水準0.45以上0.50未満 (表) 日担水準0.45以上0.50未満 (表) 日担水準0.45以上0.40未満 (身担水準0.45以上0.40未満 (身担水準0.45以上0.40未満 (身担水準0.45超0.46未満 (身) 日間の (表) 日間水準0.45以上0.50未満 (身) 日間の (表) 日間の (表	5	地					,	14, 938, 165	8, 962, 899	226
5 負担水準0.53以上0.54未満 負担水準0.52以上0.53未満 の 負担水準0.51以上0.52未満 を 地 負担水準0.49以上0.50未満 負担水準0.49以上0.50未満 負担水準0.49以上0.50未満 負担水準0.49以上0.49未満 を も 負担水準0.47以上0.48未満 法 負担水準0.46以上0.47未満 人 負担水準0.45 8 4 0 28 6,764 4,993,744 5 2,915,814 2,915,814 39,440 6,031,859 78 216,242 35,003,212 19,852,808 16,310,873 9,038,020 17,302,353 17,302,303 17,302,353 17,302,302 17,302,302 17,302,302 17,302,302 17,302,302 17,302,302 17,302,302 17,302,302 17,302,302 17,302,302 17,302,302 17,302,302 17,302,302 17,302,302 17,302,302 17,302,302 17,302 17,302 17,302 17,		DI	2 11 11 2 = 11 11 1				,	4, 111, 788	2, 444, 618	79
0 負担水準0.52以上0.53未満 8 6 0 78 216,242 35,003,212 19,852,808 2 負担水準0.50以上0.51未満 8 7 0 35 122,048 16,310,873 9,038,020 6 担水準0.49以上0.50未満 8 8 0 34 256,981 31,747,820 17,302,353 負担水準0.48以上0.49未満 8 9 0 6 1,177 1,291,208 692,279 6 法 負担水準0.47以上0.48未満 9 0 0 15 204,630 24,988,392 12,997,756 法 負担水準0.45超0.46未満 9 0 0 0 0 0 負担水準0.45 9 3 0 32 1,196,580 147,540,166 73,770,083	5		2 11 11 2 = 11 11 1					4, 993, 744	2, 915, 814	35
6 全 負担水準0.50以上0.51未満 8 7 0 35 122,048 16,310,873 9,038,020 負担水準0.49以上0.50未満 8 8 0 34 256,981 31,747,820 17,302,353 負担水準0.48以上0.49未満 8 9 0 6 1,177 1,291,208 692,279 負担水準0.47以上0.48未満 9 0 0 15 204,630 24,988,392 12,997,756 会担水準0.45超0.46未満 9 1 0 6 46,923 5,210,656 2,675,842 人 負担水準0.45超0.46未満 9 2 0 0 0 0 負担水準0.45 9 3 0 32 1,196,580 147,540,166 73,770,083		グト	負担水準0.52以上0.53未満	8 5	0			6, 031, 859	3, 464, 190	93
6 長 負担水準0.50以上0.51未満 負担水準0.49以上0.50未満 負担水準0.49以上0.50未満 負担水準0.48以上0.49未満 8 7 0 35 122,048 16,310,873 9,038,020 6 担水準0.49以上0.50未満 負担水準0.48以上0.49未満 8 9 0 6 1,177 1,291,208 692,279 6 法 負担水準0.47以上0.48未満 9 0 0 15 204,630 24,988,392 12,997,756 6 大 負担水準0.45超0.46未満 9 1 0 6 46,923 5,210,656 2,675,842 6 負担水準0.45 9 3 0 32 1,196,580 147,540,166 73,770,083	0	0)	負担水準0.51以上0.52未満	8 6	0	78	216, 242	35, 003, 212	19, 852, 808	253
6 地 負担水準0.48以上0.49未満 8 9 0 6 1,177 1,291,208 692,279 6 負担水準0.47以上0.48未満 9 0 0 15 204,630 24,988,392 12,997,756 法 負担水準0.46以上0.47未満 9 1 0 6 46,923 5,210,656 2,675,842 人 負担水準0.45超0.46未満 9 2 0 0 0 0 0 負担水準0.45 9 3 0 32 1,196,580 147,540,166 73,770,083	-	宅	負担水準0.50以上0.51未満	8 7	0		122, 048	16, 310, 873	9, 038, 020	91
6 負担水準0.48以上0.49未満 8 9 0 0 0 15 1,177 1,291,208 692,279 6 負担水準0.47以上0.48未満 9 0 0 0 15 204,630 24,988,392 12,997,756 法 負担水準0.46以上0.47未満 9 1 0 0 6 46,923 5,210,656 2,675,842 負担水準0.45超0.46未満 9 2 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		HH	負担水準0.49以上0.50未満		=	34	256, 981	31, 747, 820	17, 302, 353	142
6 法 負担水準0.46以上0.47未満 9 1 0 6 46,923 5,210,656 2,675,842 人 負担水準0.45超0.46未満 9 2 0 0 0 0 0 0 負担水準0.45 9 3 0 32 1,196,580 147,540,166 73,770,083	-	ᄱ		8 9	0	_	,	1, 291, 208	,	16
法 負担水準0.46以上0.47未満 9 1 0 6 46,923 5,210,656 2,675,842 人 負担水準0.45超0.46未満 9 2 0 0 0 0 0 0 負担水準0.45 9 3 0 3 0 32 1,196,580 147,540,166 73,770,083	C	$\overline{}$	負担水準0.47以上0.48未満	9 0	0	15	204, 630	24, 988, 392	12, 997, 756	50
負担水準0.45 9 3 0 32 1,196,580 147,540,166 73,770,083	О	法			-	6	46, 923	5, 210, 656	2, 675, 842	10
負担水準0.45 9 1 3 1 0 32 1,196,580 147,540,166 73,770,083	\smile	人	負担水準0.45超0.46未満	9 2	0	0	0	0	0	0
計 9 4 0 1,024 2,752,797 413,621,854 226,989,043			2 14 14 1	=	=	32	1, 196, 580	147, 540, 166	73, 770, 083	116
			計	9 4	0	1,024	2, 752, 797	413, 621, 854	226, 989, 043	2, 770

第6表610行から第6表650行は第6表040行の、第6表660行から700行は第6表050行の、第6表710行から第6表710行から第6表760行は第6表760行は第6表780行から第6表80行から第6表800行から第60

坩	łj.	方么	公	共同	団化	本	コー	ド	表都 7	香号 8
1		2		2	(0	3	3	0	7

第7表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都道府	県 名	千葉県
市町	村 名	市川市

						(1)		(2)		(3)			(4)			(5)	
ĺ		区 分	行	番	号	納税義務者数		地 積	決	定価格		課程	说 標	準 額		筆	数
<u> </u>			9			12 (人)	24	(m²)	39	(千円])	54		(千円)	69		(筆) 80
農	住	負担水準0.7超		1							4						
業	宅	負担水準0.65以上0.7以下		2							┙						
用	用用	負担水準0.6以上0.65未満		3							┙						
施		負担水準0.55以上0.6未満		4							┙						
設	地	負担水準0.5以上0.55未満		5							┙						
の	以	負担水準0.45以上0.5未満		6							┙						
用	外	負担水準0.4以上0.45未満		7							┙						
に	Ø	負担水準0.35以上0.4未満	0	8							╛						
供	宅	負担水準0.3以上0.35未満	0	9							╛						
す		負担水準0.25以上0.3未満	1	0													
る	地	負担水準0.2以上0.25未満	1	1	0												
宅	$\overline{}$	負担水準0.15以上0.2未満	1		0												
地	個	負担水準0.1以上0.15未満	1	3	0						T						
	, , , ,	負担水準0.05以上0.1未満	1	4	0						T						
農	人	負担水準0.05未満	1	5	0						T						
地		m h .	1	6	0	0		0			0			0			(
+	住	負担水準0.7超	1	7	0												
造	宅	負担水準0.65以上0.7以下	1	8													
成		負担水準0.6以上0.65未満	1	9	0												
費	用	負担水準0.55以上0.6未満	2	0	0												
复と	地	負担水準0.5以上0.55未満	2	1	0												
2	以	負担水準0.45以上0.5未満	2	2	0						T						
レー	外	負担水準0.4以上0.45未満	2	3	0												
て	n o	負担水準0.35以上0.4未満	2	4	0												
評		負担水準0.3以上0.35未満	2	5	0												
価	宅	負担水準0.25以上0.3未満	2	6	0						T						
さ	地	負担水準0.2以上0.25未満	2	7	0						T						
れ	_	負担水準0.15以上0.2未満	2	8	0		Ī				T						
る	法	負担水準0.1以上0.15未満	2	9	0		l				ヿ						
ŧ	,	負担水準0.05以上0.1未満	3	0			l				す						
の	人	負担水準0.05未満		1							す						
\smile		計		2		0		0			0			C			(

この表における個人・法人別の各区分の合計数字は、第6表における該当行列内の数字を超えないことに留意すること(納税義務者数は除く)。 (例) 第6表010行2列 ≧ 第7表010行2列 + 第7表330行2列

地1	方公	洪区]体:	コー	ド	表番 7	季号 8
1	2	2	0	3	3	0	7

第7表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都道府	県 名	千葉県
市町木	寸 名	市川市

-						(1)		(2)		(3)			(4)			(5)	
		区	行	番	异	納税義務者数		地 積	決	定 価 格	.	課程	兑 標	準 額		筆	数
_			9			12 (人)	24	(m^2)	19	(手)	月)	54		(千円)	69		(筆) 80
生	住	負担水準0.7超		3													
産	宅	負担水準0.65以上0.7以下		4													
緑	用	負担水準0.6以上0.65未満		5													
地		負担水準0.55以上0.6未満		6													
地	地	負担水準0.5以上0.55未満		7	<u>: </u>												
区	以	負担水準0.45以上0.5未満		8													
·	外	負担水準0.4以上0.45未満		9	:												
内	Ø	負担水準0.35以上0.4未満	4	0													
の	宅	負担水準0.3以上0.35未満	4	1	0												
宅	_	負担水準0.25以上0.3未満	4		0												
地	地	負担水準0.2以上0.25未満	4	-	0												
$\widehat{}$	<u> </u>	負担水準0.15以上0.2未満		4													
農	個	負担水準0.1以上0.15未満		5													
地	人	負担水準0.05以上0.1未満	4	6	0												
等	\(\)	負担水準0.05未満	4	7	0												
+		計	4	-	0	0		0			0			0			(
造	住	負担水準0.7超		9													
	宅	負担水準0.65以上0.7以下		0	<u>: </u>												
成		負担水準0.6以上0.65未満		1													
費	用	負担水準0.55以上0.6未満		2													
と	地	負担水準0.5以上0.55未満	5	3	0												
L	以	負担水準0.45以上0.5未満		4													
て	外	負担水準0.4以上0.45未満		5													
評	\mathcal{O}	負担水準0.35以上0.4未満		6													
価	.,	負担水準0.3以上0.35未満		7													
さ	宅	負担水準0.25以上0.3未満		8													
れ	地	負担水準0.2以上0.25未満	5	9	0												
る		負担水準0.15以上0.2未満	6	0	0												
	法	負担水準0.1以上0.15未満	6	1	0												
t		負担水準0.05以上0.1未満	6	2	0												
<i>の</i>	人	負担水準0.05未満	6	3	0												
		計	6	4	0	0		0			0			0			(

⁻ この表における個人・法人別の各区分の合計数字は、第6表における該当行列内の数字を超えないことに留意すること(納税義務者数は除く)。 (例) 第6表010行2列 ≧ 第7表010行2列 + 第7表330行2列

地 1	方公	共団]体:	コー	ド	表番 7	子 8
1	2	2	0	3	3	0	8

第8表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

					(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
	区 分	行	番	早	納税義務者数	地積	決定価格	課税標準額	筆	数
	Д ————————————————————————————————————	9	Ħ	<i></i>	12 (人)	24 (m²)	39 (千円)	54 (千円)	69	(筆) 80
	本則による課税がなされたもの(負担水準1.0以上)	0	1	0	26, 213	4, 167, 021	281, 229, 355	52, 939, 461		39, 371
宅	引き下げ(負担水準0.7超) による課税がなされたもの	0	2	0	0	0	0	0		0
地	住宅用地以外の宅地において負担水準0.6以上0.7以下	0	3	0	2, 082	1, 391, 879	122, 912, 035	76, 590, 667		4, 469
715	上記以外で負担水準0.2未満を除いたもの	0	4	0	118, 943	20, 177, 786	3, 248, 955, 856	857, 430, 739		177,372
計	負担水準0.2未満	0	5	0	0	0	0	0		0
	計	0	6	0	147, 238	25, 736, 686	3, 653, 097, 246	986, 960, 867		221, 212
	負担水準1.0以上	0	7	0	443	692, 948	33, 199	33, 199		927
	負担水準0.95以上1.0未満	0	8	0	0	0	0	0		0
	負担水準0.9以上0.95未満	0	9	0	0	0	0	0		0
	負担水準0.85以上0.9未満	1	0	0	0	0	0	0		0
_	負担水準0.8以上0.85未満	1	1	0	0	0	0	0		0
	負担水準0.75以上0.8未満	1	2	0	0	0	0	0		0
	負担水準0.7以上0.75未満	1	3	0	0	0	0	0		0
	負担水準0.65以上0.7未満	1	4	0	0	0	0	0		0
般	負担水準0.6以上0.65未満	1	5	0	0	0	0	0		0
	負担水準0.55以上0.6未満	1	6	0	0	0	0	0		0
	負担水準0.5以上0.55未満	1	7	0	0	0	0	0		0
	負担水準0.45以上0.5未満	1	8	0	0	0	0	0		0
	負担水準0.4以上0.45未満	1	9	0	0	0	0	0		0
山	負担水準0.35以上0.4未満	2	0	0	0	0	0	0		0
	負担水準0.3以上0.35未満	2	1	0	0	0	0	0		0
	負担水準0.25以上0.3未満	2	2	0	0	0	0	0		0
	負担水準0.2以上0.25未満	2	3	0	0	0	0	0		0
林	負担水準0.15以上0.2未満	2	4	0	0	0	0	0		0
	負担水準0.1以上0.15未満	2	5	0	0	0	0	0		0
I	負担水準0.05以上0.1未満	2	6	0	0	0	0	0		0
I	負担水準0.05未満	2	7	0	0	0	0	0		0
	計	2	8	0	443	692, 948	33, 199	33, 199		927

地	方公	洪区]体:	_	ド	表者 7	昏号 8
1	2	2	0	3	3	0	9

第9表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

						(1)	(2)		(3)	(4)	(5)	
		区 分	行	番	문	納税義務者数	地 積		決定価格	課税標準額	筆	数
		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	9	ш	,,	12 (人)	24 (m²)	39 (千円) 54 (千円)	69	(筆)80
		負担水準1.0以上	0	1		0		0	(0		0
	小	負担水準0.95以上1.0未満	0	2	0	0		0	(0		0
		負担水準0.9以上0.95未満	0	3	0	0		0	(0		0
複	規	負担水準0.85以上0.9未満	0	4	0	0		0	(0		0
後		負担水準0.8以上0.85未満	0	5	0	0		0	(0		0
	模	負担水準0.75以上0.8未満	0	6	0	0		0	(0		0
	<i>I</i> -	負担水準0.7以上0.75未満	0			0		0	(0		0
	住	負担水準0.65以上0.7未満	0			0		0	(0
合	宅	負担水準0.6以上0.65未満	0			0		0	(0
		負担水準0.55以上0.6未満	-	0		0		0	(0
	用	負担水準0.5以上0.55未満	1	1		0		0	(0
	/13	負担水準0.45以上0.5未満	1	2		0		0	(, ,		0
利	地	負担水準0.4以上0.45未満	1	_		0		0	(-		0
1,3		負担水準0.35以上0.4未満	1	4		0		0	(0
	$\overline{}$	負担水準0.3以上0.35未満	1	5		0		0	(-		0
		負担水準0.25以上0.3未満	1	6		0		0	(0
	個	負担水準0.2以上0.25未満	1	7		0		0	(0
用		負担水準0.15以上0.2未満	1	8		0		0	(0
	人	負担水準0.1以上0.15未満	1	9	_	0		0	(0
)	負担水準0.05以上0.1未満	2	_		0		0	(0
		負担水準0.05未満 計	2			0		0	(-		0
鉄			2	2		0		0	(,		0
	ıls.	負担水準0.95以上1.0未満	2			0		0	(
	.1.	負担水準0.9以上0.95未満	2	_		0		0	(-		
	規	負担水準0.85以上0.9未満	2			0		0	<u> </u>			
軌		負担水準0.8以上0.85未満	2			0		0	(0
1, -	模	負担水準0.75以上0.8未満	2	-		0		0	(0
		負担水準0.7以上0.75未満	2			0		0	(0
	住	負担水準0.65以上0.7未満	3	_		0		0	(0		0
٠٠٠		負担水準0.6以上0.65未満	3	1	0	0		0	(0		0
道	宅	負担水準0.55以上0.6未満	3	2	0	0		0	(0		0
	用	負担水準0.5以上0.55未満	3	3	0	0		0	(0		0
	用	負担水準0.45以上0.5未満	3	4	0	0		0	(0		0
	地	負担水準0.4以上0.45未満	3	5	0	0		0	(0		0
用	10	負担水準0.35以上0.4未満	3	6	0	0		0	(0		0
	_	負担水準0.3以上0.35未満	3	7	0	0		0	(0		0
		負担水準0.25以上0.3未満	3			0		0	(0		0
	法		3		_	0		0	(-		0
地		負担水準0.15以上0.2未満	_	0		0		0	(0
"	人	負担水準0.1以上0.15未満	4		_	0		0	(0
	ار	負担水準0.05以上0.1未満		2		0		0	(0
	-	負担水準0.05未満		3		0		0	(-		0
		計	4	4	0	0		0	(0		0

地1	方公	共民]]体	コー	ド	表都 7	番号 8
1	2	2	0	3	3	0	9

第9表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

						(1)	(:	2)	(3)	(4)		(5)
			行	番	号	納税義務者数	地	積	決定価格	課税標準額	筆	数
L			9			12 (人)	24		39 (千円			(筆)80
		負担水準1.0以上	_	5				0	_			0
	_	負担水準0.95以上1.0未満	_	6	-	0		0				0
		負担水準0.9以上0.95未満	4	-	0	0		0	_			0
複	般	負担水準0.85以上0.9未満	4	-	0	0		0	_			0
12		負担水準0.8以上0.85未満	4		0	0		0	_	, , ,		0
	住	負担水準0.75以上0.8未満	5	-	0	0		0	Ü	0		0
		負担水準0.7以上0.75未満	5	-	-	0		0	-	-		0
	宅	負担水準0.65以上0.7未満	5	-	0	0		0	_			0
合		負担水準0.6以上0.65未満	5	-	0	0		0	_			0
	用	負担水準0.55以上0.6未満	5	-	0	0		0				0
		負担水準0.5以上0.55未満	5		0	0		0	_			0
	地	負担水準0.45以上0.5未満	5	: :	0	0		0	_			0
利		負担水準0.4以上0.45未満	5	<u>. </u>	0	0		0	_	-		0
1,3	_	負担水準0.35以上0.4未満	5	-	0	0		0	_			0
		負担水準0.3以上0.35未満	5	-	0	0		0	_			0
	個	負担水準0.25以上0.3未満	6	-	0	0		0	_			0
	IIEI	負担水準0.2以上0.25未満	6	-	0	0		0	_			0
用	Į.	負担水準0.15以上0.2未満	6	-	0	0		0				0
	人	負担水準0.1以上0.15未満 (A.D.) (2.1)	_	3		0		0				0
	\smile	負担水準0.05以上0.1未満	6		0	0		0	_			0
		負担水準0.05未満	6	-	0	0		0	_	-		0
鉄		計 負担水準1,0以上	6	: :	0	0		0	0	v		0
		負担水準0.95以上1.0未満	6	-	0	0		0	·	Ü		
	_	負担水準0.9以上0.95未満	6	-	0	0		0	·	· ·		
		負担水準0.85以上0.95未満	7	•	0	0		0	_			
動	般	負担水準0.8以上0.85未満	7	-	0	0		0	_			0
474		負担水準0.75以上0.8未満	7		0	0		0				
	住	負担水準0.7以上0.75未満	7		0	0		0	_			
		負担水準0.65以上0.7未満	7	•	0	0		0				0
	宅	負担水準0.6以上0.65未満	7	•	0	0		0	_			
道		負担水準0.55以上0.6未満	7		0	0		0	_	0		
	用	負担水準0.5以上0.55未満	7		0	0		0	Ů			
		負担水準0.45以上0.5未満	7	-	0	0		0	_			
	地	負担水準0.4以上0.45未満	7		0	0		0	·			
用		負担水準0.35以上0.45 (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本)	8	-	0	0		0				
) 11	$\overline{}$	負担水準0.3以上0.35未満	8	<u>. </u>	0	0		0	_			
		負担水準0.25以上0.3未満	8		0	0		0	_			
	法	負担水準0.2以上0.25未満	8		0	0		0	Ü	Ü		
		負担水準0.15以上0.2未満	8	•	0	0		0	_	0	 	
地	人	負担水準0.1以上0.15未満	8	•	0	0		0	Ů		 	- 0
		負担水準0.05以上0.1未満	8		0	0		0	_	_	 	
	$\overline{}$	負担水準0.05未満	8	-	0	0		0	_			- 0
		計		8	-	0		0	0	0		0
		μι		U	U	V		0	0	U		

- 地 1	1方4	〉共 🖯]体:	1 —	ド	表都 7	季号 8
1	2	2	0	3	3	1	0

第10表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都	道丿	府 県	名	千葉県
市	町	村	名	市川市

						(1)		(2)	(3)	(4)		(5)
		区 分	行	番	문	納税義務者数	地	也 積	決定価格	課税標準額	筆	数
			9	ш	,,	12 (人)	24	(m^2)	39 (千円) 54 (千円)	69	(筆)80
	ţ	負担水準0.7超	0	1	0	0		0	(0		0
	宅	負担水準0.65以上0.7以下	0	2	0	1, 574		865, 074	22, 371, 792	15, 136, 759		3, 246
	地	負担水準0.6以上0.65未満	0	3	0	1, 337		620, 866	54, 218, 413	33, 262, 594		2,630
		負担水準0.55以上0.6未満	0			1, 374		496, 071	91, 165, 803	54, 699, 479		2, 358
	比	負担水準0.5以上0.55未満	0	5	0	88		37, 312	9, 074, 537	5, 258, 245		170
	準	負担水準0.45以上0.5未満	0	6	0	3		1,082	137, 421	69, 892		3
		負担水準0.4以上0.45未満	0	7	0	31		38, 541	2, 041, 328	1, 010, 012		186
そ	土	負担水準0.35以上0.4未満	0	8	0	0		0	(0		0
	地	負担水準0.3以上0.35未満	0	9	0	1		382	29, 713	11, 101		2
		負担水準0.25以上0.3未満	1	0	0	0		0	(0		0
	$\overline{}$	負担水準0.2以上0.25未満	1	1	0	0		0	(0		0
	個	負担水準0.15以上0.2未満	1	2	0	0		0	(0		0
		負担水準0.1以上0.15未満	1	3	0	0		0	(0		0
	人	負担水準0.05以上0.1未満	1	4	0	0		0	(0		0
	$\overline{}$	負担水準0.05未満	1	5	0	0		0	(0		0
の		計	1	6	0	4, 408		2, 059, 328	179, 039, 007	109, 448, 082		8, 595
0)	宅	負担水準0.7超	1	7	0	0		0	(0		0
	七	負担水準0.65以上0.7以下	1	8	0	355		507, 877	10, 316, 123	7, 000, 169		1,606
	地	負担水準0.6以上0.65未満	1	9	0	209		161, 365	, ,			636
	LL	負担水準0.55以上0.6未満	2	0	0	215		344, 845	44, 015, 383	3 26, 409, 229		1, 131
	比	負担水準0.5以上0.55未満	2	1	0	40		131, 801	25, 702, 542	14, 839, 212		588
	準	負担水準0.45以上0.5未満	2	2	0	6		87, 904				271
		負担水準0.4以上0.45未満	2	3	0	38		117, 958	11, 623, 343	5, 604, 566		434
/ıh	土	負担水準0.35以上0.4未満	2	4	0	0		0	(0		0
他	地	負担水準0.3以上0.35未満	2	5	0	0		0	(0		0
		負担水準0.25以上0.3未満	2	6	0	0		0	(0		0
	$\widehat{}$	負担水準0.2以上0.25未満	2	7	0	0		0	(0		0
	法	負担水準0.15以上0.2未満	2	8	0	0		0	(0		0
		負担水準0.1以上0.15未満	2	9	0	0		0	(0		0
	人	負担水準0.05以上0.1未満	3	0	0	0		0	(0		0
	$\overline{}$	負担水準0.05未満	3	1	0	0		0	(0		0
		計	3	2	0	863		1, 351, 750	110, 682, 77	64, 722, 301		4, 666

- 地 1	方々	人共区	団体:	コー	ド	表看 7	昏号 8
1	2	2	0	3	3	1	0

第10表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都	道႔	年 県	名	千葉県
市	町	村	名	市川市

				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区 分	行番号	納税義務者数	地積	決定価格	課税標準額	筆 数
		△	9 11 111 7	12 (人)	24 (m²)	39 (千円)	54 (千円)	69 (筆):
	宅	負担水準1.0以上	3 3 (54	102, 150	59, 642	59, 642	19
		負担水準0.95以上1.0未満	3 4 (0	0	0	0	
	地	負担水準0.9以上0.95未満	3 5 (0	0	0	0	
		負担水準0.85以上0.9未満	3 6 (0	0	0	0	
	比	負担水準0.8以上0.85未満	3 7 (0	0	0	0	
そ		負担水準0.75以上0.8未満	3 8 (0	0	0	0	
	淮	負担水準0.7以上0.75未満	3 9 (0	0	0	0	
	'	負担水準0.65以上0.7未満	4 0 (16	65, 061	8,003	5, 602	6
	+:	負担水準0.6以上0.65未満	4 1 (1	532	65	43	
		負担水準0.55以上0.6未満	4 2 (0	0	0	0	
Ø	地	負担水準0.5以上0.55未満	4 3 (0	0	0	0	
V	끄	負担水準0.45以上0.5未満	4 4 (0	0	0	0	
	121	負担水準0.4以上0.45未満	4 5 (0	0	0	0	
	以	負担水準0.35以上0.4未満	4 6 (0	0	0	0	
	6.1	負担水準0.3以上0.35未満	4 7 (0	0	0	0	
	外	負担水準0.25以上0.3未満	4 8 (0	0	0	0	
他		負担水準0.2以上0.25未満	4 9 (0	0	0	0	
	0)	負担水準0.15以上0.2未満	5 0 (0	0	0	0	
		負担水準0.1以上0.15未満	5 1 (0	0	0	0	
	土	負担水準0.05以上0.1未満	5 2 (0	0	0	0	
		負担水準0.05未満	5 3 (0	0	0	0	
	地	計	5 4 (,	67, 710	65, 287	26
		による課税がなされたもの(負担水準1.0以上)	5 5 (26, 710	4, 962, 119	281, 322, 196	53, 032, 302	40, 49
		下げ(負担水準0.7超) による課税がなされたもの	5 6 (0	0	0	
7774		用地以外の宅地及び宅地比準土地において負担水準0.6以上0.7以下	5 7 (-,		221, 373, 692	139, 034, 009	12, 58
計		以外で負担水準0.2未満を除いたもの	5 8 (120, 756	21, 499, 275	3, 440, 224, 045	969, 163, 425	182, 58
市	負担	水準0.2未満	5 9 (0	0	0	
		計	6 0 (153, 023	30, 008, 455	3, 942, 919, 933	1, 161, 229, 736	235, 66

地	方グ	大人	団体:	コー	ド	表番 7	手号 8
1	2	2	0	3	3	1	0

第10表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

 都 道 府 県 名
 千葉県

 市 町 村 名
 市川市

						(1)		(2)	(3)	(4)	(!	5)
		区 分	行	釆	무	納税義務者数	地	積	決定価格	課税標準額	筆	数
		ĭ,	9	笛	7	12 (人)	24	(m^2)	39 (千円)	54 (千円)	69	(筆) 80
	宅	負担水準0.70	6	1	0	117		74, 280	974, 512	682, 158		211
そ	-	負担水準0.69以上0.70未満	6	2	0	358		224, 253	4, 448, 943	3, 088, 998		773
0	地	負担水準0.68以上0.69未満	6	3	0	379		196, 453	4, 008, 479	2, 745, 912		719
	比	負担水準0.67以上0.68未満	6	4	0	353		148, 791	4, 809, 052	3, 245, 379		604
他	準	負担水準0.66以上0.67未満	6	5	0	341		129, 234	5, 354, 052	3, 556, 061		572
_	土:	負担水準0.65以上0.66未満	6	6	0	207		92, 063	2, 776, 754	1, 818, 251		367
	地	負担水準0.64以上0.65未満	6	7	0	167		79, 795	4, 307, 482	2, 774, 037		315
負	끄만	負担水準0.63以上0.64未満	6	8	0	225		111, 267	6, 439, 671	4, 090, 677		430
担	$\overline{}$	負担水準0.62以上0.63未満	6	9	0	172		74, 028	6, 716, 436	4, 231, 042		285
1브	個	負担水準0.61以上0.62未満	7	0	0	255		112, 839	7, 949, 276	4, 883, 510		494
水	人	負担水準0.60超0.61未満	7	1	0	0		0	0	0		0
進		負担水準0.60	7	2	0	647		242, 937	28, 805, 548	17, 283, 328		1, 106
毕		計	7	3	0	3, 221		, 485, 940	, ,	, ,		5, 876
0	宅	負担水準0.70		4	0	33		29, 965				80
	地	負担水準0.69以上0.70未満				120		123, 415		1, 668, 405		343
•		負担水準0.68以上0.69未満	7			100		133, 028				348
6	比	負担水準0.67以上0.68未満	7	i		74		64, 777	1, 402, 058			278
,	準	負担水準0.66以上0.67未満				64		113, 442		1, 691, 751		446
>	土	負担水準0.65以上0.66未満	-	9		47		43, 250		575, 874		111
0	地	負担水準0.64以上0.65未満	8	0	0	33		23, 894		,		83
· ·	10	負担水準0.63以上0.64未満	8	1	0	29		24, 541	871, 241	551, 305		139
•		負担水準0.62以上0.63未満		2	0	27		9, 719				40
7	法	負担水準0.61以上0.62未満				48		39, 067	2, 121, 950	1, 306, 899		123
'	人	負担水準0.60超0.61未満		<u>:</u>		0		0	Ů	0		0
$\overline{}$	\smile	負担水準0.60	8			104		64, 144				251
		計	8	6	0	679		669, 242	21, 871, 452	14, 043, 989		2, 242

第10表610行から第10表660行は第10表020行の、第10表670行から720行は第10表030行の、第10表740行から第10表790行は第10表180行の、第10表800行から第10表850行は第10表190行の内数として記載すること(納税義務者数は一致しないことがある)。

地 1	方グ	大公]体	コー	ド	表都 7	季号 8
1	2	2	0	3	3	1	1

第11表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都	道系	牙 県	名	千葉県
市	町	村	名	市川市

						(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区	行	番	무	納税義務者数	地 積	決定価格	課税標準額	筆 数
			9			12 (人)				
	, <u>-</u>	負担水準0.59以上0.60未満	0		0	215	,			312
そ	宅	負担水準0.58以上0.59未満	0	2	0	362	109, 753	21, 293, 125	12, 775, 875	563
	地	負担水準0.57以上0.58未満	0		0	473	,	30, 673, 930	18, 404, 357	839
の		負担水準0.56以上0.57未満	0		0	307	,	19, 841, 102		447
	比	負担水準0.55以上0.56未満	0		0	136		8, 578, 183		197
他	進	負担水準0.54以上0.55未満	0		0	36	,			62
	+	負担水準0.53以上0.54未満	0		0	19	4, 167	1, 503, 739	878, 498	27
$\overline{}$	土	負担水準0.52以上0.53未満	0		0	11	3, 124	1, 022, 972	584, 763	13
		負担水準0.51以上0.52未満	0	9	0	18	12, 375	2, 450, 911	1, 388, 020	36
負	地	負担水準0.50以上0.51未満	1	0	0	9	7, 527	760, 195	419, 835	32
		負担水準0.49以上0.50未満	1		0	2	386	25, 107	13, 735	2
担		負担水準0.48以上0.49未満	1		0	0	0	(0	(
	個	負担水準0.47以上0.48未満	1	3	0	0	0	(0	(
水		負担水準0.46以上0.47未満	1	4	0	0	0	(0	(
	人	負担水準0.45超0.46未満	1	5	0	0	0	(0	(
準	$\overline{}$	負担水準0.45	1	6	0	1	696	112, 314	56, 157	1
		計	1		0	1,589	534, 465	100, 377, 761	60, 027, 616	2, 531
0	宅	負担水準0.59以上0.60未満	1	8	0	31	33, 078	5, 379, 822	3, 227, 893	82
	七	負担水準0.58以上0.59未満	1	9	0	44	97, 960	10, 630, 826	6, 378, 495	213
•	地	負担水準0.57以上0.58未満	2	0	0	99	73, 783	8, 762, 690	5, 257, 614	314
	比	負担水準0.56以上0.57未満	2		0	57	120, 315	15, 221, 828	9, 133, 097	451
4	. –	負担水準0.55以上0.56未満	2	2	0	26	19, 709	4, 020, 217	2, 412, 130	71
5	準	負担水準0.54以上0.55未満	2	3	0	7	28, 296	4, 219, 441	2, 507, 949	121
,	土:	負担水準0.53以上0.54未満	2	4	0	5	21, 991	11, 602, 996	6, 746, 119	60
5	Life.	負担水準0.52以上0.53未満	2	5	0	6	22, 283	2, 815, 818	1, 616, 509	48
	地	負担水準0.51以上0.52未満	2	6	0	21	47, 479	6, 343, 027	3, 569, 587	308
0	_	負担水準0.50以上0.51未満	2	7	0	7	11, 752	721, 260	399, 048	51
	<u></u>	負担水準0.49以上0.50未満	2	8	0	2	4, 552	499, 827	270, 952	24
•	法	負担水準0.48以上0.49未満	2	9	0	1	16, 428	805, 956	430, 501	30
	人	負担水準0.47以上0.48未満	3	0	0	1	144	12, 902	6, 709	1
6	\smile	負担水準0.46以上0.47未満	3		0	6	54, 331	2, 325, 631	1, 204, 275	176
		負担水準0.45超0.46未満	3	2	0	0	0	(0	(
\cup		負担水準0.45	3	3	0	3	12, 449	3, 825, 737	1, 912, 868	40
		計	3	4	0	316	564, 550	77, 187, 978	45, 073, 746	1, 990

1	也:	方々	3共2]体	コー	ド	表都 7	番号 8
1		2	2	0	3	3	4	7

第47表 農地の負担調整に関する調 (法定免税点以上のもの)

都道府県	: 名	千葉県
市町村	名	市川市

	<u> </u>			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
	区	分	行番号 42	内税義務者数 (人)	地 積 24 (㎡)	決 定 価 格 39 (千円)	課税標準額 54 (千円)	筆 数 69 (筆)80
	本則	負担水準1.0以上	0 1 0	(v	24 ()	(114)	04 (1147	00 (
	負担調整率1.025	負担水準0.95以上1.0未満	0 2 0					
	貝担調金年1.025	負担水準0.9以上0.95未満	0 3 0					
_	負担調整率1.05	負担水準0.85以上0.9未満	0 4 0					
	只远阴正十1.00	負担水準0.8以上0.85未満	0 5 0					
	負担調整率1.075	負担水準0.75以上0.8未満	0 6 0					
	X1249E 1.010	負担水準0.7以上0.75未満	0 7 0					
		負担水準0.65以上0.7未満	0 8 0					
般		負担水準0.6以上0.65未満	0 9 0					
		負担水準0.55以上0.6未満	1 0 0					
Iπ	3	負担水準0.5以上0.55未満	1 1 0					
		負担水準0.45以上0.5未満	1 2 0					
市	負担調整率1.10	負担水準0.4以上0.45未満	1 3 0					
·		負担水準0.35以上0.4未満	1 4 0					
		負担水準0.3以上0.35未満	1 5 0					
		負担水準0.25以上0.3未満	1 6 0					
街		負担水準0.2以上0.25未満 負担水準0.15以上0.2未満						
1封		負担水準0.1以上0.15未満	1 8 0					
		負担水準0.05以上0.1未満	2 0 0				-	
		負担水準0.05未満	2 1 0				-	
		計	2 2 0	0	0	0	0	
化	本則	負担水準1.0以上	2 3 0	U.	V	0	V	
		負担水準0.95以上1.0未満	2 4 0					
	負担調整率1.025	負担水準0.9以上0.95未満	2 5 0					
	to the second of the second	負担水準0.85以上0.9未満	2 6 0					
区	負担調整率1.05	負担水準0.8以上0.85未満	2 7 0					
	# In 3m ## - 114 . 0.55	負担水準0.75以上0.8未満	2 8 0					
	負担調整率1.075	負担水準0.7以上0.75未満	2 9 0					
		負担水準0.65以上0.7未満	3 0 0					
域		負担水準0.6以上0.65未満	3 1 0					
坝		負担水準0.55以上0.6未満	3 2 0					
灯	п	負担水準0.5以上0.55未満	3 3 0					
\A	ц	負担水準0.45以上0.5未満	3 4 0					
	負担調整率1.10	負担水準0.4以上0.45未満	3 5 0					
農	貝坦响至平1.10	負担水準0.35以上0.4未満	3 6 0					
		負担水準0.3以上0.35未満	3 7 0					
		負担水準0.25以上0.3未満	3 8 0					
		負担水準0.2以上0.25未満	3 9 0					
地		負担水準0.15以上0.2未満	4 0 0					
		負担水準0.1以上0.15未満	4 1 0					
		負担水準0.05以上0.1未満	4 2 0					
		負担水準0.05未満	4 3 0					
		計	4 4 0	0	0	0	0	0

地	方グ	〉共 🖯	団体:	コー	F	表番 7	等号 8
1	2	2	0	3	3	4	7

第47表 農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都	道系	牙県	名	千葉県
市	町	村	名	市川市

	——			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
	<u>X</u>	分	行番号 9	納税義務者数 (人)	地 積 (m²)	決 定 価 格 39 (千円)	課 税 標 準 額 54 (千円)	筆 数 69 (筆)81
	本則	負担水準1.0以上	4 5 0	0	0	0	0	0
_	負担調整率1.025	負担水準0.95以上1.0未満	4 6 0	0	0	0	0	0
	兵运嗣至十1.020	負担水準0.9以上0.95未満	4 7 0	0	0	0	0	(
般	負担調整率1.05	負担水準0.85以上0.9未満	4 8 0	0	0	0	0	(
川又	英国關連中1.00	負担水準0.8以上0.85未満	4 9 0	0	0	0	0	(
-	負担調整率1.075	負担水準0.75以上0.8未満	5 0 0	0	0	0	0	(
市	久压M是 1.010	負担水準0.7以上0.75未満	5 1 0	0	0	0	0	(
		負担水準0.65以上0.7未満	5 2 0	0	0	0	0	
街		負担水準0.6以上0.65未満	5 3 0	0	0	0	0	(
		負担水準0.55以上0.6未満 <u> </u>	5 4 0	0	0	0	0	
化	=	負担水準0.5以上0.55未満	5 5 0	0	V	0	0	
		負担水準0.45以上0.5未満	5 6 0	0	0	0	0	
区	負担調整率1.10	負担水準0.4以上0.45未満 負担水準0.35以上0.4未満	5 7 0	0	0	0	0	
		負担水準0.3以上0.35未満	5 8 0	0	0	0	0	
域		負担水準0.25以上0.35米個 負担水準0.25以上0.3未満	6 0 0	0	0	0	0	
蚁		負担水準0.2以上0.25未満	6 1 0	0	0	0	0	
		負担水準0.15以上0.2未満	6 2 0	0	0	0	0	
農		負担水準0.1以上0.15未満	6 3 0	0	0	0	0	
		負担水準0.05以上0.1未満	6 4 0	0	0	0	0	
地		負担水準0.05未満	6 5 0	0	0	0	0	· ·
		1277-77 1 v. verifie	6 6 0	0	Ů.	Ů.	0	(

地方公	:共団	体:	1 —	ド	表都 7	番号 8
1 2	2	0	3	3	4	8

第48表 農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都	道丿	存 県	名	千葉県
市	町	村	名	市川市

		<u> </u>			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	
		X	分	行番号 9	納税義務者数(人)	地 積 24 (㎡)	決 定 価 格 39 (千円)	課税標準額 54 (千円)	筆 69	数 (筆) ₈₀
		本則	負担水準1.0以上	0 1 0						
		負担調整率1.025	負担水準0.95以上1.0未満	0 2 0						
		貝里剛走平1.020	負担水準0.9以上0.95未満	0 3 0						
		負担調整率1.05	負担水準0.85以上0.9未満	0 4 0						
		八二阴正 1.00	負担水準0.8以上0.85未満	0 5 0						
		負担調整率1.075	負担水準0.75以上0.8未満	0 6 0						
			負担水準0.7以上0.75未満	0 7 0						
\wedge			負担水準0.65以上0.7未満	0 8 0						
介			負担水準0.6以上0.65未満 負担水準0.55以上0.6未満	0 9 0 1 0 0						
			負担水準0.5以上0.55未満	1 1 0						
	田		負担水準0.45以上0.5未満	1 2 0						
			負担水準0.4以上0.45未満	1 3 0						
		負担調整率1.10	負担水準0.35以上0.4未満	1 4 0						
			負担水準0.3以上0.35未満	1 5 0						
			負担水準0.25以上0.3未満	1 6 0						
			負担水準0.2以上0.25未満	1 7 0						
在			負担水準0.15以上0.2未満	1 8 0						
			負担水準0.1以上0.15未満	1 9 0						
			負担水準0.05以上0.1未満	2 0 0						
			負担水準0.05未満	2 1 0	_	_				
		Label	1	2 2 0	0	0	0	0		0
		本則	負担水準1.0以上	2 3 0						
		負担調整率1.025	負担水準0.95以上1.0未満 負担水準0.9以上0.95未満	2 4 0						
			負担水準0.85以上0.95米満	2 5 0 2 6 0						
農		負担調整率1.05	負担水準0.8以上0.85未満	2 7 0						
江文			負担水準0.75以上0.8未満	2 8 0						
		負担調整率1.075	負担水準0.7以上0.75未満	2 9 0						
			負担水準0.65以上0.7未満	3 0 0						
			負担水準0.6以上0.65未満	3 1 0						
			負担水準0.55以上0.6未満	3 2 0						
	畑		負担水準0.5以上0.55未満	3 3 0						
	ДЩ		負担水準0.45以上0.5未満	3 4 0						
		負担調整率1.10	負担水準0.4以上0.45未満	3 5 0						
地		712WHE 1:10	負担水準0.35以上0.4未満	3 6 0						
			負担水準0.3以上0.35未満	3 7 0						
			負担水準0.25以上0.3未満	3 8 0						
			負担水準0.2以上0.25未満 負担水準0.15以上0.2未満	3 9 0						
			負担水準0.15以上0.2未満 負担水準0.1以上0.15未満	4 0 0 4 1 0				 		
			負担水準0.1以上0.15米満 負担水準0.05以上0.1未満	4 1 0						
			負担水準0.05未満	4 2 0				1		
			計	4 4 0	0	0	0	0		0
			PΙ	1 1 0	U	0	0	0		U

地方/ ₁	公共団体コード	表看 7	番号 8
1 2	2 0 3 3	4	8

第48表 農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

					(1)	(2)	(3)	(4)	((5)
		区	分	行番号	納税義務者数(人)	地 積 (m²)	決 定 価 格 39 (千円)	課 税 標 準 額 54 (千円)	筆	数 (筆) ₈₀
	Π	本則	負担水準1.0以上	4 5 0	0	0	39 (17)	0	69	(筆) 80
			負担水準0.95以上1.0未満	4 6 0	0	0	0	0		0
		負担調整率1.025	負担水準0.9以上0.95未満	4 7 0	0	0	0	0		0
_		A 和調數或1 05	負担水準0.85以上0.9未満	4 8 0	0	0	0	0		0
介		負担調整率1.05	負担水準0.8以上0.85未満	4 9 0	0	0	0	0		0
		負担調整率1.075	負担水準0.75以上0.8未満	5 0 0	0	0	0	0		0
		貝担調登半1.075	負担水準0.7以上0.75未満	5 1 0	0	0	0	0		0
			負担水準0.65以上0.7未満	5 2 0	0	0	0	0		0
在			負担水準0.6以上0.65未満	5 3 0	0	0	0	0		0
			負担水準0.55以上0.6未満	5 4 0	0	0	0	0		0
	計		負担水準0.5以上0.55未満	5 5 0	0	0	0	0		0
	рΙ		負担水準0.45以上0.5未満	5 6 0	0	0	0	0		0
		負担調整率1.10	負担水準0.4以上0.45未満	5 7 0	0	0	0	0		0
農		貝匹刚走平1.10	負担水準0.35以上0.4未満	5 8 0	0	0	0	0		0
			負担水準0.3以上0.35未満	5 9 0	0	0	0	0		0
			負担水準0.25以上0.3未満	6 0 0	0	0	0	0		0
			負担水準0.2以上0.25未満	6 1 0	0	0	0	0		0
地			負担水準0.15以上0.2未満	6 2 0	0	0	0	·		0
			負担水準0.1以上0.15未満	6 3 0	0	0	0	0		0
			負担水準0.05以上0.1未満	6 4 0	0	0	0	·		0
			負担水準0.05未満	6 5 0	0	0	0	v		0
I			計	6 6 0	0	0	0	0		0

地方:	公共区	団体:	1 —	ド	表看 7	≸号 8
1 2	2	0	3	3	4	9

第49表 農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都	道	府 県	名	千葉県
市	町	村	名	市川市

		——				(1)	(2)	(3)	(4)		(5)
		区	分	行番:	号	納税義務者数	地 積	決定価格	課税標準額	筆	数
			<i>></i> ₹	9 13 ⊞	. ,	12 (人)	24 (m²)	39 (千円)	54 (千円)	69	(筆) 80
		本則	負担水準1.0以上	0 1	0	345	468, 040	36, 672	36, 672		1,021
		負担調整率1.025	負担水準0.95以上1.0未満	0 2	0	0	((0
		貝里剛歪平1.020	負担水準0.9以上0.95未満	0 3	0	0	((0		0
		負担調整率1.05	負担水準0.85以上0.9未満		0	0	((0
		只远脚歪平1.00	負担水準0.8以上0.85未満	0 5		0		(0
		負担調整率1.075	負担水準0.75以上0.8未満	0 6		0		(0
		人口	負担水準0.7以上0.75未満	0 7		0) (0
			負担水準0.65以上0.7未満	0 8		0		(0
_			負担水準0.6以上0.65未満	0 9	_	0	,) (0
			負担水準0.55以上0.6未満	1 0		0)			0
	田		負担水準0.5以上0.55未満	1 1		0) (0
	,		負担水準0.45以上0.5未満	1 2		0) (0
		負担調整率1.10	負担水準0.4以上0.45未満	1 3		0) (0
		/\1_#\\1E 1.10	負担水準0.35以上0.4未満	1 4		0) (0
			負担水準0.3以上0.35未満	1 5		0		()			0
			負担水準0.25以上0.3未満	1 6		0	,	()			0
40.			負担水準0.2以上0.25未満	1 7		0	· ·) (0
般			負担水準0.15以上0.2未満	1 8		0) (0
			負担水準0.1以上0.15未満	1 9		0) (
			負担水準0.05以上0.1未満 会担水準0.05よ滞	2 0		0		()			
			負担水準0.05未満	2 1 2	_	345	468, 040		*		1, 021
1 F		★Ⅲ	計 負担水準1.0以上	2 2 2 2 3		899	3, 678, 357	/	/		4, 012
		本則	負担水準0.95以上1.0未満		0	1	3, 070, 35	230, 073			4, 012
		負担調整率1.025	負担水準0.9以上0.95未満	2 5		1					1
			負担水準0.85以上0.9未満	2 6		0					
農		負担調整率1.05	負担水準0.8以上0.85未満		0	0					
/IX			負担水準0.75以上0.8未満	_ : : :	0	0					
		負担調整率1.075	負担水準0.7以上0.75未満	2 9		0	,) (
			負担水準0.65以上0.7未満	3 0	_	0					
			負担水準0.6以上0.65未満	3 1		0) (
			負担水準0.55以上0.6未満	3 2	0	0	() (- 0
	Lee		負担水準0.5以上0.55未満	3 3	_	0) (
	畑		負担水準0.45以上0.5未満	3 4	_	0	() (0		
		在 +n =回南(表 1	負担水準0.4以上0.45未満	3 5	_	0	() (0		0
地		負担調整率1.10	負担水準0.35以上0.4未満	3 6	0	0	() (0		0
			負担水準0.3以上0.35未満	3 7	0	0	() (0		0
			負担水準0.25以上0.3未満	3 8	0	0	()	0		0
			負担水準0.2以上0.25未満	3 9	0	0	() (0		(
			負担水準0.15以上0.2未満	4 0	0	0	()	0		0
			負担水準0.1以上0.15未満	4 1	0	0	()	0		(
			負担水準0.05以上0.1未満	4 2	0	0	() (0		(
			負担水準0.05未満	4 3	0	0	()	0		(
L_l				4 4	0	901	3, 678, 358	236, 679	236, 679		4,014

地	方々	3共2]体	コー	ド	表番 7	番号
1	2	2	0	3	3	4	9

第49表 農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

		→			(1)	(2)	(3)	(4)	((5)
		区	分	行番号	納税義務者数(人)	地 積 m²)	決 定 価 格 39 (千円)	課 税 標 準 額 54 (千円)	筆	数 (筆)80
		本則	負担水準1.0以上	4 5 0	1, 244	4, 146, 397	273, 351	273, 351	69	5, 033
			負担水準0.95以上1.0未満	4 6 0	1	1	0	0		1
		負担調整率1.025	負担水準0.9以上0.95未満	4 7 0	1	0	0	0		1
		A +□ 細軟 □ □ □	負担水準0.85以上0.9未満	4 8 0	0	0	0	0		0
_		負担調整率1.05	負担水準0.8以上0.85未満	4 9 0	0	0	0	0		0
		負担調整率1.075	負担水準0.75以上0.8未満	5 0 0	0	0	0	0		0
		貝担調金平1.070	負担水準0.7以上0.75未満	5 1 0	0	0	0	0		0
			負担水準0.65以上0.7未満	5 2 0	0	0	0	0		0
般			負担水準0.6以上0.65未満	5 3 0	0	0	0	0		0
,			負担水準0.55以上0.6未満	5 4 0	0	0	0	0		0
	計		負担水準0.5以上0.55未満	5 5 0	0	0	0	0		0
	日日		負担水準0.45以上0.5未満	5 6 0	0	0	0	0		0
		負担調整率1.10	負担水準0.4以上0.45未満	5 7 0	0	0	0	0		0
農		貝型兩電平1.10	負担水準0.35以上0.4未満	5 8 0	0	0	0	0		0
			負担水準0.3以上0.35未満	5 9 0	0	0	0	0		0
			負担水準0.25以上0.3未満	6 0 0	0	0	0	0		0
			負担水準0.2以上0.25未満	6 1 0	0	0	0	0		0
抽			負担水準0.15以上0.2未満	6 2 0	0	0	0	0		0
20			負担水準0.1以上0.15未満	6 3 0	0	0	0	0		0
			負担水準0.05以上0.1未満	6 4 0	0	0	0	0		0
			負担水準0.05未満	6 5 0	0	0	0	0		0
			計	6 6 0	1, 246	4, 146, 398	273, 351	273, 351		5, 035

地方公	 共団体コード	表看 7	≨号 8
1 2	2 0 3 3	5	0

第50表 農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都	道府	f 県	名	千葉県
市	町	村	名	市川市

		<u> </u>				(1)		(2)	(3)		(4)		(5)
		区	分	行番号 9	号	納税義務者数 12 (人)	24	地 積 (m²)	決 定 個	五 格 (千円)	課 税 標 準 額 54 (千円)	筆 69	数 (筆) ₈₀
		本則	負担水準1.0以上	0 1	0	345		468, 040		36, 672			1, 021
l		負担調整率1,025	負担水準0.95以上1.0未満	0 2	0	0)	0		(0		0
l		貝坦明罡平1.023	負担水準0.9以上0.95未満	0 3	0	0)	0		(0		0
l		負担調整率1.05	負担水準0.85以上0.9未満	0 4	0	0)	0		(0		0
l		貝追剛歪平1.00	負担水準0.8以上0.85未満	0 5	0	0)	0		(0		0
l		負担調整率1.075	負担水準0.75以上0.8未満	0 6		0)	0		(0		0
l		只远脚歪中1.000	負担水準0.7以上0.75未満	0 7	_	0	_	0		(0		0
l			負担水準0.65以上0.7未満	0 8		0		0		,	0		0
l			負担水準0.6以上0.65未満		0	0		0			0		0
l			負担水準0.55以上0.6未満	1 0	_	0		0		(0		0
l	田		負担水準0.5以上0.55未満		0	0		0		(0		0
l	ш		負担水準0.45以上0.5未満		0	0		0		(0		0
l		負担調整率1.10	負担水準0.4以上0.45未満		0	0		0		(0		0
		711/41E 1:10	負担水準0.35以上0.4未満	1 4	_	0		0		(0		0
合			負担水準0.3以上0.35未満		0	0		0		(0		0
l			負担水準0.25以上0.3未満	1 6	_	0	_	0			0		0
l			負担水準0.2以上0.25未満		0	0		0		(0		0
l			負担水準0.15以上0.2未満		0	0		0			0		0
l			負担水準0.1以上0.15未満	1 9		0		0		(0		0
l			負担水準0.05以上0.1未満	2 0	_	0		0		(0		0
l			負担水準0.05未満	2 1		0		0		(0		0
l	_	-L-111	17 lg Str. 201	2 2		345		468, 040		36, 672	,		1,021
l		本則	負担水準1.0以上		0	899	,	3, 678, 357		236, 679	236, 679		4, 012
l		負担調整率1.025	負担水準0.95以上1.0未満		0	<u>l</u>	-	1		(0		<u>l</u>
l		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	負担水準0.9以上0.95未満	2 5		1		0		(0		1
l		負担調整率1.05	負担水準0.85以上0.9未満	2 6	_	0		0		(0		0
l			負担水準0.8以上0.85未満	2 7		0		0		(0		0
l		負担調整率1.075	負担水準0.75以上0.8未満	2 8		0		0		,	0 0		0
計			負担水準0.7以上0.75未満 負担水準0.65以上0.7未満	2 9 3 0	_	0		0		(•		0
口口			負担水準0.6以上0.7未満 負担水準0.6以上0.65未満	3 1		0		0		,	0		0
			負担水準0.55以上0.6未満	3 2		0		0		(0		0
1			負担水準0.5以上0.55未満	3 3	_	0		0			0		0
	畑		負担水準0.45以上0.5未満		0	0		0			0		0
			負担水準0.4以上0.45未満	3 5	-	0		0		(0		0
l		負担調整率1.10	負担水準0.35以上0.4未満		0	0		0		(0		0
l			負担水準0.3以上0.35未満		0	0		0		() 0		0
1			負担水準0.25以上0.3未満		0	0		0		() (0
			負担水準0.2以上0.25未満	3 9	_	0		0		(0		0
			負担水準0. 15以上0. 2未満	4 0		0		0		(0		0
			負担水準0.1以上0.15未満		0	0		0		(0		0
			負担水準0.05以上0.1未満	4 2	_	0		0		(0		0
i			負担水準0.05未満	4 3	_	0		0		(0		0
i			計	4 4		901		3, 678, 358		236, 679	236, 679		4, 014

地方公	表番号			
1 2	2 0	3 3	5	0

第50表 農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

					(1)	(2)	(3)	(4)	(5	j)
		X	分	行番号	納税義務者数 (人)	地 積 (m²)	決定価格	課税標準額	筆	数
	1	本則	負担水準1.0以上	9 4 5 0	12 (2) (2) (3)	4, 146, 397	39 (千円) 273, 351	54 (千円) 273, 351	69	(筆) 80 5, 033
			負担水準0.95以上1.0未満	4 6 0	1, 211	1, 110, 001	0	0		1
		負担調整率1.025	負担水準0.9以上0.95未満	4 7 0	1	0	0	0		1
		A 10	負担水準0.85以上0.9未満	4 8 0	0	0	0	0		0
		負担調整率1.05	負担水準0.8以上0.85未満	4 9 0	0	0	0	0		0
		A 10	負担水準0.75以上0.8未満	5 0 0	0	0	0	0		0
		負担調整率1.075	負担水準0.7以上0.75未満	5 1 0	0	0	0	0		0
合		負担調整率1.10	負担水準0.65以上0.7未満	5 2 0	0	0	0	0		0
			負担水準0.6以上0.65未満	5 3 0	0	0	0	0		0
			負担水準0.55以上0.6未満	5 4 0	0	0	0	0		0
	計		負担水準0.5以上0.55未満	5 5 0	0	0	0	0		0
	рΙ		負担水準0.45以上0.5未満	5 6 0	0	0	0	0		0
			負担水準0.4以上0.45未満	5 7 0	0	0	0	0		0
			負担水準0.35以上0.4未満	5 8 0	0	0	0	0		0
計			負担水準0.3以上0.35未満	5 9 0	0	0	0	0		0
			負担水準0.25以上0.3未満	6 0 0	0	0	0	0		0
			負担水準0.2以上0.25未満	6 1 0	0	0	0	0		0
			負担水準0.15以上0.2未満	6 2 0	0	0	0	0		0
			負担水準0.1以上0.15未満	6 3 0	0	0	0	0		0
			負担水準0.05以上0.1未満	6 4 0	0	0	0	0		0
			負担水準0.05未満	6 5 0	0	0	0	0		0
			計	6 6 0	1, 246	4, 146, 398	273, 351	273, 351		5, 035

地方公1	表番号 7 8					
1 2	2	0	3	3	1	7

第17表 課税標準の特例等に関する調 (法定免税点以上のもの)

都	道系	牙県	名	千葉県
市	町	村	名	市川市

			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
	地目	行 番 号	H	畑	宅地	山林	その他	計		を (わがまち特例) / (B)
区分		9 11 111 12	12 (千円)						78 (A)	80 (B) 81
法 第 349 条 の 3 第 9 項	評価額の1/2の額	0 1 0								
(日 本 放 送 協 会)	減額後の課税標準額	0 2 0								
法第349条の3第11項	評価額の1/2の額	0 3 0								
(登録有形文化財等の敷地)	減額後の課税標準額	0 4 0								
法 第 349 条 の 3 第 18 項	評価額の1/4の額	0 5 0								
(特定地方交通線等)	減額後の課税標準額	0 6 0								
	評価額の1/3の額	0 7 0								
法第349条の3第21項	減額後の課税標準額	0 8 0								
(農業・食品産業技術総合研究機構)	評価額の1/6の額	0 9 0								
	減額後の課税標準額	1 0 0							0	
法 第 349 条 の 3 第 22 項	評価額の1/2の額	1 1 0								
(新関西国際空港㈱)	減額後の課税標準額	1 2 0								
法 第 349 条 の 3 第 25 項	評価額の1/2の額	1 3 0								
(中部国際空港㈱)	減額後の課税標準額	1 4 0								
法 第 349 条 の 3 第 30 項	評価額の1/2の額	1 5 0								
(認定生活困窮者就労訓練事業)	減額後の課税標準額	1 6 0								
法 第 349 条 の 3 第 33 項	評価額の1/3の額	1 7 0								
(世界遺産)	減額後の課税標準額	1 8 0								
	評価額の1/6の額	1 9 0								
	減額後の課税標準額	2 0 0							0	
(被災住宅用地等)	評価額の1/3の額	2 1 0								
	減額後の課税標準額	2 2 0								

地	地方公共団体コード							
1	1							
1	2	2	0	3	3	1	7	

 都道府県名
 千葉県

 市町村名
 市川市

			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
区分	地 目	行番号 9	田 (千円)	畑 23 (千円)	宅 地 34 (千円)	山 林 45 (千円)	その他 56 (千円)	計 (千円) 7:	(A) ,	3 (わがまち特例) / (B) 80 (B) 81
法附則第15条第9項	評価額の1/2の額	2 3 0						(
(並行在来線)	減額後の課税標準額	2 4 0						(
	評価額の1/2の額	2 5 0						(
法 附 則 第 15 条 第 16 項 (外貿埠頭公社の民営化に	減額後の課税標準額	2 6 0						(
係る承継特例)	評価額の3/5の額	2 7 0						(
	減額後の課税標準額	2 8 0						(
法 附 則 第 15 条 第 19 項	評価額の1/2の額	2 9 0						(
(公益法人の所有する能楽堂の敷地)	減額後の課税標準額	3 0 0						(
法 附 則 第 15 条 第 31 項 (農地中間管理機構に賃貸権を設定し	評価額の1/2の額	3 1 0						(
た農地) (存続期間10年以上)	減額後の課税標準額	3 2 0						(
法 附 則 第 15 条 第 31 項 (農地中間管理機構に賃貸権を設定し	評価額の1/2の額	3 3 0						(
た農地)(存続期間15年以上)	減額後の課税標準額	3 4 0						(
法附則第15条第32項	評価額に特例率を乗 じ た 額	3 5 0						(2	3
(市民緑地)	減額後の課税標準額	3 6 0						(
	評価額の2/3の額	3 7 0						(
(地域福利增進事業)	減額後の課税標準額	3 8 0						(
	評価額の3/4の額	3 9 0						(
	減額後の課税標準額							(

※「課税標準の特例率(わがまち特例)(7)(8)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「一」を入力すること。したがって、(1)~(6)が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地	地方公共団体コード 1								
1	2	2	0	3	3	1	7		

 都道府県名
 千葉県

 市町村名
 市川市

				(1)		(2)	(3)		(4)	(5)		(6)	(7)	(8)
区分	地目	行	番号	田		畑		地	山 林	その		計		/ (B)
		9		12 (千円)	23	(千円)	34 (千円)	45 (千円)	56	(千円)	67 (千円) 7	7 78 (A)	80 (B) 81
法 附 則 第 15 条 第 36 項 (浸 水 被 害 軽 減 地 区)	評価額に特例率を乗 じ た 額	4	1 0										_	-
(反 小 饭 舌 軽 枫 地 区)	減額後の課税標準額	4	2 0)	
法附則第15条第37項	評価額に特例率を乗 じた 額	4	3 0										-	-
(滞在快適性等向上施設)	減額後の課税標準額	4	4 0											
法附則第15条第41項(貯水機能保全区域)	評価額に特例率を乗 じた額	4	5 0										-	-
	減額後の課税標準額	4	6 0											
法附則第15条第44項	評価額の1/3の額	4	7 0											
(道路運送高度化事業)	減額後の課税標準額	4	8 0											
法附則第15条の2第2項	評価額の1/2の額	4	9 0											
(JR北海道・四国に係る特例)	減額後の課税標準額	5	0 0											
	評価額の3/5の額	5	1 0											
法附則第15条の3第1項	減額後の課税標準額	5	2 0)	
(旅客会社等に係る承継特例)	評価額の3/10の額	5	3 0											
	減額後の課税標準額	5	4 0											
平成10年改正法附則第6条第9項による旧法附則第15条第19項	評価額の1/2の額	5	5 0											
(指定法人等大規模外貿埠頭)	減額後の課税標準額	5	6 0									()	
平成11年改正法附則第8条第8項による旧法第349条の3第27項	評価額の1/6の額		7 0									(
(農業·食品産業技術総合研究機構)	減額後の課税標準額	5	8 0											
平成18年改正法附則第13条第9項による旧法第349条の3第31項	評価額の1/6の額	5	9 0)	
(水資源開発機構)	減額後の課税標準額	6	0 0									()	
令和4年改正法附則第13条第8項による旧法第15条 第 37 項	評価額の2/3の額	6	1 0											
(立 地 誘 導 促 進 施 設) (協定有効期間5年以上)	減額後の課税標準額	6	2 0											
令和4年改正法附則第13条第8項による旧法第15条 第 37 項	評価額の2/3の額	6	3 0											
(立地誘導促進施設)(協定有効期間10年以上)	減額後の課税標準額	6	4 0									()	
合和6年改正法附則第20条第6項による旧法第15 条 第 32 項 (特定事業所内保育施設)	評価額に特例率を 乗 じ た 額	6	5 0										1	3
(特定事業所内保育施設)	減額後の課税標準額	6	6 0											
:和7年改正法附則第9条第5項による旧法第15条 第 33 項	評価額の1/3の額	6	7 0											
	減額後の課税標準額	6	8 0											
A 14	評 価 額	6	9 0	0)	0		0)	0	(
合 計 減	減額後の課税標準額	7	0 0	0)	0		0	0)	0	-		

※「課税標準の特例率(わがまち特例)(7)(8)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、(1)~(6)が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地	表看	音号					
1	7	8					
1	2	2	0	3	3	1	7

都	道系	牙県	名	千葉県
市	町	村	名	市川市

-			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
区 分	地目	行番号 9 12	田 (千円) 23	畑 (千円)	宅 地 34 (千円)	山 林 45 (千円)	その他 56 (千円) 67	計	課税標準の特例率 (A) / (8 (A)	
法 附 則 第 16 条 の 2 第 1 項 (令和 2 年 7 月豪雨による被		7 1 0						0		
災住宅用地に係る特例措置	遺滅額後の課税標準額	7 2 0						0		
法附則第29条の5第7項 (宅地化農地・徴収猶予)		7 3 0						0		
	課税標準額	7 4 0						0		
法附則第29条の5第8項	[としての評価額	7 5 0						0		
(宅地化農地·徵収猶予)	徴収猶予分に相当する 課 税 標 準 額	7 6 0						0		
法附則第29条の5第16項		7 7 0						0		
(宅地化農地・減額)	減額分に相当する 課税 標準額	7 8 0						0		
法附則第29条の5第17項	市街化区域農地	7 9 0						0		
(宅地化農地·減額)	減額分に相当する 課税 標準額	8 0 0						0		
法 附 則 第 55 条 第 4 項 (課税免除区域外となった土地	評 価 額	8 1 0						0		
及び家屋に係る特例措置)	減額分に相当する 課税標準額	8 2 0						0		
法附則第55条第6項	評 価 額	8 3 0						0		
(課税免除区域外となった土地 及び家屋に係る特例措置)	減額分に相当する 課税標準額	8 4 0						0		
法 附 則 第 55 条 第 8 項 (課税免除区域外となった土地 及び家屋に係る特例措置)	評 価 額	8 5 0						0		
	減額分に相当する 課税標準額	8 6 0						0		

1	地方公共団体コード							表看 7	番号 8	
1		2		2		0	3	3	1	7

都	道系	于県	名	千葉県
市	町	村	名	市川市

			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
区分	地目	行番号	田 (千円)	畑 23 (千円)	宅 地 34 (千円)	山 林 45 (千円)	その他 56 (千円)	計 67 (千円) 77	課税標準の特例率 (A) / 78 (A)	X (わがまち特例) / (B) 80 (B) 81
法 附 則 第 56 条 第 1 項 (東日本大震災による被災住宅	評 価 額	8 7 0	, , , , ,	, , , , ,	22, 984			22, 984		
用地に係る特例措置)減	て額後の課税標準額	8 8 0			3, 780			3, 780		
法 附 則 第 56 条 第 10 項 (東日本大震災による被災代替	評 価 額	8 9 0						0		
住宅用地に係る特例措置)減ぎ	額後の課税標準額	9 0 0						0		
法 附 則 第 56 条 第 13 項 (居住困難区域内住宅用地に	評 価 額	9 1 0						0		
係る代替住宅用地の特例措置)減	: 額後の課税標準額	9 2 0						0		

地	地方公共団体コード							
1	2	2	0	3	3	1	8	

第18表 介在農地、介在山林及び市街化区域農地に関する調

都	道系	手県	名	千葉県
市	町	村	名	市川市

_			_			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	当 b y 3	(7)	
	E	<u> </u>	分	行	番号	評価総地積	法定免税点	法定免税点	<u></u> 総 額	定 価 法定免税点	格法定免税点	単位当力平均価格	こり 価格 最高価格	
				9		12 (m²)(イ)		以上のもの 34 (m²)	46 (千円)(口)		以上のもの 68 (千円)	(ロ) (イ) (円/m²)		
	介		在 田	0	1 0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	介 在 畑 0 2 0			2 0	0	0	0	0	0	0	0	0		
宅	宅 地 介 在 山 林 0 3 0		3 0	0	0	0	0	0	0	0	0			
農	地	等	介在山林	0	4 0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	通		特 定 市 農 (令3以前参入分)	0	5 0	4, 533	0	4, 533	277, 071	0	277, 071	61, 123		
		田	特 定 市 農 (令4以後参入分)	0	6 0	46	0	46	3, 367	0	3, 367	73, 196	95, 440	
	常		上記以外	0	7 0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	市		小 計	0	8 0	4, 579	0	4, 579	280, 438	0	280, 438	61, 244	95, 440	
市	街		特定市農(令3以前参入分)	0	9 0	342, 683	24	342, 659	19, 909, 676	972	19, 908, 704	58, 099		
	化	畑	特 定 市 農 (令4以後参入分)	1	0 0	49, 560	0	49, 560	2, 182, 754	0	2, 182, 754	44, 043	470, 600	
	12.		上記以外	H	1 0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	区		小 計 特 定 市 農	H	2 0	392, 243	24	392, 219	22, 092, 430	972	22, 091, 458	56, 323	470, 600	
街	域		(令3以前参入分)	1	3 0	347, 216	24	347, 192	20, 186, 747	972	20, 185, 775	58, 139		
	農	計	特定市農(令4以後参入分)	H	4 0	49, 606	0	49, 606	2, 186, 121	0	2, 186, 121	44, 070		
	地		上記以外	H	5 0	0	0	0	0	0	0	0		
			計 特 定 市 農	H	6 0	396, 822	24	396, 798	22, 372, 868	972	22, 371, 896	56, 380	0	
	田		(令3以前参入分)特定市農	H	7 0	0	0	0	0	0	0	0	0	
化	園住	田	(令4以後参入分)	H	8 0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	居		上記以外	-	9 0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	地		小 計 特 定 市 農	H	0 0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	域		(令3以前参入分)特定市農	H	1 0	0	0	0	0	0	0	0	0	
区	内市	畑	(令4以後参入分)	2	2 0	0	0	0	0	0	0		0	
	街		上記以外	H	3 0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	化		小 計 特 定 市 農	-	4 0 5 0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	区		(令3以前参入分) 特定市農	2		0	0	0	0	0	0	0		
44	域曲	計	(令4以後参入分) 上記以外	H	7 0	0	0	0	0	0	0	0		
堿	農地		土 此 数 介	H	8 0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			特定市農	-	9 0	4, 533	0	4, 533	277, 071	0	277, 071	61, 123	0	
			(令3以前参入分) 特定市農	H	0 0	4, 555	0		3, 367	0	3, 367	73, 196	95, 440	
		田	(令4以後参入分) 上記以外	H	1 0	0	0	0	0,001	0	0,301	0	0	
農			小計	H	2 0	4, 579	0	4, 579	280, 438	0	280, 438	61, 244	95, 440	
			特定市農	H	3 0	342, 683	24	342, 659	19, 909, 676	972	19, 908, 704	58, 099	0	
			(令3以前参入分) 特定市農	H	4 0	49, 560	0	49, 560	2, 182, 754	0	2, 182, 754	44, 043	470, 600	
	計	畑	(令4以後参入分) 上記以外	H	5 0	0	0		0	0	0	0	0	
地			小 計	H	6 0	392, 243	24	392, 219	22, 092, 430	972	22, 091, 458	56, 323	470, 600	
~13			特 定 市 農 (令3以前参入分)	H	7 0	347, 216	24	347, 192	20, 186, 747	972	20, 185, 775	58, 139	0	
			特定市農(令4以後参入分)	3	8 0	49, 606	0	49, 606	2, 186, 121	0	2, 186, 121	44, 070	0	
		計	上記以外	H	9 0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			計	4	0 0	396, 822	24	396, 798	22, 372, 868	972	22, 371, 896	56, 380	0	
		1		上記以外	H									

地	方公	ĸ	表者	番号 8			
1	2	2	0	3	3	1	8

第18表 介在農地、介在山林及び市街化区域農地に関する調 (つづき)

都	道斥	手県	名	千葉県
市	町	村	名	市川市

_			-		(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)						
	_	_			課租	说 標 i 法定免税点	準 額 法定免税点	<u></u>	法定免税点	法 定 免 税 点						
	[2	₹_	分	行番号	総額 (千円)	未満のもの		総数 (筆)	去 茂 兄 祝 点 未 満 の も の 54 (筆)	公 以上のもの (筆) ₇₁						
	介	:	在 田	0 1 1	0	0	0	0	0	0						
	介 在 畑 0 2 1				0	0	0	0	0	0						
宅	宅地介在山林 0 3			0 3 1	0	0	0	0	0	0						
農	地	等	介 在 山 林	0 4 1	0	0	0	0	0	0						
	通		特 定 市 農 (令3以前参入分)	0 5 1	88, 200	0	88, 200	13	0	13						
		田	特 定 市 農 (令4以後参入分)	0 6 1	1,066	0	1,066	1	0	1						
	常	ja.	上記以外	0 7 1	0	0	0	0	0	0						
	市		小 計	0 8 1	89, 266	0	89, 266	14	0	14						
市	街		特 定 市 農 (令3以前参入分)	0 9 1	6, 587, 592	324	6, 587, 268	966	4	962						
	化	畑	特 定 市 農 (令4以後参入分)	1 0 1	413, 616	0	413, 616	77	0	77						
		ΛΗ	上記以外	1 1 1	0	0	0	0	0	0						
	区		小 計	1 2 1	7, 001, 208	324	7, 000, 884	1, 043	4	1, 039						
街	域		特 定 市 農 (令3以前参入分)	1 3 1	6, 675, 792	324	6, 675, 468	979	4	975						
,,	農	計	特 定 市 農 (令4以後参入分)	1 4 1	414, 682	0	414, 682	78	0	78						
	地	ĒΙ	上記以外	1 5 1	0	0	0	0	0	0						
	115		計	1 6 1	7, 090, 474	324	7, 090, 150	1, 057	4	1, 053						
	田		特 定 市 農 (令3以前参入分)	1 7 1	0	0	0	0	0	0						
化	園	田	特 定 市 農 (令4以後参入分)	1 8 1	0	0	0	0	0	0						
	住民	Щ	上記以外	1 9 1	0	0	0	0	0	0						
	居地		小 計	2 0 1	0	0	0	0	0	0						
	域		特 定 市 農 (令3以前参入分)	2 1 1	0	0	0	0	0	0						
区	内	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	特 定 市 農 (令4以後参入分)	2 2 1	0	0	0	0	0	0
	市								畑	畑	九田	2月	知	畑	畑	上記以外
	街化		小 計	2 4 1	0	0	0	0	0	0						
	区		特 定 市 農 (令3以前参入分)	2 5 1	0	0	0	0	0	0						
	域	計	計	計	計	特 定 市 農 (令4以後参入分)	2 6 1	0	0	0	0	0	0			
域	農		上記以外	2 7 1	0	0	0	0	0	0						
	地		計	2 8 1	0	0	0	0	0	0						
			特定市農(令3以前参入分)	2 9 1	88, 200	0	88, 200	13	0	13						
		田	特 定 市 農 (令4以後参入分)	3 0 1	1, 066	0	1, 066	1	0	1						
農			上記以外	3 1 1	0	0	0	0	0	0						
/3×			小 計	3 2 1	89, 266	0	89, 266	14	0	14						
			特定市農(令3以前参入分)	3 3 1	6, 587, 592	324	6, 587, 268	966	4	962						
	計	畑	特 定 市 農 (令4以後参入分)	3 4 1	413, 616	0	413, 616	77	0	77						
			上記以外	3 5 1	0	0	0	0	0	0						
地			小計	3 6 1	7, 001, 208	324	7, 000, 884	1, 043	4	1, 039						
			特定市農(令3以前参入分)	3 7 1	6, 675, 792	324	6, 675, 468	979	4	975						
		計		特定市農(令4以後参入分)	3 8 1	414, 682	0	414, 682	78	0	78					
			上記以外	3 9 1	0	0	0	0	0	0						
			計	4 0 1	7, 090, 474	324	7, 090, 150	1, 057	4	1, 053						

地方公	共団体:	コード	表都	番号
1 2	2 0	3 3	1	8

第18表 介在農地、介在山林及び市街化区域農地に関する調 (つづき)

都	道系	手県	名	千葉県
市	町	村	名	市川市

_			_	ı	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)			
					各	税 区 分	別		者 る実数(法定免税点:				
	[<u> Z</u>	分	行番号	総数	未満のもの	法定免税点以上のもの		適用区分別				
	介		在 田	0 1 2	12 (人)	21 (人)	30 (人)	39 (人)	48 (人)	57 (人) 66			
	介		在 畑	0 2 2	0	0	0						
宅	地	介	在 山 林	0 3 2	0	0	0						
農	地	等	介 在 山 林	0 4 2	0	0	0						
			特 定 市 農 (令3以前参入分)	0 5 2	8	0	8						
	通		特 定 市 農 (令4以後参入分)	0 6 2	1	0	1						
	常	田	上記以外	0 7 2	0	0	0						
	市			0 8 2									
市	街		特 定 市 農 (令3以前参入分)	0 9 2	498	4	494						
	化	畑	特 定 市 農 (令4以後参入分)	1 0 2	38	0	38						
		ДЦ	上記以外	1 1 2	0	0	0						
	区			1 2 2									
街	域		特定市農(令3以前参入分)	1 3 2									
	農	計	特定市農(令4以後参入分)	1 4 2									
	地		上記以外	1 5 2									
			T 42	1 6 2									
	田	特 定 市 農 (令3以前参入分) 特 定 市 農 (令4以後参入分) 上 記 以 外	1 7 2	0	0	0							
化	園	田		1 8 2	0	0	0						
	住居		上記以外	1 9 2	0	0	0						
	地		特定市農	2 0 2				ı					
	域		(令3以前参入分)特定市農	2 1 2	0	0	0						
区	内士	畑	畑	畑	畑	(令4以後参入分)	2 2 2	0	0	0			
	市街		上記以外	2 3 2	0	0	0						
	化		特定市農	2 4 2									
	区		(令3以前参入分) 特定市農	2 5 2									
tol:	域曲	計	(令4以後参入分)	2 6 2									
域	農地		上記以外	2 8 2									
	_		特定市農	2 9 2	8	0	8						
			(令3以前参入分) 特定市農	3 0 2	1	0	1						
		田	(令4以後参入分)	3 1 2	0	0	0						
農				3 2 2				9	1				
			特定市農	3 3 2	498	4	494		J				
			(令3以前参入分) 特定市農 (会4以後参入分)	3 4 2	38	0	38						
	計	畑	(令4以後参入分)	3 5 2	0	0	0						
地				3 6 2				532					
			特 定 市 農 (令3以前参入分)	3 7 2					502				
		= 1	特 定 市 農 (令4以後参入分)	3 8 2					39				
		計	上記以外	3 9 2					0				
				4 0 2						541			
(注	· ·		19 列 の 各 欄 の 数 値	k N- 14 Til a	44. Mr on 12. 64. A	41 35 64 04 12 31 1				•			

(注) 17~19列の各欄の数値は、14列の数値の単純合計数値ではない。

1	方々	公共区]体:	1 —	ド	表者 7	§号 8
1	2	2	0	3	3	1	9

第19表 負担調整措置等による軽減額に関する調

都	道系	守 県	名	千葉県
市	町	村	名	市川市

_		<u> </u>			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	
	区 分	行 9	番	号	評価総地積 (㎡)(イ)	決 定 fi 総 額	括 格 (= 法定免税点 未満のもの (ロ)-(ニ)(ハ)	千 円) 法定免税点 以上のもの (二)	軽 減 課税標準の 特例によるも の (ホ)	額 (千 負担調整措 置によるもの (へ)	円) 特定市街化区 域農地に係る もの (ト)	軽減額合計 (千円) (ハ)+(ホ)+ (ヘ)+(ト) (チ)	提示平均価額 (円/㎡) 又は (円/千㎡) 132 ^(リ) 140	単位当たり 平均価格 (円/㎡) (ロ)/(イ) (ヌ)
評	一般田	0	1	0	555, 430	43, 331	6, 659	36, 672	0	0		6, 659	77, 661	78
点	一般畑	0	2	0	3, 951, 762	254, 303	17, 624	236, 679	0	0		17, 624	64, 357	64
式評	宅 地 (宅地A・Bを除く)	0	3	0	25, 745, 290	3, 653, 548, 956	451, 710	3, 653, 097, 246	2, 204, 074, 997	462, 061, 382		2, 666, 588, 089	142, 277	141, 911
価	一般山林	0	4	0	788, 133	37, 651	4, 452	33, 199	0	0		4, 452	47, 731	48
法	小計	0	5	0	31, 040, 615	3, 653, 884, 241	480, 445	3, 653, 403, 796	2, 204, 074, 997	462, 061, 382		2, 666, 616, 824		117, 713
	宅地A(農業用施設 用地・農地+造成 費)	0	6	0	0	0	0	0	0	0		0		0
そ	宅地B(生産緑地地 区内の宅地・農地等 +造成費)	0	7	0	0	0	0	0	0	0		0		0
の	一般市街化区域農地	0	8	0	0	0	0	0	0	0		0		0
他	上記以外の地目の計	0	9	0	3, 998, 922	312, 240, 750	79, 366	312, 161, 384	0	115, 579, 586	15, 255, 978	130, 914, 930		78, 081
	小 計	1	0	0	3, 998, 922	312, 240, 750	79, 366	312, 161, 384	0	115, 579, 586	15, 255, 978	130, 914, 930		78, 081
	合 計	1	1	0	35, 039, 537	3, 966, 124, 991	559, 811	3, 965, 565, 180	2, 204, 074, 997	577, 640, 968	15, 255, 978	2, 797, 531, 754		113, 190

- (注) 1. 「宅地A」欄には、固定資産評価基準第1章第3節四に基づくもの(ただし書に基づくものは、「評点式評価法・宅地」欄に計上すること)を計上すること。
 - 2. 「宅地B」欄には、固定資産評価基準第1章第3節五に基づくもの(ただし書に基づくものは、「評点式評価法・宅地」欄に計上すること)を計上すること。

地 1	方を	〉共 🖯]体:	コー	ķ	表看 7	昏号 8
1	2	2	0	3	3	1	3

都	道系	守 県	名	千葉県
市	町	村	名	市川市

		——			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区	行 番	号	納税義務者数	地 積	決定価格	課税標準額	筆 数
		,	9		12 (人)	24 (m²)	39 (千円)	54 (千円)	69 (筆)
Δ.		本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	0 1	0	5	1,866	51, 812	17, 271	
令 3		負担水準0.95以上1.0未満	0 2	0	2	1, 555	119, 130	39, 710	
5		負担水準0.9以上0.95未満	0 3	0	0	0	0	0	
以		負担水準0.85以上0.9未満	0 4	0	0	0	0	0	
24		負担水準0.8以上0.85未満	0 5	0	1	1, 112	106, 129	31, 219	
前		負担水準0.75以上0.8未満	0 6	0	0	0	0	0	
の		負担水準0.7以上0.75未満	0 7	0	0	0	0	0	
• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		負担水準0.65以上0.7未満	0 8			v	v	-	
課		負担水準0.6以上0.65未満	0 9	0	0	0	0	0	
		負担水準0.55以上0.6未満	1 0	0	0	0	V	•	
税	田	負担水準0.5以上0.55未満	1 1	0	0	0	0	0	
^	, .	負担水準0.45以上0.5未満	1 2	0	0	0	·	_	
分		負担水準0.4以上0.45未満	1 3	0	0	0	0	0	
カュ		負担水準0.35以上0.4未満	1 4	0	0	0	0	0	
/3		負担水準0.3以上0.35未満	1 5	0	0	0	0	0	
6		負担水準0.25以上0.3未満	1 6	0	0	0	0	0	
		負担水準0.2以上0.25未満	1 7	0	0	0	0	0	
新		負担水準0.15以上0.2未満	1 8	0	0	0	0	0	
Jr.,		負担水準0.1以上0.15未満	1 9	0	0	0	0	0	
た		負担水準0.05以上0.1未満	2 0	0	0	0	0	0	
に		負担水準0.05未満	2 1	0	0	0	0	0	
, .		計	2 2	0		4, 533	277, 071	88, 200	
市		本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	2 3	0	362	251, 776	11, 235, 935	3, 745, 311	
e la m		負担水準0.95以上1.0未満	2 4	0		,	5, 176, 436	, ,	
街		負担水準0.9以上0.95未満	2 5	0	45	26, 824	2, 962, 706		
化		負担水準0.85以上0.9未満	2 6	0	4	926	131, 476	41, 072	
16		負担水準0.8以上0.85未満	2 7	0	3	1,022	262, 341	77, 989	
区		負担水準0.75以上0.8未満	2 8	0	0	0	0	0	
		負担水準0.7以上0.75未満	2 9			_		•	
域		負担水準0.65以上0.7未満	3 0	0	2	1,011	82, 310	20, 124	
pto .		負担水準0.6以上0.65未満	3 1			_	v	0	
農		負担水準0.55以上0.6未満	3 2	0	1	128	10, 696	2, 215	
地	畑	負担水準0.5以上0.55未満	3 3			_	-		
70	ΛЩ	負担水準0.45以上0.5未満	3 4			792	46, 804	8, 329	
と		負担水準0.4以上0.45未満	3 5			v	v	-	
		負担水準0.35以上0.4未満	3 6			_	v		
な		負担水準0.3以上0.35未満	3 7			Ÿ	,		
2		負担水準0.25以上0.3未満	3 8	_					
٠,		負担水準0.2以上0.25未満	3 9				_	_	
た		負担水準0.15以上0.2未満	4 0			_	-		
/_		負担水準0.1以上0.15未満	4 1	0		v	0	·	
₽		負担水準0.05以上0.1未満	4 2				v	_	
		負担水準0.05未満	4 3				·	·	
の		計	4 4	0	535	342, 659	19, 908, 704	6, 587, 268	9

地1	方グ	〉共 🖯]体:	ュー	ド	表都 7	₽号 8
1	2	2	0	3	3	1	3

都道府県名	千葉県
市町村名	市川市

			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
	区 分	行番号	納税義務者数	地 積	決定価格	課税標準額	筆 数
		9	12 (人)	24 (m²)	39 (千円)	54 (千円)	69 (筆) 80
令	本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	4 5 0	367	253, 642	11, 287, 747	3, 762, 582	684
3	負担水準0.95以上1.0未満	4 6 0	119	61, 735	5, 295, 566	1, 765, 188	192
以	負担水準0.9以上0.95未満	4 7 0	45	26, 824	2, 962, 706	966, 750	83
前の	負担水準0.85以上0.9未満	4 8 0	4	926	131, 476	41,072	5
課	負担水準0.8以上0.85未満	4 9 0	4	2, 134	368, 470	109, 208	6
税分	負担水準0.75以上0.8未満	5 0 0	0	0	0	0	0
か	負担水準0.7以上0.75未満	5 1 0	0	0	0	0	0
5	負担水準0.65以上0.7未満	5 2 0	2	1,011	82, 310	20, 124	3
新た	負担水準0.6以上0.65未満	5 3 0	0	0	0	0	0
に	負担水準0.55以上0.6未満	5 4 0	1	128	10, 696	2, 215	1
市街計	負担水準0.5以上0.55未満	5 5 0	0	0	0	0	0
街 計 化	負担水準0.45以上0.5未満	5 6 0	1	792	46, 804	8, 329	1
区	負担水準0.4以上0.45未満	5 7 0	0	0	0	0	0
域農	負担水準0.35以上0.4未満	5 8 0	0	0	0	0	0
地	負担水準0.3以上0.35未満	5 9 0	0	0	0	0	0
논	負担水準0.25以上0.3未満	6 0 0	0	0	0	0	0
なっ	負担水準0.2以上0.25未満	6 1 0	0	0	0	0	0
た	負担水準0.15以上0.2未満	6 2 0	0	0	0	0	0
P	負担水準0.1以上0.15未満	6 3 0	0	0	0	0	0
0	負担水準0.05以上0.1未満	6 4 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.05未満	6 5 0	0	0	0	0	0
	計	6 6 0	543	347, 192	20, 185, 775	6, 675, 468	975

地方公共	団体コー	ド	表看 7	香号 8
1 2 2	0 3	3	1	4

都道府県名	千葉県
市町村名	市川市

		——				(1)		(2)	(3)	(4)	(5)
		区 分	4 =	番	П	納税義務者数		地 積	決定価格	課税標準額	筀	数
		区 分	1丁	番	ケ	12 (人)		(m²)	39 (千円)			(筆)80
		本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	0	1	0	0		0	39 (113)		03	0
令		負担水準0.95以上1.0未満		2		0		0	0	0		0
4		負担水準0.9以上0.95未満		3		0		0	C	0		0
Ø		負担水準0.85以上0.9未満		4		0)	0	(0		0
		負担水準0.8以上0.85未満		5		0		0	0	0		0
課		負担水準0.75以上0.8未満	0	6	0	0)	0	C	0		0
		負担水準0.7以上0.75未満	0	7	0	0		0	C	0		0
税		負担水準0.65以上0.7未満	0	8	0	0		0	C	0		0
		負担水準0.6以上0.65未満	0	9	0	0		0	C	0		0
分		負担水準0.55以上0.6未満	1	0	0	0		0	C	0		0
,		負担水準0.5以上0.55未満	1	1	0	0)	0	C	0		0
か	田	負担水準0.45以上0.5未満	1	2	0	0)	0	C	0		0
٥		負担水準0.4以上0.45未満	1	3	0	0)	0	C	0		0
ら		負担水準0.35以上0.4未満	1	4	0	0)	0	C	0		0
新		負担水準0.3以上0.35未満	1	5	0	0)	0	C	0		0
75/1		負担水準0.25以上0.3未満	1	6	0	0)	0	C	0		0
た		負担水準0.2以上0.25未満	1	7	0	0)	0	C	0		0
/_		負担水準0.15以上0.2未満	1	8	0	0)	0	C	0		0
に		負担水準0.1以上0.15未満	1	9	0	0	1	0	C	0		0
,-		負担水準0.05以上0.1未満	2	0	0	0)	0	C	0		0
市		負担水準0.05未満	2	1	0	0)	0	C	0		0
, i		計	2	2	0	0	1	0	C	0		0
街		本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	2	3	0	1		501	28, 211	7, 523		1
		負担水準0.95以上1.0未満	2	4	0	1		788	68, 808	22, 936		1
化		負担水準0.9以上0.95未満	2	5	0	0)	0	C	0		0
		負担水準0.85以上0.9未満	2	6	0	0)	0	C	0		0
区		負担水準0.8以上0.85未満	2	7	0	0)	0	C	0		0
		負担水準0.75以上0.8未満	2	8	0	0)	0	C	0		0
域		負担水準0.7以上0.75未満	2	9	0	0)	0	C	0		0
##		負担水準0.65以上0.7未満		0		0)	0	C	0		0
農		負担水準0.6以上0.65未満		1		0)	0	C	0		0
地		負担水準0.55以上0.6未満		2		0)	0	C	0		0
그만	畑	負担水準0.5以上0.55未満		3		0		0	C	0		0
ح	ΛЩ	負担水準0.45以上0.5未満		4		0		0	C	0		0
٠		負担水準0.4以上0.45未満	3	5	0	0		0	C	0		0
な		負担水準0.35以上0.4未満	3	6		0)	0	C	0		0
5		負担水準0.3以上0.35未満				0		0	C	0		0
つ		負担水準0.25以上0.3未満	-	8		0	_	0	C	0		0
		負担水準0.2以上0.25未満		9		0		0	C	v		0
た		負担水準0.15以上0.2未満	_	0		0		0	C	v		0
		負担水準0.1以上0.15未満		1		0		0	C	-		0
£		負担水準0.05以上0.1未満		2		0		0	C	v		0
		負担水準0.05未満		3		0		0	C			0
の		計		4		2		1, 289	97, 019			2
	010	行及び230行「本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの」	1-14	ſ	/邢 #	タの3分の1×注附印	第 1	0冬の9の軽減蒸	「で調鉛がわせわっ	ちものな今か		

010行及び230行「本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの」には、「価格の3分の1×法附則第19条の3の軽減率」で課税がなされたものを含む。

担	方グ	大大]体:	コー	ド	表都 7	香号 8
1	2	2	0	3	3	1	4

都	道系	牙 県	名	千葉県
市	町	村	名	市川市

	区	納税義務者数	地 積	決定価格	課 税 標 準 額	筆 数
-		(人)	(m²)	(千円)	(千円)	(筆)
÷	本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	1	501	28, 211	7, 523	
1	負担水準0.95以上1.0未満	1	788	68, 808	22, 936	
9	負担水準0.9以上0.95未満	0	0	0	0	
果	負担水準0.85以上0.9未満	0	0	0	0	
兑	負担水準0.8以上0.85未満	0	0	0	0	
7	負担水準0.75以上0.8未満	0	0	0	0	
),7	負担水準0.7以上0.75未満	0	0	0	0	
5 折	負担水準0.65以上0.7未満	0	0	0	0	
打 た	負担水準0.6以上0.65未満	0	0	0	0	
	負担水準0.55以上0.6未満	0	0	0	0	
⊢	負担水準0.5以上0.55未満	0	0	0	0	
計	負担水準0.45以上0.5未満	0	0	0	0	
Ł	負担水準0.4以上0.45未満	0	0	0	0	
₹.	負担水準0.35以上0.4未満	0	0	0	0	
或	負担水準0.3以上0.35未満	0	0	0	0	
妻	負担水準0.25以上0.3未満	0	0	0	0	
也	負担水準0.2以上0.25未満	0	0	0	0	
2	負担水準0.15以上0.2未満	0	0	0	0	
¥	負担水準0.1以上0.15未満	0	0	0	0	
·	負担水準0.05以上0.1未満	0	0	0	0	
<u>.</u>	負担水準0.05未満	0	0	0	0	
5	計	9	1, 289	97, 019	30, 459	

地方公	共団体 3	コード	表看 7	≸号 8
1 2	2 0	3 3	1	4

都道府県名	千葉県
市町村名	市川市

						(1)	(2)	(3)	(4)	(5	5)
1		区 分	行	番	п.	納税義務者数	地 積	決定価格	課税標準額	筆	数
ì		区 分	17	番	万	12 (人)	24 (m²)				(筆) 80
		本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	4	5	0	0				00	(4) 00
令		負担水準0.95以上1.0未満		6		0	0	0	0		0
5		負担水準0.9以上0.95未満		7		1	46	3, 367	1,066		1
		負担水準0.85以上0.9未満	4	8	0	0	0	0	0		0
の		負担水準0.8以上0.85未満	4	9	0	0	0	0	0		0
		負担水準0.75以上0.8未満	5	0	0	0	0	0	0		0
課		負担水準0.7以上0.75未満	5	1	0	0	0	0	0		0
724		負担水準0.65以上0.7未満	5	2	0	0	0	0	0		C
税		負担水準0.6以上0.65未満	5	3	0	0	0	0	0		0
分		負担水準0.55以上0.6未満	5	4	0	0	0	0	0		0
),	ш	負担水準0.5以上0.55未満	5	5	0	0	0	0	0		0
カュ	田	負担水準0.45以上0.5未満	5	6	0	0	0	0	0		0
		負担水準0.4以上0.45未満	5	7	0	0	0	0	0		0
ら		負担水準0.35以上0.4未満	5	8	0	0	0	0	0		0
		負担水準0.3以上0.35未満	5	9	0	0	0	0	0		C
新		負担水準0.25以上0.3未満	6	0	0	0	0	0	0		0
. 24		負担水準0.2以上0.25未満	6	1	0	0	0	0	0		C
た		負担水準0.15以上0.2未満	6	2	0	0	0	0	0		C
に		負担水準0.1以上0.15未満	6	3	0	0	0	0	0		C
V C		負担水準0.05以上0.1未満	6	4	0	0	0	0	0		C
市		負担水準0.05未満		5		0	0	0	0		0
,.		計	6	6	0	1	46				1
街		本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	6	7	0	26	27, 820	1, 073, 535			52
		負担水準0.95以上1.0未満	_	8		2	804				3
化		負担水準0.9以上0.95未満		9		2	2, 329	283, 307	89, 714		3
⊢		負担水準0.85以上0.9未満		0		0					C
区		負担水準0.8以上0.85未満		1		0	0				0
域		負担水準0.75以上0.8未満	_	2		0		Ů			0
-53		負担水準0.7以上0.75未満		3		0			v		0
農		負担水準0.65以上0.7未満		4		1	693				4
		負担水準0.6以上0.65未満		5		0		Ů			0
地		負担水準0.55以上0.6未満		6		0		·			0
	畑	負担水準0.5以上0.55未満		7		0	0	0			0
と	740	負担水準0.45以上0.5未満		8		0	0	0	_		0
4.		負担水準0.4以上0.45未満		9		0		0			0
な		負担水準0.35以上0.4未満		0		0	· ·		_		0
っ		負担水準0.3以上0.35未満		1		0					0
		負担水準0.25以上0.3未満		2		0	,				0
た		負担水準0.2以上0.25未満		3		0	· ·	V			0
		負担水準0.15以上0.2未満		4		0	· ·		· ·		0
ŧ		負担水準0.1以上0.15未満		5		0		·			0
		負担水準0.05以上0.1未満		6		0			_		0
の		負担水準0.05未満		7		0		·			0
		計	8	8	0	31	31, 646	1, 487, 903	343, 302		62

450行及び670行「本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの」には、「価格の3分の1×法附則第19条の3の軽減率」で課税がなされたものを含む。

地1	方グ	〉共区]体:	_	ド	表看 7	昏号 8
1	2	2	0	3	3	1	4

 都 道 府 県 名
 千葉県

 市 町 村 名
 市川市

	区	納税義務者数	地 積	決定価格	課 税 標 準 額	筆 数
		(人)	(m^2)	(千円)	(千円)	(筆)
令	本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	26	27, 820	1, 073, 535	214, 707	52
5	負担水準0.95以上1.0未満	2	804	83, 005	27, 668	3
の	負担水準0.9以上0.95未満	3	2, 375	286, 674	90, 780	4
課	負担水準0.85以上0.9未満	0	0	0	0	(
税	負担水準0.8以上0.85未満	0	0	0	0	(
分	負担水準0.75以上0.8未満	0	0	0	0	(
か。	負担水準0.7以上0.75未満	0	0	0	0	(
ら新	負担水準0.65以上0.7未満	1	693	48, 056	11, 213	
た	負担水準0.6以上0.65未満	0	0	0	0	1
12	負担水準0.55以上0.6未満	0	0	0	0	
市	負担水準0.5以上0.55未満	0	0	0	0	
街	負担水準0.45以上0.5未満	0	0	0	0	
化	負担水準0.4以上0.45未満	0	0	0	0	
区	負担水準0.35以上0.4未満	0	0	0	0	
域	負担水準0.3以上0.35未満	0	0	0	0	
農	負担水準0.25以上0.3未満	0	0	0	0	
地	負担水準0.2以上0.25未満	0	0	0	0	
とな	負担水準0.15以上0.2未満	0	0	0	0	
2	負担水準0.1以上0.15未満	0	0	0	0	
た	負担水準0.05以上0.1未満	0	0	0	0	
₽.	負担水準0.05未満	0	0	0	0	
の	計	32	31, 692	1, 491, 270	344, 368	6

地方4	公共団体:	コード	表看 7	≸号 8
1 2	2 0	3 3	1	5

都道府県名	千葉県
市町村名	市川市

						(1)		(2)	(3)	(4)	(5	i)
		区 分	% =:	番	П	納税義務者数		地 積	決定価格	課税標準額	筆	数
		区 分	17	番	ケ	12 (人)			39 (千円)			(筆) 80
		本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	0	1	0	0		0	(1,14)		00	0
令		負担水準0.95以上1.0未満	0			0	_	0	C	0		0
6		負担水準0.9以上0.95未満		3		0		0	C	0		0
		負担水準0.85以上0.9未満		4		0	1	0	(0		0
0)		負担水準0.8以上0.85未満		5		0	_	0	C	0		0
		負担水準0.75以上0.8未満		6		0		0	C	0		0
課		負担水準0.7以上0.75未満		7		0		0	C	0		0
~N/		負担水準0.65以上0.7未満	0	8	0	0		0	C	0		0
税		負担水準0.6以上0.65未満	0	9	0	0		0	C	0		0
分		負担水準0.55以上0.6未満	1	0	0	0		0	C	0		0
N		負担水準0.5以上0.55未満	1	1	0	0	1	0	C	0		0
カゝ	田	負担水準0.45以上0.5未満	1	2	0	0		0	C	0		0
/3		負担水準0.4以上0.45未満	1	3	0	0		0	C	0		0
6		負担水準0.35以上0.4未満	1	4	0	0		0	C	0		0
		負担水準0.3以上0.35未満	1	5	0	0		0	C	0		0
新		負担水準0.25以上0.3未満	1	6	0	0)	0	C	0		0
		負担水準0.2以上0.25未満	1	7	0	0		0	C	0		0
た		負担水準0.15以上0.2未満	1	8	0	0		0	C	0		0
1-		負担水準0.1以上0.15未満	1	9	0	0		0	C	0		0
に		負担水準0.05以上0.1未満	2	0	0	0	1	0	C	0		0
市		負担水準0.05未満	2	1	0	0		0	C	0		0
111		計	2	2	0	0)	0	C	0		0
街		本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	2	3	0	0	1	0	C	0		0
		負担水準0.95以上1.0未満	2	4	0	0		0	C	0		0
化		負担水準0.9以上0.95未満	2	5	0	0)	0	C	0		0
		負担水準0.85以上0.9未満	2	6	0	0)	0	C	0		0
区		負担水準0.8以上0.85未満	2	7	0	0		0	C	0		0
4-1		負担水準0.75以上0.8未満	2	8	0	0)	0	C	0		0
域		負担水準0.7以上0.75未満	2	9	0	0)	0	C	0		0
農		負担水準0.65以上0.7未満	3	0	0	0		0	C	0		0
/IX		負担水準0.6以上0.65未満	3	1	0	0		0	C	0		0
地		負担水準0.55以上0.6未満	3	2	0	0		0	C	0		0
_	畑	負担水準0.5以上0.55未満	3	3	0	0		0	C	0		0
と	УШ	負担水準0.45以上0.5未満	3	4	0	0)	0	C	0		0
_		負担水準0.4以上0.45未満	3	5	0	0		0	C	0		0
な		負担水準0.35以上0.4未満	3	6	0	0		0	C	0		0
2		負担水準0.3以上0.35未満	3	7	0	0)	0	C	0		0
		負担水準0.25以上0.3未満	3	8	0	0		0	C	0		0
た		負担水準0.2以上0.25未満	3	9	0	0		0	C	0		0
/_		負担水準0.15以上0.2未満	4	0	0	0		0	C	0		0
₽		負担水準0.1以上0.15未満	4	1	0	0		0	C	0		0
		負担水準0.05以上0.1未満	4	2	0	0)	0	C	0		0
の		負担水準0.05未満	4	3	0	0		0	C	0		0
		計	4			0		0	C	0		0
	010)行及び230行「本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの」	1717		/邢 #	タの3分の1×注附目	学 1	0冬の3の軽減率	「で課題がかされて	されのな合む。		

010行及び230行「本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの」には、「価格の3分の1×法附則第19条の3の軽減率」で課税がなされたものを含む。

世	方々	大大]体:	1 —	k	表看 7	番号 8
1	2	2	0	3	3	1	5

都	道系	牙 県	名	千葉県
市	町	村	名	市川市

		区 分	納税義務者数	地 積 (㎡)	決 定 価 格 (千円)	課税標準額(千円)	筆 数 (筆)
令		本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	0	0	0	0	0
т		負担水準0.95以上1.0未満	0	0	0	0	0
の		負担水準0.9以上0.95未満	0	0	0	0	0
課		負担水準0.85以上0.9未満	0	0	0	0	0
税		負担水準0.8以上0.85未満	0	0	0	0	0
分		負担水準0.75以上0.8未満	0	0	0	0	0
か。		負担水準0.7以上0.75未満	0	0	0	0	0
ら 新		負担水準0.65以上0.7未満	0	0	0	0	0
た		負担水準0.6以上0.65未満	0	0	0	0	C
に		負担水準0.55以上0.6未満	0	0	0	0	C
市	計	負担水準0.5以上0.55未満	0	0	0	0	(
街	PI	負担水準0.45以上0.5未満	0	0	0	0	(
化		負担水準0.4以上0.45未満	0	0	0	0	(
区		負担水準0.35以上0.4未満	0	0	0	0	(
域 農		負担水準0.3以上0.35未満	0	0	0	0	(
地		負担水準0.25以上0.3未満	0	0	0	0	(
عاد ح		負担水準0.2以上0.25未満	0	0	0	0	(
な		負担水準0.15以上0.2未満	0	0	0	0	(
2		負担水準0.1以上0.15未満	0	0	0	0	C
た		負担水準0.05以上0.1未満	0	0	0	0	0
£		負担水準0.05未満	0	0	0	0	0
の		計	0	0	0	0	(

地方公1	、共団体:	コード	表都 7	香号 8
1 2	2 0	3 3	1	5

都	道系	牙県	名	千葉県
市	町	村	名	市川市

						(1)	(2)		(3)	(4)	((5)
1		区分	行	番号	п.	納税義務者数	地 積	ž	決 定 価 格	課税標準額	筆	数
ì		区 分	1丁:	番う	ゲ	12 (人)	(m²)					(筆) 80
		本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	4	5	0	0)	0	0	03	(427 00
令		負担水準0.95以上1.0未満		6		0	-)	0	0		
7		負担水準0.9以上0.95未満		7		0	-)	0	0		
		負担水準0.85以上0.9未満		8		0)	0	0		
の		負担水準0.8以上0.85未満		9		0	-)	0	0		(
		負担水準0.75以上0.8未満	5	0	0	0	-)	0	0		(
課		負担水準0.7以上0.75未満	5	1	0	0)	0	0		(
***/		負担水準0.65以上0.7未満	5	2	0	0)	0	0		(
税		負担水準0.6以上0.65未満	5	3	0	0)	0	0		(
分		負担水準0.55以上0.6未満	5	4	0	0	- ()	0	0		(
23		負担水準0.5以上0.55未満	5	5	0	0	()	0	0		(
カュ	田	負担水準0.45以上0.5未満	5	6	0	0	()	0	0		(
, ,		負担水準0.4以上0.45未満	5	7	0	0	- ()	0	0		(
Ġ		負担水準0.35以上0.4未満	5	8	0	0	-)	0	0		(
		負担水準0.3以上0.35未満	5	9	0	0	-)	0	0		(
新		負担水準0.25以上0.3未満	6	0	0	0	-)	0	0		(
,		負担水準0.2以上0.25未満	6	1	0	0	-)	0	0		(
た		負担水準0.15以上0.2未満	6	2	0	0)	0	0		(
に		負担水準0.1以上0.15未満	6	3	0	0)	0	0		(
(-		負担水準0.05以上0.1未満	6	4	0	0)	0	0		(
市		負担水準0.05未満	6	5	0	0)	0	0		(
11,2		計	6	6	0	0	1)	0	0		(
街		本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	6	7	0	4	16, 62	5	597, 832	39, 855		13
		負担水準0.95以上1.0未満		8		0)	0	0		(
化		負担水準0.9以上0.95未満	6	9	0	0)	0	0		(
_		負担水準0.85以上0.9未満	7	0	0	0)	0	0		(
区		負担水準0.8以上0.85未満		1		0)	0	0		(
域		負担水準0.75以上0.8未満	7	2	0	0)	0	0		(
坝		負担水準0.7以上0.75未満	7	3	0	0)	0	0		(
農		負担水準0.65以上0.7未満		4		0)	0	0		(
,,,,		負担水準0.6以上0.65未満		5		0)	0	0		(
地		負担水準0.55以上0.6未満		6		0)	0	0		(
	畑	負担水準0.5以上0.55未満		7		0	(,	0	0		(
と	ΛЩ	負担水準0.45以上0.5未満	_	8		0	(,	0	0		(
ید		負担水準0.4以上0.45未満		9		0)	0	0		(
な		負担水準0.35以上0.4未満		0		0)	0	0		(
2		負担水準0.3以上0.35未満	_	1		0)	0	0		(
		負担水準0.25以上0.3未満	_	2		0)	0	0		(
た		負担水準0.2以上0.25未満		3		0)	0	0		(
		負担水準0.15以上0.2未満	8			0)	0	0		(
£		負担水準0.1以上0.15未満	8			0)	0	0		(
		負担水準0.05以上0.1未満		6		0)	0	0		(
の		負担水準0.05未満	8		0	0)	0	0		(
		計	8			4	16, 62		597, 832	39, 855		

450行及び670行「本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの」には、「価格の3分の1×法附則第19条の3の軽減率」で課税がなされたものを含む。

地方公1	、共団体:	コード	表看 7	昏号 8
1 2	2 0	3 3	1	5

都	道序	牙県	名	千葉県
市	町	村	名	市川市

	区 分	納税義務者数	地積	決定価格	課 税 標 準 額	筆 数
	<u> </u>	(人)	(m²)	(千円)	(千円)	(筆)
令	本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	4	16, 625	597, 832	39, 855	1
7	負担水準0.95以上1.0未満	0	0	0	0	
の	負担水準0.9以上0.95未満	0	0	0	0	
課	負担水準0.85以上0.9未満	0	0	0	0	
税	負担水準0.8以上0.85未満	0	0	0	0	
分	負担水準0.75以上0.8未満	0	0	0	0	
か。	負担水準0.7以上0.75未満	0	0	0	0	
新	負担水準0.65以上0.7未満	0	0	0	0	
た	負担水準0.6以上0.65未満	0	0	0	0	
に	負担水準0.55以上0.6未満	0	0	0	0	
市計	負担水準0.5以上0.55未満	0	0	0	0	
街	負担水準0.45以上0.5未満	0	0	0	0	
化	負担水準0.4以上0.45未満	0	0	0	0	
区	負担水準0.35以上0.4未満	0	0	0	0	
域	負担水準0.3以上0.35未満	0	0	0	0	
農	負担水準0.25以上0.3未満	0	0	0	0	
地と	負担水準0.2以上0.25未満	0	0	0	0	
な	負担水準0.15以上0.2未満	0	0	0	0	
つ	負担水準0.1以上0.15未満	0	0	0	0	
た	負担水準0.05以上0.1未満	0	0	0	0	
ŧ	負担水準0.05未満	0	0	0	0	
の	計	4	16, 625	597, 832	39, 855	1

<u>†</u>	也方々	〉共 🖯]体:	コー	ķ	表看 7	昏号 8
1	2	2	0	3	3	1	6

都道府県名	千葉県
市町村名	市川市

				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区	行番号	納税義務者数	地積	決定価格	課税標準額	筆 数
		in the second se	1 1 亩 万		24 (m²)	39 (千円)	54 (千円)	69 (筆) 80
		本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	0 1 0	5	1,866	51, 812	17, 271	(
		負担水準0.95以上1.0未満	0 2 0	2	1,555	119, 130	39, 710	Ç
		負担水準0.9以上0.95未満	0 3 0	1	46	3, 367	1,066]
		負担水準0.85以上0.9未満	0 4 0	0	0	0	0	(
合		負担水準0.8以上0.85未満	0 5 0	1	1, 112	106, 129	31, 219	6
		負担水準0.75以上0.8未満	0 6 0	0	0	0	0	(
		負担水準0.7以上0.75未満	0 7 0	0	0	0	0	(
		負担水準0.65以上0.7未満	0 8 0	0	0	0	0	(
		負担水準0.6以上0.65未満	0 9 0	0	0	0	0	(
		負担水準0.55以上0.6未満	1 0 0	0	0	0	0	(
		負担水準0.5以上0.55未満	1 1 0	0	0	0	0	(
	田	負担水準0.45以上0.5未満	1 2 0		0	0	0	(
		負担水準0.4以上0.45未満	1 3 0	0	0	0	0	(
		負担水準0.35以上0.4未満	1 4 0	0	0	0	0	(
		負担水準0.3以上0.35未満	1 5 0	0	0	0	0	(
		負担水準0.25以上0.3未満	1 6 0	0	0	0	0	(
		負担水準0.2以上0.25未満	1 7 0		0	0	0	(
		負担水準0.15以上0.2未満	1 8 0	0	0	0	0	(
		負担水準0.1以上0.15未満	1 9 0	0	0	0	0	(
		負担水準0.05以上0.1未満	2 0 0	0	0	0	0	(
		負担水準0.05未満	2 1 0	0	0	0	0	(
		計	2 2 0	9	4, 579	280, 438	89, 266	14
		本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	2 3 0	393	296, 722	12, 935, 513	4, 007, 396	742
		負担水準0.95以上1.0未満	2 4 0	120	61,772	5, 328, 249	1, 776, 082	193
		負担水準0.9以上0.95未満	2 5 0	47	29, 153	3, 246, 013	1, 056, 464	80
		負担水準0.85以上0.9未満	2 6 0	4	926	131, 476	41,072	
		負担水準0.8以上0.85未満	2 7 0	3	1,022	262, 341	77, 989	4
		負担水準0.75以上0.8未満	2 8 0	0	0	0	0	(
		負担水準0.7以上0.75未満	2 9 0	0	0	0	0	
		負担水準0.65以上0.7未満	3 0 0	3	1,704	130, 366	31, 337	1
		負担水準0.6以上0.65未満	3 1 0	0	0	0	0	
		負担水準0.55以上0.6未満	3 2 0	1	128	10, 696	2, 215	
	畑	負担水準0.5以上0.55未満	3 3 0	0	0	0	0	
	畑	負担水準0.45以上0.5未満	3 4 0	1	792	46, 804	8, 329	
		負担水準0.4以上0.45未満	3 5 0	0	0	0	0	1
		負担水準0.35以上0.4未満	3 6 0	0	0	0	0	
		負担水準0.3以上0.35未満	3 7 0	0	0	0	0	
		負担水準0.25以上0.3未満	3 8 0	0	0	0	0	
⇒ı		負担水準0.2以上0.25未満	3 9 0	0	0	0	0	(
計		負担水準0.15以上0.2未満	4 0 0	0	0	0	0	
		負担水準0.1以上0.15未満	4 1 0	0	0	0	0	
		負担水準0.05以上0.1未満	4 2 0	0	0	0	0	
		負担水準0.05未満	4 3 0	0	0	0	0	(
		計	4 4 0	572	392, 219	22, 091, 458	7,000,884	1, 039

1	地方公共団体コード						表都 7	番号 8				
	1		2		2		0		3	3	1	6

都道府県	. 名	千葉県
市町村	名	市川市

				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区 分	行番号	納税義務者数	地 積	決定価格	課 税 標 準 額	筆 数
			9	12 (人)	24 (m²)	39 (千円)	54 (千円)	69 (筆) 80
		本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	4 5 0	398	298, 588	12, 987, 325	4, 024, 667	750
		負担水準0.95以上1.0未満	4 6 0	122	63, 327	5, 447, 379	1, 815, 792	196
		負担水準0.9以上0.95未満	4 7 0	48	29, 199	3, 249, 380	1, 057, 530	87
合		負担水準0.85以上0.9未満	4 8 0	4	926	131, 476	41,072	5
п		負担水準0.8以上0.85未満	4 9 0	4	2, 134	368, 470	109, 208	6
		負担水準0.75以上0.8未満	5 0 0	0	0	0	0	0
		負担水準0.7以上0.75未満	5 1 0	0	0	0	0	0
		負担水準0.65以上0.7未満	5 2 0	3	1, 704	130, 366	31, 337	7
		負担水準0.6以上0.65未満	5 3 0	0	0	0	0	0
		負担水準0.55以上0.6未満	5 4 0	1	128	10, 696	2, 215	1
	計	負担水準0.5以上0.55未満	5 5 0	0	0	0	0	0
	ĒΙ	負担水準0.45以上0.5未満	5 6 0	1	792	46, 804	8, 329	1
		負担水準0.4以上0.45未満	5 7 0	0	0	0	0	0
		負担水準0.35以上0.4未満	5 8 0	0	0	0	0	0
		負担水準0.3以上0.35未満	5 9 0	0	0	0	0	0
		負担水準0.25以上0.3未満	6 0 0	0	0	0	0	0
		負担水準0.2以上0.25未満	6 1 0	0	0	0	0	0
3 1		負担水準0.15以上0.2未満	6 2 0	0	0	0	0	0
計		負担水準0.1以上0.15未満	6 3 0	0	0	0	0	0
		負担水準0.05以上0.1未満	6 4 0	0	0	0	0	0
		負担水準0.05未満	6 5 0	0	0	0	0	0
		計	6 6 0	581	396, 798	22, 371, 896	7, 090, 150	1,053

Ⅱ 家屋に関する概要調書等報告書

令和7年度 家屋に関する概要調書等報告書

都道府県名	千葉県	
市町村名	市川市	

地方公共団体コー	ド 11	2	2	0	3	3 ⁶
表番号・行番号	号	70	0	0	0	011
特定市・・・・・1 市町村判別コード 特定市以外の 市町村・・・・・2						
団体区分二	ı —	ド	13			2 ¹⁶

(注)自動的に付与される。

地方公	公共団	体コ	ード	表看	番号
1 2	2	0 3	3	⁷ 2	1

第21表 納税義務者数に関する調

都道府県名	千葉県
市町村名	市川市

						(1)	(2)	(3)
個人・法人の別	区分	行	番	号	総数	(人)	法定免税点未満のもの(人)	法定免税点以上のもの(人)
個	人	9	1	0	12	128, 204	620	27 34 127, 584
法	人	0	2	0		4, 810	46	4, 764
計		0	3	0		133, 014	666	132, 348

地	方々	共	団体	コー	-ド	表番	爭号
1	2	2	0	3	3	72	28

第22表 総 括 表

				<u> </u>		(1)		(2)			(3)	
	丞 分	行	番	号	棟	数	床	面	積 (㎡)	決定	価格(千円)	単位当たり価格 (円)
木	総数	90	1	0	12 ア	84, 804	20 エ	8, 98	2, 325	31 + 284	4, 540, 104	31, 678
	法定免税点未満のもの	0	2	0	イ	638	オ	2:	2, 277	Ź	51, 799	2, 325
造	法定免税点以上のもの	0	3	0	ウ	84, 166	カ	8, 960	0, 048	ケ 284	l, 488, 305	31, 751
木	総数	0	4	0	3	23, 187	ス	14, 86	4, 149	^ў 79	5, 057, 755	53, 488
造以	法定免税点未満のもの	0	5	0	サ	68	セ		1,857	チ	8, 474	4, 563
外	法定免税点以上のもの	0	6	0	シ	23, 119	ソ	14, 86	2, 292	ッ 795	5, 049, 281	53, 494
	総数	0	7	0		107, 991		23, 840	6, 474	1, 079	9, 597, 859	45, 273
計	法定免税点未満のもの	0	8	0		706		2	4, 134		60, 273	2, 497
	法定免税点以上のもの	0	9	0		107, 285		23, 82	2, 340	⁷ 1, 079	9, 537, 586	45, 316
非認	果 税 家 屋	1	0	0		1, 007		96	3, 830			

(参考)

実際免税点の額 200,000円

地	方公	:共区	団体	コー	- ド	表都	昏号
1	2	2	0	3	3	⁷ 2	3

第23表 所有者区分による家屋に関する調

 都 道 府 県 名
 千葉県

 市 町 村 名
 市川市

		<u> </u>	(1)	(2)	(3)	(4)		(5)	(6)	-
			個	人 が 月	有 有	す る	家屋	法人が所有	すする家屋	
⊵	分	行番号	棟 数	床面積(㎡)	決 定 価 格 ^(千円)	課税標準額	単位当たり価格	棟 数	床面積(㎡)	
木	総数	⁹ 0 1 0	81, 728	8, 525, 998	³⁰ 268, 344, 811	⁴² 268, 340, 612	31, 474	3, 076	456, 32 ⁷ 7	
	法 定 免 税 点 未 満 の も の	0 2 0	615	21, 640	49, 873	49, 873	2, 305	23	637	
造	法定免税点以上のもの	0 3 0	81, 113	8, 504, 358	268, 294, 938	268, 290, 739	31, 548	3, 053	455, 690	
木	総数	0 4 0	17, 618	7, 554, 810	413, 059, 413	413, 059, 413	54, 675	5, 569	7, 309, 339	
造以	法 定 免 税 点 未 満 の も の	0 5 0	45	1, 249	5, 771	5, 771	4, 620	23	608	
外	法定免税点以上のもの	0 6 0	17, 573	7, 553, 561	413, 053, 642	413, 053, 642	54, 683	5, 546	7, 308, 731	
	総数	0 7 0	99, 346	16, 080, 808	681, 404, 224	681, 400, 025	42, 374	8, 645	7, 765, 666	
計	法 定 免 税 点 未 満 の も の	0 8 0	660	22, 889	55, 644	55, 644	2, 431	46	1, 245	
	法 定 免 税 点以 上 の も の	0 9 0	98, 686	16, 057, 919	681, 348, 580	681, 344, 381	42, 431	8, 599	7, 764, 421	
	(7) (8) (9) (10)		(10)	(11)	(12)					
			法人が	所 有 す	る家屋		合		計	
Σ	分	行番号	決定価格	課税標準額	単位当たり価格	棟 数	床面積(㎡)	決 定 価 格 (〔 F円)	課税標準額	単位当たり価格
木	総数	⁹ 0 1 1	16, 195, 293	16, 195, 293	35, 491	84, 804	8, 982, 325	⁵⁴ 284, 540, 104	⁶⁶ 284, 535, 905	31, 678
	法定免税点未満のもの	0 2 1	1, 926	1, 926	3, 024	638	22, 277	51, 799	51, 799	2, 325
造	法定免税点以上のもの	0 3 1	16, 193, 367	16, 193, 367	35, 536	84, 166	8, 960, 048	284, 488, 305	284, 484, 106	31, 751
木	総数	0 4 1	381, 998, 342	381, 843, 274	52, 262	23, 187	14, 864, 149	795, 057, 755	794, 902, 687	53, 488
造以	法定免税点未満のもの	0 5 1	2, 703	2, 703	4, 446	68	1, 857	8, 474	8, 474	4, 563
外	法定免税点以上のもの	0 6 1	381, 995, 639	381, 840, 571	52, 266	23, 119	14, 862, 292	795, 049, 281	794, 894, 213	53, 494
	総 数	0 7 1	398, 193, 635	398, 038, 567	51, 276	107, 991	23, 846, 474	1, 079, 597, 859	1, 079, 438, 592	45, 273
計	法定免税点未満のもの	0 8 1	4, 629	4, 629	3, 718	706	24, 134	60, 273	60, 273	2, 497
	法定免税点以上のもの	0 9 1	398, 189, 006	398, 033, 938	51, 284	107, 285	23, 822, 340	1, 079, 537, 586	1, 079, 378, 319	45, 316

地方公	共団体	コード	表番号
1 2	2 0	3 3	⁷ 2 4

第24表 木造家屋に関する調(その1)

都道府県名	千葉県
市町村名	市川市

		(1)	(2)	(3)
区分		杉	東	数
家屋の種類	行番号	総数	法定免税点未満のもの	法定免税点以上のもの
戸建形式住宅	9 1 0	73, 911	374	32 73, 537
集合形式住宅	0 2 0	5, 573	0	5, 573
併 住宅部分1	0 3 0	2, 691	31	2, 660
用 その他の用の部分2	0 4 0	2, 691	31	2, 660
宅 計(棟数については1の数値を記入	0 5 0	2, 691	31	2, 660
ホ テ ル ・ 旅 館	0 6 0	5	0	5
事 務 所 · 店 舗	0 7 0	659	23	636
劇場・病院	0 8 0	41	0	41
工場・倉庫	0 9 0	516	39	477
附 属 家	1 0 0	1, 408	171	1, 237
合 計	1 1 0	84, 804	638	^ヴ 84, 166

地	方々]共2	団体	コー	-ド	表看	番号
1	2	2	0	3	3	72	4

第24表 木造家屋に関する調(その2)

							•	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)			
			_					床	面	積	決	定 価	格	単 位	当たり	価 格
		_\	<u>X</u>	分	行	番	号	総数	法定免税点	法定免税点	総額	法定免税点	法定免税点	(=)	(ホ)	(^)
家	屋の	種類							未満のもの	以上のもの		未満のもの	以上のもの	(1)	(口)	(ハ)
				<u> </u>				(m²) (イ)	(m²) (口)	(m²) (ハ)	(千円) (二)	(千円) (ホ)	(千円) (へ)	(円)(ト)	(円) (チ)	(円) (リ)
戸	建于	形 式	住	宅	90	1	1	a 7, 362, 476	²³ 15, 487	³⁴ 7, 346, 989	⁴⁵ 242, 874, 484	⁵⁶ 36, 147	⁶⁷ 242, 838, 337	32, 988	2, 334	33, 053
集	合 升	形 式	住	宅	0	2	1	b 1, 100, 403	0	1, 100, 403	32, 027, 194	0	32, 027, 194	29, 105	0	29, 105
併	住	宅 部	分	1	0	3	1	239, 635	806	238, 829	4, 460, 807	2, 355	4, 458, 452	18, 615	2, 922	18, 668
用住	その	他の用	の部	分 2	0	4	1	104, 400	369	104, 031	1, 822, 902	1, 118	1, 821, 784	17, 461	3, 030	17, 512
宅	(1	+	2)	計	0	5	1	c 344, 035	1, 175	342, 860	6, 283, 709	3, 473	6, 280, 236	18, 265	2, 956	18, 317
ホ	テノ	ル・	旅	館	0	6	1	d 827	0	827	12, 999	0	12, 999	15, 718	0	15, 718
事	務	折・	店	舗	0	7	1	e 82, 053	465	81, 588	2, 574, 480	2, 239	2, 572, 241	31, 376	4, 815	31, 527
劇	場	• }	病	院	0	8	1	f 6, 214	0	6, 214	176, 944	0	176, 944	28, 475	0	28, 475
I	場	•	倉	庫	0	9	1	g 43, 913	1, 360	42, 553	341, 659	2, 489	339, 170	7, 780	1, 830	7, 971
	附	属	家		1	0	1	h 42, 404	3, 790	38, 614	248, 635	7, 451	241, 184	5, 863	1, 966	6, 246
	合	i	計		1	1	1	8, 982, 325	[*] 22, 277	8, 960, 048	[*] 284, 540, 104	⁷ 51, 799	⁷ 284, 488, 305	31, 678	2, 325	31, 751

地方公共団体	コード	表番号
1 2 2 0	3 3	⁷ 2 5

第25表 木造以外の家屋に関する調 (1)事務所、店舗

			<u> </u>	(1	1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
区分						· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			数	
	行	番	号		総	数	法定免税点	未満のもの	法定免税点	以上のもの
構造別	1,3	12		棟	数	主たる用途 以外の棟数	棟 数	主たる用途 以外の棟数	棟 数	主たる用途 以外の棟数
鉄骨鉄筋コンクリート造	9 0	1	0	12	50	19 43	26	0	50	47 53 43
鉄筋コンクリート造	0	2	0		282	622		0	282	622
鉄 骨 造	0	3	0		1,037	1,090		0	1, 036	1, 090
軽 量 鉄 骨 造	0	4	0		362	181	1	0	346	181
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	0		18	4	(0	18	4
その他	0	6	0		0	0		0	0	0
計	0	7	0		1, 749	1, 940	1	7	1, 732	1, 940

			-	(7)	(8)	(9)	(10)		(11)	(12)			
				床	面	積	決		定 価	格	単 位	当たり	価 格
区 分 構造別	行	番	号	総 数 (㎡) (イ)	法定免税点 未満のもの (㎡)(ロ)	法定免税点以上のもの(㎡)(ハ)	総 (千円)	額 (二)	法定免税点 未満のもの (千円)(ホ)	法定免税点以上のもの(千円)(へ)	<u>(二)</u> (イ) (円) (ト)	<u>(</u> ホ) (ロ) (円) (チ)	(<u>^)</u> (ハ) (円) (リ)
鉄骨鉄筋コンクリート造	9 0	1	1	12 7 310, 546	23	³⁴ 310, 546	⁴⁵ 21, 45	6, 142	56 0	21, 456, 142	69, 092	0	69, 092
鉄筋コンクリート造	0	2	1	612, 470	0	612, 470	37, 96	1, 165	0	37, 961, 165	61, 980	0	61, 980
鉄 骨 造	0	3	1	[†] 840, 450	28	840, 422	43, 06	9, 322	167	43, 069, 155	51, 246	5, 964	51, 247
軽 量 鉄 骨 造	0	4	1	[±] 58, 628	382	58, 246	1, 53	0, 119	1, 951	1, 528, 168	26, 099	5, 107	26, 236
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	1	э́т 948	0	948	1	2, 184	0	12, 184	12, 852	0	12, 852
その他	0	6	1	[†] 0	0	0		0	0	0	0	0	0
計	0	7	1	1, 823, 042	410	1, 822, 632	104, 02	8, 932	2, 118	104, 026, 814	57, 063	5, 166	57, 075

地	ナ	テク	7	共	寸	[体	: :	コー	- ド	表	番号
1		2		2		0		3	3	72	6

第26表 木造以外の家屋に関する調 (2)住宅用建物

			<u> </u>	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
区分					杉			数	
	行	番	号	総	数	法定免税点	未満のもの	法定免税点	以上のもの
構造別	11	10		棟 数	主たる用途 以外の棟数	棟数	主たる用途 以外の棟数	棟 数	主たる用途 以外の棟数
鉄骨鉄筋コンクリート造	9 0	1	0	218	19	26	33 0	218	47 53 10
鉄筋コンクリート造	0	2	0	4, 025	58	0	0	4, 025	58
鉄 骨 造	0	3	0	3, 914	177	0	0	3, 914	177
軽 量 鉄 骨 造	0	4	0	9, 559	13	1	0	9, 558	13
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	0	45	0	0	0	45	0
そ の 他	0	6	0	0	0	0	0	0	0
計	0	7	0	17, 761	258	1	0	17, 760	258

			▶	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)			
				床	面	積	決	定 価	格	単 位	当 た り	価 格
構造別	行	番	号	総 数 (㎡) (イ)	法定免税点 未満のもの (㎡) (口)	法定免税点 以上のもの (㎡)(ハ)	総 額 (千円) (二)	法定免税点 未満のもの (千円)(ホ)	法定免税点 以上のもの (千円)(へ)	<u>(二)</u> (イ) (円) (上)	<u>(ホ)</u> (ロ) (円) (チ)	<u>(へ)</u> (ハ) (円) (リ)
鉄骨鉄筋コンクリート造	90	1	1	1, 087, 040	23	1, 087, 040	⁴⁵ 55, 418, 513	56	55, 418, 513	50, 981	0	50, 981
鉄筋コンクリート造	0	2	1	⁷ 4, 883, 691	0	4, 883, 691	332, 791, 535	0	332, 791, 535	68, 143	0	68, 143
鉄 骨 造	0	3	1	7 1, 249, 151	0	1, 249, 151	64, 065, 839	0	64, 065, 839	51, 288	0	51, 288
軽 量 鉄 骨 造	0	4	1	1, 657, 309	31	1, 657, 278	54, 653, 687	113	54, 653, 574	32, 977	3, 645	32, 978
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	1	⁺ 4, 775	0	4, 775	114, 483	0	114, 483	23, 975	0	23, 975
そ の 他	0	6	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	7	1	8, 881, 966	31	8, 881, 935	507, 044, 057	113	507, 043, 944	57, 087	3, 645	57, 087

地方	公共団体	はコード	表番号
1 2	2 2 0	3 3	⁷ 2 ⁸ 7

第27表 木造以外の家屋に関する調 (3)病院、ホテル

	—	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
区分			村			数	
区分	行番号	総	数	法定免税点	未満のもの	法定免税点	以上のもの
構造別	11 🖽 🕖	棟数	主たる用途 以外の棟数	棟 数	主たる用途 以外の棟数	棟 数	主たる用途 以外の棟数
鉄骨鉄筋コンクリート	造 ⁹ 0 1 0	12 5	19 0	26	33 0	5	47 53 O
鉄筋コンクリート記	i 0 2 0	49	40	0	0	49	40
鉄 骨 造	0 3 0	33	41	0	0	33	41
軽 量 鉄 骨 造	0 4 0	6	31	0	0	6	31
れ ん が 造 コンクリートブロック:	也 5 0	0	0	0	0	0	0
そ の 他	0 6 0	0	0	0	0	0	0
計	0 7 0	93	112	0	0	93	112

		<u> </u>		(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)			
				床	面	積	決	定 価	格	単 位	当たり	価 格
体 造 別	行	番	号	総数	未満のもの		総額	未満のもの	法定免税点以上のもの	(-) (1)	<u>(</u> (<u>(^)</u> (/)
		-		(m²) (1)	(m²) (□)	(m²) (ハ)	(千円) (二)	(千円) (ホ)	(千円) (へ)	(円) (ト)	(円) (チ)	(円) (リ)
鉄骨鉄筋コンクリート造	9 ()	1	1	12 ⁷ 32, 551	0	32, 551	2, 097, 542	56	2, 097, 542	64, 439	0	64, 439
鉄筋コンクリート造	0	2	1	97, 616	0	97, 616	8, 442, 733	0	8, 442, 733	86, 489	0	86, 489
鉄 骨 造	0	3	1	± 43, 107	0	43, 107	3, 827, 307	0	3, 827, 307	88, 786	0	88, 786
軽 量 鉄 骨 造	0	4	1	4,778	0	4, 778	223, 647	0	223, 647	46, 808	0	46, 808
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	1	9	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	6	1	[*] 0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	7	1	178, 052	0	178, 052	14, 591, 229	0	14, 591, 229	81, 949	0	81, 949

地方公	共団体コー	ード	表番号
1 2	2 0 3	3	⁷ 2 8

第28表 木造以外の家屋に関する調 (4)工場、倉庫

 都 道 府 県 名
 千葉県

 市 町 村 名
 市川市

		→	•	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
区分								数	
	行	番	号	総	数	法定免税点	未満のもの	法定免税点	以上のもの
構造別	1,3	10		棟 数	主たる用途 以外の棟数	棟 数	主たる用途 以外の棟数	棟 数	主たる用途 以外の棟数
鉄骨鉄筋コンクリート造	9 ()	1	0	24	19 0	26	33 0	40 24	47 53 ()
鉄筋コンクリート造	0	2	0	91	15	0	0	91	15
鉄 骨 造	0	3	0	1,083	111	3	0	1,080	111
軽 量 鉄 骨 造	0	4	0	408	12	14	0	394	12
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	0	90	0	6	0	84	0
その他	0	6	0	0	0	0	0	0	0
計	0	7	0	1,696	138	23	0	1, 673	138

		→	•	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)			
				床	面	積	決	定 価	格	単 位	当たり	価 格
塔 別	行	番	号	総 数	法定免税点未満のもの		総額	法定免税点未満のもの		(<u></u> (<u></u>)	<u>(</u>) (口)	(\sigma)
				(m²) (≺)	(m²) (□)	(m²) (ハ)	(千円) (二)	(千円) (ホ)	(千円) (へ)	(円) (ト)	(円) (チ)	(円) (リ)
鉄骨鉄筋コンクリート造	9 ()	1	1	381, 149	0	381, 149	⁴⁵ 19, 238, 383	56 0	19, 238, 383	50, 475	0	50, 475
鉄筋コンクリート造	0	2	1	1, 123, 393	0	1, 123, 393	69, 880, 494	0	69, 880, 494	62, 205	0	62, 205
鉄 骨 造	0	3	1	2, 122, 534	99	2, 122, 435	63, 825, 855	412	63, 825, 443	30, 071	4, 162	30, 072
軽 量 鉄 骨 造	0	4	1	84, 476	498	83, 978	696, 986	1, 332	695, 654	8, 251	2, 675	8, 284
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	1	4, 255	209	4, 046	43, 132	692	42, 440	10, 137	3, 311	10, 489
そ の 他	0	6	1	ホ 0	0	0	C	0	0	0	0	0
計	0	7	1	3, 715, 807	806	3, 715, 001	153, 684, 850	2, 436	153, 682, 414	41, 360	3, 022	41, 368

地フ	5公:	共団	体	コー	- ド	表番	号
1	2	2	0	3	3	72	98

第29表 木造以外の家屋に関する調 (5)その他

		-		(1)	(2)	(3)	(4) (5)		(6)															
区分		行 悉 号		行 悉 号			杉			数														
	行					行番号		行 番 号		行 悉 县		行 釆 县		行 釆 县		行 悉 号		行番号		行番号		総	数	法定免税点
構造別	11	ш	.5	棟 数	主たる用途 以外の棟数	棟 数	主たる用途 以外の棟数	棟 数	主たる用途 以外の棟数															
鉄骨鉄筋コンクリート造	90	1	0	12 8	19 2	26 0	33 0	40 8	47 53 2															
鉄筋コンクリート造	0	2	0	811	12	1	0	810	12															
鉄 骨 造	0	3	0	310	18	3	0	307	18															
軽 量 鉄 骨 造	0	4	0	425	3	12	0	413	3															
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	0	334	0	11	0	323	0															
そ の 他	0	6	0	0	0	0	0	0	0															
計	0	7	0	1,888	35	27	0	1,861	35															

				(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)			
				床	面	積	決	定 価	格	単 位	当たり	価 格
構造別	行	番	号	総数	未満のもの	以上のもの	総額	法定免税点未満のもの	以上のもの	(-) (1)	<u>(</u> (力)	<u>(へ)</u> (ハ)
		-	_	(m²) (1)	(m²) (□)	(m²) (ハ)	(千円) (二)	(千円)(ホ)	(千円) (へ)	(円) (ト)	(円) (チ)	(円) (リ)
鉄骨鉄筋コンクリート造	9 0	1	1	12 ¬ 20, 745	9	20, 736	1, 911, 345	383	1, 910, 962	92, 135	42, 556	92, 157
鉄筋コンクリート造	0	2	1	104, 504	29	104, 475	5, 904, 122	847	5, 903, 275	56, 497	29, 207	56, 504
鉄 骨 造	0	3	1	114, 600	63	114, 537	7, 243, 542	398	7, 243, 144	63, 207	6, 317	63, 238
軽 量 鉄 骨 造	0	4	1	[×] 20, 255	363	19, 892	591, 096	1, 368	589, 728	29, 183	3, 769	29, 646
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	1	[±] 5, 178	146	5, 032	58, 582	811	57, 771	11, 314	5, 555	11, 481
その他	0	6	1	ار	0	0	0	0	0	0	0	0
が立	0	7	1	265, 282	610	264, 672	15, 708, 687	3, 807	15, 704, 880	59, 215	6, 241	59, 337

地方公	共団体コード	表番号
1 2	2 0 3 3	⁷ 3 8

第30表 木造以外の家屋に関する調 (6)合計

		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
E /			柜			数	
区分	行番号	総	数	法定免税点	未満のもの	法定免税点	以上のもの
構造別	11 1 7	棟数	主たる用途 以外の棟数	棟 数	主たる用途 以外の棟数	棟数	主たる用途 以外の棟数
鉄骨鉄筋コンクリート造	90 1 0	305	19 55	26 0	33	305	47 53 55
鉄筋コンクリート造	0 2 0	5, 258	747	1	0	5, 257	747
鉄 骨 造	0 3 0	6, 377	1, 437	7	0	6, 370	1, 437
軽 量 鉄 骨 造	0 4 0	10, 760	240	43	0	10, 717	240
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0 5 0	487	4	17	0	470	4
その他	0 6 0	0	0	0	0	0	0
計	0 7 0	23, 187	2, 483	у 68	0	² 23, 119	2, 483

		→	•	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)					
				床	面	積	決	定 価	格	単 位	当 た り	価 格		
体 造 別	行番号		行番号		号	総 数 (m³) (イ)	法定免税点 未満のもの (㎡)(口)	法定免税点 以上のもの (㎡) (ハ)	総 額 (千円)(二)	法 定 免 税 点 未 満 の も の (千円)(ホ)	法定免税点以上のもの(千円)(へ)	(二) (分 (円) (b)	<u>(ホ)</u> (ロ) (円) (チ)	<u>(〜)</u> (ハ) (円) (リ)
鉄骨鉄筋コンクリート造	90	1	1	1, 832, 031	23 9	1, 832, 022	⁴⁵ 100, 121, 925	383	67 100, 121, 5 ⁷⁷ 120, 121, 5 ⁴²	54, 651	42, 556	54, 651		
鉄筋コンクリート造	0	2	1	6, 821, 674	29	6, 821, 645	454, 980, 049	847	454, 979, 202	66, 696	29, 207	66, 696		
鉄 骨 造	0	3	1	4, 369, 842	190	4, 369, 652	182, 031, 865	977	182, 030, 888	41, 656	5, 142	41, 658		
軽 量 鉄 骨 造	0	4	1	1, 825, 446	1, 274	1, 824, 172	a 57, 695, 535	4, 764	57, 690, 771	31, 606	3, 739	31, 626		
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	1	15, 156	355	14, 801	b 228, 381	1, 503	226, 878	15, 069	4, 234	15, 329		
その他	0	6	1	0	0	0	0	0	0	0	0	(
#	0	7	1	14, 864, 149	1,857	14, 862, 292	⁹ 795, 057, 755	チ 8,474	795, 049, 281	53, 488	4, 563	53, 494		

地方公共団体コ	表番	号	
1 2 2 0 3	3	73	18

第31表 新増分家屋に関する調 (1)木造家屋

都 道 府 県 名 千葉県 市 町 村 名 市川市

					(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)		
	区分				棟	数	床	ā 積	再建築	書 評 点 数	決 定	価 格	単位当たり 再建築費評点数	単位当たり価格
家屋	屋の種類	行	番	号	総数	うち増築分	総 数 (㎡) (イ)	うち増築分	総 点 数 (千点)(ロ)	うち増築分	総 額 (千円)(ハ)	うち増築分	(口) (イ) (点)	<u>(ハ)</u> (イ) (円)
	戸建形式住宅	90	1	0	1, 402	18 4	²⁴ a 135, 676	63	⁴¹ 15, 182, 627	⁵¹ 5, 920	12, 024, 639	⁷⁰ 4, 688	111, 904	88, 628
新	集合形式住宅	0	2	0	62		b 17, 615		2, 128, 874		1, 686, 068		120, 856	95, 718
7171	併 用 住 宅	0	3	0	8		c 1, 405		162, 964		129, 067		115, 989	91, 863
増	ホテル・旅館	0	4	0	0		d 0		0		0		0	0
垣	事 務 所 ・ 店 舗	0	5	0	20	1	e 5, 050	169	490, 358	14, 518	388, 363	11, 497	97, 101	76, 904
	劇場・病院	0	6	0	2		f 319		30, 018		23, 773		94, 100	74, 524
分	工場・倉庫	0	7	0	1		^g 59		4, 439		3, 515		75, 237	59, 576
	附属家	0	8	0	1		h 40		2, 394		1, 895		59, 850	47, 375
	合 計	0	9	0	j 1, 496	k 5	160, 164	э 232	18, 001, 674	20, 438	³ 14, 257, 320	ラ 16, 185	112, 395	89, 017

地方位	公共団体コード	表番号
1 2	2 0 3 3	⁷ 3 2 ⁸

第32表 新増分家屋に関する調 (2)木造以外の家屋(その1)

		——				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)		
		区 分				棟	数	床	面 積	再建築費	費 評 点 数	決 定	価 格	単 位 当 た り 再建築費評点数	単位当たり価格
家屋の	種類	構造別	行	番	号	総数	うち増築分	総 数 (㎡) (イ)	うち増築分	総 点 数 (千点)(ロ)	うち増築分	総 額 (千円)(ハ)	うち増築分	(ロ) (イ) (点)	(25)
	事	鉄骨鉄筋コンクリート造	9	1	0	12 0	18	24 T 0	33	41 0	51	60	70 79	0	0
	務	鉄筋コンクリート造	0	2	0	2		ر 2, 398		316, 342		342, 407		131, 919	142, 789
	所	鉄 骨 造	0	3	0	6		^ウ 4, 267		392, 271		422, 867		91, 931	99, 102
	ולל	軽 量 鉄 骨 造	0	4	0	6		ェ 804		38, 813		40, 986		48, 275	50, 978
新	店	れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	0	0		7 0						0	0
7121		その他	0	6	0			力						0	0
	舗	計	0	7	0	14	0	7, 469	0	747, 426	0	806, 260	0	100, 070	107, 948
	戸	鉄骨鉄筋コンクリート造	0	8	0	0		⁺ 0		0		0		0	0
	建	鉄筋コンクリート造	0	9	0	1		⁷ 90		10, 142		8, 924		112, 689	99, 156
		鉄 骨 造	1	0	0	13		⁷ 2, 163		250, 224		220, 196		115, 684	101, 801
増	形	軽 量 鉄 骨 造	1	1	0	66		7,831		859, 885		756, 698		109, 805	96, 629
	式	れ ん が 造 コンクリートブロック造	1	2	0			サ						0	0
	住	その他	1	3	0			シ						0	0
	宅	計	1	4	0	80	0	10, 084	0	1, 120, 251	0	985, 818	0	111, 092	97, 761
	集	鉄骨鉄筋コンクリート造	1	5	0	0		^z 0		0		0		0	0
分	合	鉄筋コンクリート造	1	6	0	20		[†] 40, 379		6, 039, 038		5, 314, 352		149, 559	131, 612
		鉄 骨 造	1	7	0	43		^y 29, 856		3, 516, 563		3, 094, 574		117, 784	103, 650
	形	軽 量 鉄 骨 造	1	8	0	22		g 8, 520		1, 029, 357		905, 833		120, 817	106, 318
	式住	れ ん が 造 コンクリートブロック造	1	9	0			チ						0	0
		その他	2	0	0			ツ ツ						0	0
	宅	計	2	1	0	85	0	78, 755	0	10, 584, 958	0	9, 314, 759	0	134, 404	118, 275

地方	公共団	体コー	ード	表番	号
1 2	2 2	0 3	3	73	28

第32表 新増分家屋に関する調 (2)木造以外の家屋(その2)

 都 道 府 県 名
 千葉県

 市 町 村 名
 市川市

		•				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)		
	/	✓ 区分				棟	数	床	面 積	再建築費	費評点数	決 定	価 格	単 位 当 た り 再建築費評点数	単位当たり価格
家屋の	種類	構造別	行	番	号	総数	うち増築分	総 (m²) (イ)	うち増築分	総 点 数 (千点)(ロ)	うち増築分	総 額 (千円)(ハ)	うち増築分	一件建築資料点数 (ロ) (イ)	<u>(ハ)</u> (円)
	病	鉄骨鉄筋コンクリート造	⁹ 2	2	0	12 0	18	24 テ	33	41	51	60	70 79	0	0
	院	鉄筋コンクリート造	2	3	0	1		¹ , 638		229, 879		248, 819		140, 341	151, 904
		鉄 骨 造	2	4	0	1		⁺ 1,951		239, 853		258, 560		122, 938	132, 527
	•	軽 量 鉄 骨 造	2	5	0			1.1						0	0
	ホテ	れ ん が 造 コンクリートブロック造	2	6	0			ヌ						0	0
利		その他	2	7	0			ネ						0	0
	ル	計	2	8	0	2	0	3, 589	0	469, 732	0	507, 379	0	130, 881	141, 371
	+	鉄骨鉄筋コンクリート造	2	9	0	0		/ O						0	0
	エ	鉄筋コンクリート造	3	0	0	0		^ 0						0	0
	場	鉄 骨 造	3	1	0	3	1	921	93	79, 962	7, 802	85, 943	8, 385	86, 821	93, 315
増		軽 量 鉄 骨 造	3	2	0	3		^フ 475		19, 541		20, 540		41, 139	43, 242
	倉	れ ん が 造 コンクリートブロック造	3	3	0			^						0	0
	庫	その他	3	4	0			ホ						0	0
	単	計	3	5	0	6	1	1, 396	93	99, 503	7, 802	106, 483	8, 385	71, 277	76, 277
		鉄骨鉄筋コンクリート造	3	6	0			マ						0	0
分	そ	鉄筋コンクリート造	3	7	0			W.						0	0
ガ		鉄 骨 造	3	8	0	4		^L 1, 210		65, 337		70, 591		53, 998	58, 340
	の	軽 量 鉄 骨 造	3	9	0	9		× 230		9, 145		9, 724		39, 761	42, 278
		れ ん が 造 コンクリートブロック造	4	0	0			÷						0	0
	他	その他	4	1	0			ラ						0	0
		計	4	2	0	13	0	1, 440	0	74, 482	0	80, 315	0	51,724	55, 774
		合 計	4	3	0	e 200	g 1	^y 102, 733	¹ 93	13, 096, 352	7, 802	¹ 11, 801, 014	8, 385	127, 480	114, 871

地	ナ	テク)共	·日]体	ニコー	ード	表看	番号
1		2	2	2	0	3	3	⁷ 3	3

第33表 減少分家屋に関する調 (1)木造家屋

 都道府県名
 千葉県

 市町村名
 市川市

		(1)	(2)	(3)	
区分	2 平 日	棟数	床 面 積	決 定 価 格	単位当たり価格
家屋の種類	行番号	総数	総 数 (m²) (イ)	総 (千円) (ロ)	<u>(ロ)</u> (イ) (円)
戸 建 形 式 住 宅	9 1 0	763	72, 597	1, 071, 075	14, 754
集合形式住宅	0 2 0	131	⁴⁵ 23, 836	54 63 310, 142	13, 011
併 用 住 宅	0 3 0	12 59	6, 600	78, 774	11, 935
ホ テ ル ・ 旅 館	0 4 0	38 0	45 0	54 63 O	0
事 務 所 · 店 舖	0 5 0	12	994	²⁸ 25, 136	25, 288
劇場・病院	0 6 0	38	45 0	54 63 O	0
工場・倉庫	0 7 0	12	19 839	1, 964	2, 341
附属家	0 8 0	38 47	1, 063	54 4, 401	4, 140
슴 計	0 9 0	1, 024	105, 929	28 37 1, 491, 492	14, 080

地	リナ	テク	7	共	寸	体	: :	1 –	_	K	表	番	:号
1		2		2		0		3		3	73		4

第34表 減少分家屋に関する調(2)木造以外の家屋

 都道府県名
 千葉県

 市町村名
 市川市

		(1)	(2)	(3)	
区分	行番号	棟 数	床面積	決 定 価 格	単位当たり価格
家屋の種類	行番号	総数	総 数 (㎡) (イ)	総 額 (千円) (ロ)	(七) (円)
事 務 所 ・ 店 舗	90 1 0	12 16	18, 989	²⁸ 446, 926	23, 536
住 宅 用 建 物	0 2 0	130	⁴⁵ 32, 350	⁵⁴ 990, 369	30, 614
病院・ホテル	0 3 0	12 4	3, 757	283, 778	75, 533
工場・倉庫	0 4 0	38 27	45 13, 512	⁵⁴ 183, 736	13, 598
そ の 他	0 5 0	12 26	7, 171	²⁸ 662, 748	92, 421
合 計	0 6 0	203	⁴⁵ 75, 779	54 63 2, 567, 557	33, 882

地	方公	表番	子子				
1	2	2	0	3	3	⁷ 3	5

第35表 課税標準額等に関する調 (その1)

 都道府県名
 千葉県

 市町村名
 市川市

	→					(1)	(2)	(3)
							課 税 標	準 (A)
	σ /\	杜后云	4=	亚	п	社 字 名 郑 上 N	の 特 例	率 (B)
	区 分	特例率	17	番	万			ち特例)
						(千円)	(A)	(B)
	決 定 価 格 (A)		0	1	0	$12 \bar{\tau}$ 1, 079, 537, 586		
課	第9項(日本放送協会)	1/2	0	2	0	23 33		
Ý	去 第10項(日本原子力研究開発機構)	1/3	0	3	_	12		
税に負		2/3	0		-	23 33		
100 (C)	第 11 項 (登録有形文化財等)	1/2	0	-	-	12 2, 401		
Land -	= 第 15 項 (宇宙航空研究開発機構)	$\frac{1/3}{2/3}$	0	6 7	0	23 3:		
徐		$\frac{2/3}{1/3}$	0		0	23 3;		
	g 第16項(海洋研究開発機構)	$\frac{1}{3}$	0	9	0	12		
準		1/2	1	•	0	23 3;		
7	第17項(水資源機構)	3/4	1	1	0	12		
のる	第18項(特定地方交通線)	1/4	1	2	0	23 33		
(2) >	第20項(件子技術振典機件)	1/2	1	-	0	12		
特	第22項(新関西国際空港株式会社)	1/2	1	-	0	23 33		
	第23項(信用協同組合等)	3/5	1			12 155, 068		
£ 5	- 第25項(中部国際空港) 第27項(家庭的保育事業)	1/2	1	6 7	0	23 3; 12 1, 798	1	3
例	第28項(居宅訪問型保育事業)	+	1	8	0	23 3;	3 1	3
(第29項(事業所内保育事業)	-	1	9	0	12	1	3
にのま	見第30項(認定生活困窮者就労訓練事業)	1/2	2	0	0	23 3:		
	第32項(量子科学技術研究開発機構)	1/3	2	1	0	12		
より	EE	2/3	2	_	0	23 33		
	第33項(世界遺産)	1/3	2	-	-	12		
りと		1/2	2	4	0	23 3:		
/ 阿	第9項(並行在来線の譲受資産) 第13項(PFIによる公共施設等の整備等)	$\frac{1/2}{1/2}$	2	5 6	0	12 23 3;		
則	(න古利便探討(න古正生取為數/告地位))	-	2	7	0	12		_
減第	第14項 (特定都市再生緊急整備地域))	-	2		0	23 3;		_
	第15項(都市鉄道施設)	2/3	2	9	0	12		
額五	第 1 c 項 (A 密 柏 頡 八 札 の 日 労 ルルス 広 フ 录 沙 柱 広)	1/2	3	0	0	23 33		
4		3/5	3		0	12		
にの	第17項(鉄道事業再構築事業)	1/4	3	-	0	23 33		
規		1/2	3	•	0	12		
なった	第20項 (国際戦略港湾等の荷さばき施設等(国際戦略港湾)) (特定国際拠点港湾))	$\frac{1/2}{2/3}$	3	4 5	0	23 33	·	
\ <u></u>	(海池は災地域ぶんり)北の地学連携を記)	2/3 -	3			23 3;	3 -	_
よ	第22項 (津波防災地域づくり法の協定避難施設)	_	3		0	12	_	
るる	第24項(駅のバリアフリー化施設)	2/3	3		-	23 3:	3	
\$	第27項(特定貨物取扱埠頭の港湾施設)	2/3	3	9	0	12		
額の	第37項(滞在快適性等向上施設)	-	4	0	0	23 33		_

^{※「}課税標準の特例率(わがまち特例)(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。 したがって、(1)が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード	表番号
1 2 2 0 3 3	⁷ 3 6 8

第36表 課税標準額等に関する調 (その2)

 都道府県名
 千葉県

 市町村名
 市川市

_		→								(1)			(2)	(3)
		区	分		特例率	行	番号	注	定免税	i占U	Lσ	ŧ. Ø	課税標の特例	
		-	73		10 01 —	1.1	ш //	123	AL 76 10			(千円)		ち特例)(B)
-900	法附則第一五条の二	一年の百	(JR北海道・四国に係る特例)※法附則第1	タの2の適用のおいまの	1/2	9	1 0	10					(A)	(D)
課		第1項	(旅客会社等に係る承継特例)	分表の3の適用のないもの	3/5		2 0					33	_	
	法附則第一五条の三	11	(")※法附則第15条の2第2項	夏の適用のあるもの	3/10		3 0						_	
税	昭四七年附則第八条	第3項	(地下道等)		1/2		4 0					33	_	
196	昭六一年附則第三条	第10項	(特定地方交通線)		1/4	0	5 0	12					_	
	平成三年附則第八条	第3項	(都市基盤整備公団)		1/3		6 0					33	-	
標		第3項	(都市基盤整備公団)		1/3		7 0						_	
			(農業・生物系特定産業技術研究機構)		$\frac{1/3}{1/6}$	0	8 0 9 0	12				33		
進	平成七年附則第六条	"	(日本電気計器検定所)		1/6		0 0					33		
中		"	(日本消防検定協会) (小刑軟的終本機構)		1/6		1 0					20		
		"	(小型船舶検査機構) (軽自動車検査協会)		1/6 1/6	1	2 0	_				33		
の		第5項	(都市基盤整備公団)		1/0	1	4 0					33		
()	平成十年附則第六条	第9項	(指定法人等の大規模外貿埠頭)		1/2		5 0					- 30	—	
	平成十三年附則第八条	第8項	(高圧ガス保安協会)		1/6		6 0					33	_	
特		第9項	(日本電気計器検定所)		1/3	1	7 0	12					_	
1.3		IJ	(日本消防検定協会)		1/3			23				33		
	平成十五年附則第十一条		(小型船舶検査機構)		1/3		9 0							
例		// // // // // // // // // // // // //	(軽自動車検査協会)		1/3		0 0					33	_	
103		第11項	(高圧ガス保安協会) (社会保険診療報酬支払基金)		1/3 1/6		1 0					- 00	_	
	平成十七年附則第七条	第 9 項 第 10 項	(自動車安全運転センター)		1/6		2 0 3 0					33		
に	平成十九年附則第六条	第2項	(高圧ガス保安協会)		1/2		4 0					33		
	1 //2 1 //3 1 //3 // //	第4項	(日本電気計器検定所)		1/2		5 0							
	# 4 - 1 F # B B M 1 A	11	(日本消防検定協会)		1/2		6 0					33		
ょ	平成二十年附則第十条	"	(小型船舶検査機構)		1/2	2	7 0	12					_	
		IJ	(軽自動車検査協会)		1/2		8 0					33		
	平成二十二年附則第十一条	第19項	(PFI公共荷さばき施設等)		1/2		9 0							
り	1 /24 = 1 = 1 111 /26 /10 1 /10	第20項	(PFI一般廃棄物処理施設)		1/2		0 0					33	_	
	平成二十三年附則第七条	第6項第7項	(社会保険診療報酬支払基金) (自動車安全運転センター)		1/3		1 0 2 0					33		
		第8項	(郵便貯金・簡易生命保険管理機構)		1/3		3 0					33		
減		第25項	(スーパー中枢港湾)		1/2		4 0					33	_	
	亚产二十左四四年1一7	第7項	(スーパー中枢港湾)		1/2		5 0						_	
松平	平成二十六年附則第十二条	第8項	(指定会社等の特定用途港湾施設)		1/2	3	6 0					33		
額	平成二十八年附則第十八条	第17項	(東日本大震災により滅失又は損壊した特	定地方交通線の代替家屋)	1/4	3	7 0						_	
		第7項	(総合効率化に資する倉庫等)		1/2		8 0						_	
1-		第11項			1/2	3	9 0	23				33	_	
15	令和二年附則第十四条	第13項	(国際戦略港湾等の荷さばき施設等(国際		1/2		0 0						_	
				国際拠点港湾))	2/3	_	1 0	_				33	_	
12		第17項			-	_	2 0	_					_	-
な	7 4 二 午 門 則 另 1 二 未	第5項	(都市鉄道利便増進施設)		2/3	_	3 0	_				33		
	令和三年附則第十三条	1	(新型コロナ先端設備等)		-		4 0						0	0
る	令和五年附則第十六条	第4項			5/6		5 0					33		
ره.	令和六年附則第二十条	第6項	(特定事業所内保育施設)		-		6 0						1	3
			計 (B)			4	7 0	23			159,	267 33		
額			課 税 標 準 額 (A)-(B)			4	8 0	12 F		1, 0	79, 378,	319		
	1										,			

^{※「}課税標準の特例率(わがまち特例)(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、(1) が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地	方公	· ド	表番号				
1	2	2	0	3	3	3	7

第37表 軽減税額等に関する調(その1)

都道府県名	千葉県
市町村名	市川市

								(1)	(2	2)	(3)	(4)	(5)
								糸	ŝ	3		減	預 (A)
	区		/\	減額	细	番	口.					割	
			分	割合	1 J	畄	75	個 数	床 面	ī 積	軽 減 税 額	(わがま	よち特例)
									(m	î)	(千円)	(A)	(B)
法第352条の3	第1項	震災等代替家屋等		1/2	9()	1	0	12 3	21	187	31 96	40	42 44
法附則第15条の6		新築住宅		1/2	0	2	0	3, 781		334, 338	201, 509		
位前則第10米00		新築住宅(中高層耐	火建築物)	1/2	0	3	0	4, 477		286, 199	206, 046	\setminus	
法附則第15条の7		認定長期優良住宅		1/2	0	4	0	1, 743		182, 648	105, 864		
M 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	第2項	認定長期優良住宅(中高層耐火建築物)	1/2	0	: : :	0	68		7,086	4, 266		
			第1種 住宅(居住部分)	2/3		6	0						
			第1種 住宅(非居住部分)	1/4	0	7							
	第1項	市街地再開発事業	第1種 住宅以外	1/4	0	8	0						
) iv - / i	11.11.21.21.11.12.2	第2種 住宅(居住部分)	2/3	0	9	0						
			第2種 住宅(非居住部分)	1/3	1	0	0						
Y- 17/1 17/1 17/1 17/1 17/1 17/1 17/1 17/	# 0 *F	ル バックトナ 古版 世	第2種 住宅以外	1/3	1	1	0	0.5		0.40	222		<u> </u>
法附則第15条の8	第2項	サービス付き高齢者		- 0./0	1	2	0	25		842	663	2	3
	# 0 TF	叶似体云事供事业	住宅(居住部分)	2/3	1	3	0						
	おる場	防災街区整備事業	住宅(非居住部分) 住宅以外	1/3	1	4 5	0						
			住宅(特定居住用部分)	$\frac{1/3}{2/3}$	1	_	0						
	给 1 1百	高規格堤防 整備事業	住宅(非特定居住用部分)	1/3	1	7	0						
	为主汉	整備事業	住宅以外	1/3	1	8	0						
	笙1項	耐震改修 (住宅)	正-56//-	1/2	1	9	0	4		352	36	$\overline{}$	
			区分所有以外)	1/3	2	0		7		616	71		
法附則第15条の9	, i.	7 7 7 7		1/3	2	1	0	1		80	16		
ME: 113 313 314 == 314 : -		省工ネ改修(区分所		1/3	2		0	4		427	31		
		省工ネ改修(区分所		1/3	2	-	_	5		377	103		
		耐震改修(認定長期	10.00	2/3	2	4	0						
	第1項	耐震改修(通行障害・	認定長期優良住宅化:1年目)	2/3	2	5	0						
法附則第15条の9の2	第1項	耐震改修(通行障害・	認定長期優良住宅化:2年目)	1/2	2	6	0						
	第4項	省エネ改修(区分所有	「以外・認定長期優良住宅化)	2/3	2	7	0						
	第5項	省エネ改修(区分所	有・認定長期優良住宅化)	2/3	2	8	0						
法附則第15条の9の3	第1項	マンションの大規模	修繕	-	2	9	0					1	3
			,	1/2		0	0					/	
法附則第15条の11	第1項			1/3	3	1	0					/	
法附則第16条の2	第10項		被災代替家屋	1/2	3	2	0						
	71. 7.		被災代替家屋	1/2	3	3	0						
令和7年改正法附則第9条	第8項	平成30年7月豪雨	被災代替家屋	1/2	3		0						
						5		10, 118		813, 152	518, 701		
合	計		うち個人			6		8, 668	Í	716, 275	450, 630		
	. 1. 2. 11-1-1-	il) (4)(5)」について	うち法人 サイス ちょう は ちゅう ちょう は ちゅう はっち はっぱい ちゅうしん はんしょ しゅうしん はんしょ しゅうしん しゅうしゅう しゅう		3		0	1, 450	ていたい	96, 877	68,071 -」を入力する		

※「減額割合(わがまち特例)(4)(5)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、(1)~(3)が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地	地方公共団体コード表番号										
1	2	2	0	3	3	3	7				

第37表 軽減税額等に関する調(その2)

 都 道 府 県 名
 千葉県

 市 町 村 名
 市川市

	——					((6)		(7)		(8)	(9))	(10)	(11)
						令和 7	年度に	新たに	軽減対象	良とな	ったもの	令和 7	年度 7	で軽減期間の	終了するもの
	区	分	減額割合	行	番 号	個	数	床	面積(㎡)		載 税 額	個	数	床面積	軽減税額
法 第 352 条 の 3	第1項 震災等代替家屋等		1/2	90	1 1	12		21		31		40	2	⁴⁹ 140	59 672
法附則第15条の6	第1項 新築住宅		1/2	0	2 1	ア	1, 312	1	113, 877	ウ	71, 672		1, 268	114, 171	63, 433
佐門則第10米の0	第2項 新築住宅(中高層耐	火建築物)	1/2	0	3 1	工	815	オ	52, 937	力	41, 236		1,069	72, 927	53, 691
法附則第15条の7	第1項 認定長期優良住宅	1/2	0	4 1		346		35, 718		22, 430		360	37, 655	19, 961	
佐門則第10米の1	第2項 認定長期優良住宅((中高層耐火建築物)	1/2	0	5 1		10		639		476		21	2, 300	1, 302
		第1種 住宅(居住部分)	2/3	0	6 1										
		第1種 住宅(非居住部分)	1/4	0	7 1										
	英 1 項 古朱地市開於東米	第1種 住宅以外	1/4	0	8 1										
	第1項 市街地再開発事業	第2種 住宅(居住部分)	2/3	0	9 1										
		第2種 住宅(非居住部分)	1/3	1	0 1										
		第2種 住宅以外	1/3	1	1 1										
法附則第15条の8	第2項 サービス付き高齢者	向け住宅	-	1	2 1		25		842		663				
		住宅 (居住部分)	2/3	1	3 1										
	第3項 防災街区整備事業	住宅(非居住部分)	1/3	1	4 1										
		住宅以外	1/3	-	5 1										
	第4項 部件表常	住宅(特定居住用部分)	2/3	1	6 1										
		住宅(非特定居住用部分)	1/3		7 1										
	第4項 整備事業	住宅以外	1/3	_ :	8 1										
	第1項 耐震改修(住宅)	T 1907	1/2	1			4		352		36		4	352	36
		(区分所有以外)	1/3	-	0 1		7		616		71		7	616	
法附則第15条の9		区分所有)	1/3		1 1		1		80		16		1	80	
12 111 X1 X1 X1 10 X1	第9項 省工ネ改修(区分所		1/3	-	2 1		4		427		31		4	427	31
							5		377		103		5	377	
		優良住宅化)	$\frac{1/3}{2/3}$	-	3 1 4 1				011		100			011	100
), , , ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	認定長期優良住宅化:1年目)	2/3		5 1										
法附則第15条の9の2	21. 2. MARTZIN (— 1111 H	認定長期優良住宅化:2年目)	1/2		6 1										
MH1 21 N1 10 N 10 0 0 0 0 0 0	71. 7	可以外・認定長期優良住宅化)	2/3		7 1										
	2,1	有・認定長期優良住宅化)	$\frac{2}{3}$	_	8 1										
法附則第15条の9の3	第1項 マンションの大規模		_	-	9 1					1					
法附則第15条の10	第1項 計震改修(住宅以外	1/2		0 1	1										
20 21 MARCH 210 (III - 2 0 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1					1 1	1									
21. 21. 21. 21. 21. 21. 21. 21. 21. 21.					2 1										
令和7年改正法附則第9条															
	第8項 平成30年7月豪雨	1/2		3 1	 				1			_			
1741年中以正伝門則第9末	カ 0 点 干成30牛 / 月家附	被災代替家屋	1/2		4 1 5 1		2, 529		205, 865		136, 734		2, 741	229, 045	138, 726
	計	ふ ナ /田 L							,						,
合	fΤ	5 5 個 人			6 1		1, 901		157, 336		101, 829		2, 570		
		うち法人		3	7 1		628		48, 529		34, 905		171	10, 476	6, 424

地	表番号						
1	2	2	0	3	3	3	8

第38表 建築年次区分による家屋に関する調

都道戶	舟 県 名	千葉県	
市町	村 名	市川市	

							(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)			
							木造	家 屋	木造以外	トの家屋	Ē	+	単 位	当たり	価 格
建	築	年	次	行	番	号	床 面 積 (㎡) (イ)	決 定 価 格 (千円)(ロ)	床 面 積 (㎡) (ハ)	決 定 価 格 (千円)(二)	床 面 積 (㎡)(ホ)	決 定 価 格 (千円)(〜)	<u>(ロ)</u> (イ) (円)	<u>(二)</u> (ハ) (円)	<u>(へ)</u> (ホ) (円)
昭 和 38	年 1	月 1 目	以前	90	1	0	211, 851	²³ 1, 131, 928	64, 028	⁴⁵ 691, 141	⁵⁶ 275, 879	67 1, 823, 0 ⁷⁷ 1, 823, 0 ⁶⁹	5, 343	10, 794	6, 608
昭和38年1	月2日~	~昭和41	年1月1日	0	2	0	104, 995	1, 091, 500	103, 579	1, 092, 221	208, 574	2, 183, 721	10, 396	10, 545	10, 470
昭和41年1	月2日~	~昭和44	年1月1日	0	3	0	163, 911	2, 178, 797	163, 474	2, 204, 541	327, 385	4, 383, 338	13, 293	13, 486	13, 389
昭和44年1	月2日~	~昭和47	年1月1日	0	4	0	252, 947	3, 365, 303	334, 194	5, 244, 427	587, 141	8, 609, 730	13, 304	15, 693	14, 664
昭和47年1	月2日~	~昭和50	年1月1日	0	5	0	313, 315	4, 555, 487	690, 321	19, 758, 970	1, 003, 636	24, 314, 457	14, 540	28, 623	24, 226
昭和50年1	月2日~	~昭和53	年1月1日	0	6	0	383, 702	5, 662, 939	481, 405	14, 295, 358	865, 107	19, 958, 297	14, 759	29, 695	23, 070
昭和53年1	月2日~	~昭和56	年1月1日	0	7	0	465, 004	6, 506, 252	787, 854	28, 083, 076	1, 252, 858	34, 589, 328	13, 992	35, 645	27, 608
昭和56年1	月2日~	~昭和59	年1月1日	0	8	0	414, 566	5, 615, 936	492, 623	16, 579, 611	907, 189	22, 195, 547	13, 547	33, 656	24, 466
昭和59年1	月2日~	~昭和62	年1月1日	0	9	0	465, 474	6, 335, 292	651, 681	23, 486, 364	1, 117, 155	29, 821, 656	13, 610	36, 040	26, 694
昭和62年1	月2日~	~ 平成2	年1月1日	1	0	0	478, 549	7, 036, 035	1, 262, 056	52, 304, 556	1, 740, 605	59, 340, 591	14, 703	41, 444	34, 092
平成2年1	月2日~	~ 平成5	年 1月1日	1	1	0	457, 808	7, 205, 671	1, 106, 742	53, 720, 147	1, 564, 550	60, 925, 818	15, 740	48, 539	38, 941
平成5年1	月2日~	~平成8年	年1月1日	1	2	0	467, 070	7, 828, 765	754, 540	36, 227, 165	1, 221, 610	44, 055, 930	16, 761	48, 012	36, 064
平成8年1	月2日~	平成114	年1月1日	1	3	0	501, 666	9, 048, 234	934, 529	48, 014, 307	1, 436, 195	57, 062, 541	18, 036	51, 378	39, 732
平成11年1	月2日~	~平成14	年1月1日	1	4	0	518, 369	10, 839, 417	1, 270, 271	74, 698, 525	1, 788, 640	85, 537, 942	20, 911	58, 805	47, 823
平成14年1	月2日~	~平成17	年1月1日	1	5	0	546, 636	14, 838, 756	890, 341	52, 607, 383	1, 436, 977	67, 446, 139	27, 146	59, 087	46, 936
平成17年1	月2日~	~平成20	年1月1日	1	6	0	522, 066	19, 009, 627	780, 453	47, 107, 379	1, 302, 519	66, 117, 006	36, 412	60, 359	50, 761
平成20年1	月2日~	~平成23	年1月1日	1	7	0	449, 053	19, 150, 049	987, 630	62, 374, 381	1, 436, 683	81, 524, 430	42, 645	63, 156	56, 745
平成23年1	月2日~	平成26	年1月1日	1	8	0	457, 864	23, 134, 741	717, 125	47, 871, 376	1, 174, 989	71, 006, 117	50, 528	66, 755	60, 431
平成26年1	月2日~	~平成29	年1月1日	1	9	0	484, 198	29, 228, 937	857, 359	67, 567, 189	1, 341, 557	96, 796, 126	60, 366	78, 809	72, 152
平成29年1	月2日~	~令和24	年1月1日	2	0	0	498, 927	33, 662, 914	716, 960	58, 706, 297	1, 215, 887	92, 369, 211	67, 471	81, 882	75, 969
令和2年1	月2日~	~ 令和5年	年 1月1日	2	1	0	512, 869	39, 367, 543	618, 214	59, 594, 185	1, 131, 083	98, 961, 728	76, 759	96, 397	87, 493
令和5年1	月2日~	~ 令和64	手 1月1日	2	2	0	151, 321	13, 488, 661	96, 037	11, 028, 142	247, 358	24, 516, 803	89, 139	114, 832	99, 115
令和6年1	月2日~		手1月1日)	2	3	0	† 160, 164	[□] 14, 257, 320	^y 102, 733	11, 801, 014	262, 897	26, 058, 334	89, 017	114, 871	99, 120
合計(令			価額等)	2	4	0	* 8, 982, 325	[*] 284, 540, 104	[×] 14, 864, 149	⁷ 795, 057, 755	23, 846, 474	1, 079, 597, 859	31, 678	53, 488	45, 273

地方公	共団体	コード	表番号
1 2	2 0	3 3	⁷ 3 ⁸ 9

第39表 家屋の変動に関する調

都道府県名	千葉県
市町村名	市川市

-	•			(1)	(2)	(3)	(4)
				木 造	家 屋	木 造 以 タ	ト の 家 屋
摘 要	行	番	号	床 面 積 (㎡)	決 定 価 格 (千円)	床 面 積 (㎡)	決 定 価 格 (千円)
令和6年度の概要調書(修正前) (1)	90	1	0	8, 928, 863	271, 795, 201	14, 841, 363	785, 319, 192
令 R 5 . 1 . 1 以前の減少分、 (2) そ の 他 の 捕 捉 誤 り	0	2	0	1, 119	14, 757	2, 831	76, 655
年 R5. 1. 1以前の新築分及び 度 増築分の捕捉漏れ	0	3	0	272	6, 833	774	21, 052
概 要 調 V 分 の 捕 捉 誤 り (4)	0	4	0	672	10, 720	8, 631	66, 268
書 R 5 . 1 . 2 ~ R 6 . 1 . 1 の 改 築 分 、 そ の 他 の 捕 捉 誤 り (5)	0	5	0	0	0	0	0
正 R5. 1. 2 ~ R6. 1. 1の 新築分及び増築分の捕捉漏れ (6)	0	6	0	746	100, 226	6, 520	626, 977
令和6年度の概要調書(修正後) (1) - (2) + (3) - (4) + (5) + (6) (7)	0	7	0	8, 928, 090	271, 876, 783	14, 837, 195	785, 824, 298
減 少 分 家 屋 (8)	0	8	0	105, 929	1, 491, 492	75, 779	2, 567, 557
減 価 分 家 屋 (9)	0	9	0				
不均衡是正による増減額等 (10)	1	0	0	(()	
改 築 分 等 家 屋 (11)	1	1	0				
課税・非課税変更分家屋 (12)	1	2	0	0	_ ,		
在 来 分 家 屋 (13)	1	3	0	(7) - (8) + (12) 8, 822, 161	(7)-(8)-(9)+(10)+(11)+(12) 270, 282, 784	(7) – (8) + (12) 14, 761, 416	(7)-(8)-(9)+(10)+(11)+(12) 783, 256, 741
新 築 分 家 屋 (14)	1	4	0	159, 932	14, 241, 135	102, 640	11, 792, 629
增 築 分 家 屋 (15)	1	5	0	232	16, 185	93	8, 385
令和7年度の決定価格等 (16) (13) + (14) + (15)	1	6	0	± 8, 982, 325	‡ 284, 540, 104	7 14, 864, 149	⁹ 795, 057, 755

地方公共団体コード	表番号
1 2 2 0 3 3	⁷ 4 0 8

第40表 法附則第15条の6第1項及び第2項による軽減税額等の 床面積区分に関する調 (令和7年度に新たに軽減の対象となったものについて)

千葉県 都道府県名 市町村名 市川市

					(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)
					1			i 7	Ž.	b E	₹ i	面	責
区	区 分	行	番号	50 ㎡ 以 (貸家の用に供	レ 上 100 される場合は40 m ⁱ	㎡ 以 下 以上100㎡以下)	100 m²	超 120 n	å 以 下	120 m²	超 140 m²	以下	
					個数(個)	床面積(㎡)	軽減税額	個数個	床面積(㎡)	軽減税額	個数(個)	床面積(㎡)	軽減税額
第1項·	3年間適用	90	1	0	1, 038	¹⁷ 84, 620	²⁵ 53, 897	33 248	38 26, 137	7 46 15, 908	⁵⁴ 14	1, 767	1, 004
第2項·	5年間適用	0	2	0	805	51, 831	40, 453	8	866	642	2	275	141
合	計	0	3	0	1, 843	136, 451	94, 350	256	27, 003	16, 550	16	2, 042	1, 145
					(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)
					1	個	氘	i 7	2	b E	末 ī	面	責
区	分	行	番	号	140 m²	超 160 m	以下	160 m²	超 200 n	1	200 m²	超 240 m²	以下
			_	_	個数(個)	(1117	軽減税額	個数(個)		1117		1447	軽減税額
第1項·	3年間適用	9 0	1	1	7	1, 039	507	33	2 38 348	3 46 149	3	631	67 74 207
第2項・	5年間適用	0	2	1									
合	計	0	3	1	7	1,039	507	4	348	149	3	631	207
					(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)			
					1 個 当		下面積			• •]		
区	分	行	番	号	240 m²	超 280 m	以下		計 				
					個数(個)	床面積(㎡)	軽減税額	個数	床面積(㎡)	軽減税額			
第1項・	3年間適用	90	1	2	12	17	25	33 7 1,312	2 38 114, 542	$2^{46 \ \dot{7}}$ 71, 672			
第2項・	5年間適用	0	2	2				ж 815	52, 972	[#] 41, 236			
合	計	0	3	2	0	0	0	2, 127	7 167, 514	112, 908			

地方公共団体コード	表番号
1 2 2 0 3 3	⁷ 4 1

第41表 法附則第15条の6及び第15条の7の減額適用を 受けなかった住宅の個数に関する調 (令和7年度に新たに課税の対象となったものについて)

都道府県名	千葉県
市町村名	市川市

		→ (1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		A 床	面 積 要	件を満	たさな	い住宅
区 分	行番号	50 ㎡ (貸家の 場合40㎡) 未 満(個)	280 m² 超 300 m² 以下	300 m² 超 320 m² 以下	320 m² 超	計
第 1 項	90 1 0	12 254	(個)	(個) 22 1	(個) 27 3	(個) 32 36 258
第 2 項	0 2 0	503				503
合 計	0 3 0	757	0	1	3	761

						→		(6)			(7)			(8)			(9)			(10)		(1	1)		(12)			(13)	
							В		居	住	割	合	が	1/	′2	未	満	の	併	用	住	宅	等	A・B 額のi	の要件を 箇用をき	:満た 受け	たさな なか	いた。	めに減 住宅
X	•	分		行:	番号	-		計 ((個)	う 50 ㎡ (1 40 ㎡)	ち 貸家の 未満	、 場合 (個)	床 280 ㎡ 以	面 1 2 超 30 下		要 300	m²超:	を 満 320 ㎡ 下 (個)	i た 320	ri ²	な 超 (個)	い 住 小	主 計 (個)	個	数		床	面	積 (㎡)
第	1	1 J	頁	90	1	1	2			17			22			27			32			37	0	42	2	58	47		8, 0 ⁵⁴ / ₁₇
第	2	2 J	頁	0	2	1			12			11											11		5	04		1	1, 963
合		計		0	3	1			12			11	·		0			0			0		11		7	62		1	9, 980

地方公	:共団体	コード	表番号
1 2	2 0	3 3	⁷ 4 2 8

第42表 法附則第15条の7第1項及び第2項による軽減税額等の 床面積区分に関する調 (令和7年度に新たに軽減の対象となったものについて)

千葉県 都道府県名 市町村名 市川市

					(1)		(2)	(3)		(4)			(5)	(6		(7			(8)		(9)
						1		個		当		た	-	ŋ		Б	Ė	Ī	面		積		
区	分	行	番	号	50 (貸家の	m ² リ 用に供さ	ト これるも	100 場合は40 m	㎡ 以 下 以上100㎡以下	-)	100	m²	超	120 m²	以	下	120	m²	超	140	m²	以	下
					個	数 (個)	床	面積(㎡)	軽減税額	頁 円)	個	数 (個)	床	面積(㎡)	軽 減	税 額 (千円)	個	数 (個)	床	面積	_d)	減	税 額 (千円)
第1項・	・5年間適用	90	1	0	12	127	17	11, 388	²⁵ 6, 7	12	33	151	38	16, 170	46	10, 055	54	30	59	3, 78	67		2, 251
第2項・	・7年間適用	0	2	0		9		519	3	90													
合	計	0	3	0		136		11, 907	7, 1	02		151		16, 170		10, 055		30		3, 78	34		2, 251
					(1	0)		(11)	(12)		(13			(14)	(15		(1			(17)		(18	3)
						1		個		当		た	-	り		Б	E	Ī	面		積		
区	分	行	番	号	140	m²	超	160 m	以下		160	m²	超	200 m ²		下	200	m²	超	240	m²	以	下
			_	_	個	数 (個)		面積(㎡)	軽減税額	頁 円)	個	数 (個)		面積(㎡)	軽 減	税 額 _(千円)	個	数 (個)	床	面積	軽	減	税 額 (F 円)
第1項・	5年間適用	9 ()	1	1	12	17	17	2, 532	²⁵ 1, 2	85	3	12	38	2, 084	46	1, 081	54	7	59	1, 53	67		681
第2項・	7年間適用	0	2	1		1		141		86													
合	計	0	3	1		18		2, 673	1, 3	71		12		2, 084		1, 081		7		1, 53	66		681
					(1	9)		(20)	(21)		(22	2)		(23)	(24	4)							
						個 当			下面 積		· · · · · · ·	·			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·								
区	分	行	番	号	240	m²	超	280 m	以 下					計 									
					個	数 (個)	床	面積(㎡)	軽減税額	頁 円)	個	数 (個)	床	面積(㎡)	軽 減	税 (千円)							
第1項・	・5年間適用	90	1	2	12	2	17	517	25	65	3	346	38	38, 011	46	22,430							
第2項・	・7年間適用	0	2	2								10		660		476							
合	計	0	3	2		2		517	3	65		356		38, 671		22, 906							

地方公	共団体コード	表番号
1 2	2 0 3 3	⁷ 4 3 8

第43表 新築住宅に関する調

 都 道 府 県 名
 千葉県

 市 町 村 名
 市川市

		———						(1)		(2)		(3)		(4)		
		区分		行	番	号		棟 数	住	居 数		床 面 積	決	定 価 格	床面積 住居数	決定価格 床面積(円)
木	戸	戸 建 形 式 住 宅	(1)	9 0	1	0	12	1, 398	18	1, 414			32	12, 019, 951	96	88, 634
造	建	併 用 住 宅	(2)	0	2	0	42	8	48	29	54	1, 104	62	102, 486	38	92, 759
家		集合形式住宅	(3)	0	3	0	12	62		498	24	17,615	32	1, 686, 068	35	95, 718
屋		計 (1) + (2) + (3)	(4)	90	4	0	42	1, 468	48	1, 941	54	154, 332	62	13, 808, 425	80	89, 472
	戸	鉄骨鉄筋コンクリート造	(5)	0	5	0	12		18		24		32		0	0
木	建	鉄筋コンクリート造	(6)	9 ()	6	0	42	1	48	1	54	90	62	8, 92 4	90	99, 156
//		鉄 骨 造	(7)	0	7	0	12	13	18	18	24	2, 163	32	220, 196	120	101, 801
14	形	軽 量 鉄 骨 造	(8)	90	8	0	42	66	48	72	54	7, 831	62	756, 698	109	96, 629
造	式住	れ ん が 造 コンクリートブロック造	(9)	0	9	0	12		18		24		32		0	0
以		そ の 他	(10)	⁹ 1	0	0	42		48		54		62	71	0	0
	宅	小計 (5) + (6) + (7) + (8) + (9) + (10)	(11)	1	1	0	12	80	18	91	24	10, 084	32	985, 818	111	97, 761
外	隹	鉄骨鉄筋コンクリート造	(12)	⁹ 1	2	0	42		48		54		62	71	0	0
グト	余合	鉄筋コンクリート造	(13)	1	3	0	12	20	18	1, 016		40, 379		5, 314, 352	40	131, 612
	形	鉄 骨 造	(14)	9 1	4	0	42	43	48	556	54	29, 856	62	3, 094, 574	54	103, 650
		軽 量 鉄 骨 造	(15)	1	5	0	12	22		182				905, 833	47	106, 318
家	式住	れ ん が 造 コンクリートブロック造	(16)	⁹ 1	6	0	42		48		54		62	71	0	0
300		その他	(17)	1	7	0	12		18		24		32		0	0
屋	宅	小計 (12) + (13) + (14) + (15) + (16) + (17)	(18)	9 1	8	0	42	85		1, 754		78, 755		9, 314, 759	45	118, 275
		寄宿舍	(19)	1	9	0	12		18		24		32		0	0
	Ħ	計 (11) + (18) + (19)	(20)	⁹ 2	0	0	42	165	48	1, 845	_		62	10, 300, 577	48	115, 947
	合	計 (4) + (20)	(21)	2	1	0	12	1, 633	18	3, 786	24	243, 171	32	24, 109, 002	64	99, 144

地	方公	:共5	団体	コー	・ド	表看	昏号
1	2	2	0	3	3	⁷	4

第44表 法附則第56条の規定による軽減税額等に関する調(その1)

都道府県名	千葉県
市町村名	市川市

								(1)			(2)		(3)	((4)		(5)	(6	3)
									総			娄	女	令和7	年度に新	新たに	軽減の対	象となっ	たもの
	区	分		行	番	号	個	数		床	面積	責 (㎡)	軽減税額 (千円)	個	数	床	面 積 (m²)	軽 減	税 額 (千円)
		法附則第15条の6等の適用のあるもの	1/2	9	1	0	12		1	9	1	126	²⁸ 37	37		44		53	61
	東日本大震災		1/3	0	2	0													
	第11項 (滅失・損壊家屋の 代替取得家屋)	法附則第15条の6等の適用のないもの	1/2	0	3	0													
	1411470	伝門則第13末の0等の週角のないもの	1/3	0	4	0			1]	132	42						
法附則第56条		合 計		0	5	0			2		2	258	79		0		0		0
		法附則第15条の6等の適用のあるもの	1/2	0	6	0													
	東日本大震災	伝門則第13末の0等の適用のあるもの	1/3	0	7	0													
	第14項 (居住困難区域内家	法附則第15条の6等の適用のないもの	1/2	0	8	0													
	屋の代替取得家屋)	佐門則第19末の0寺の適用のないもの	1/3	0	9	0													
		合 計		1	0	0			0			0	0		0		0		0
	合	計		1	1	0			2		4	258	79		0		0		0

地	方公	:共区	団体	コー	・ド	表看	昏号
1	2	2	0	3	3	⁷	4

第44表 法附則第56条の規定による軽減税額等に関する調(その2)

都道府県名	千葉県
市町村名	市川市

	—					(7)		(8)		(9)	(10)	(11)	(12)
					?	う和7年度で	第15	条の6等のみ	軽減期	間の終了するもの	令和7年度	で軽減期間の約	冬了するもの
	<u>X</u>	分	行	番 号		個 数	ζ	床 面	積	軽減税額	個 数	床 面 積	軽減税額
									(m^2)	(千円)		(m^2)	(千円)
		 法附則第15条の6等の適用のあるもの	9 2 0	1 1	12	2	1	19	126	37	37	44	53 61
	東日本大震災	1/3	3 0	2 1									
	第11項 (滅失・損壊家屋の 代替取得家屋)	法附則第15条の6等の適用のないもの 	2 0	3 1									
	1 (11 1/1 1/1 1/1 1/1 1/1 1/1 1/1 1/1 1/	佐門則第10末の0等の適用のないもの1/5	3 0	4 1							1	132	42
法附則第56条		合 計	0	5 1			1		126	37	1	132	42
		1/2 法附則第15条の6等の適用のあるもの	2 0	6 1									
	東日本大震災	佐門則第13末の0等の適用のあるもの 1/3	3 0	7 1									
	第14項 (居住困難区域内家	法附則第15条の6等の適用のないもの	2 0	8 1						/			
	屋の代替取得家屋)	佐門則第15米の6等の適用のないもの1/5	3 0	9 1									
		合 計	1	0 1			0		0	0	0	0	0
	合	#H	1	1 1			1		126	37	1	132	42

地	方公	:共区	団体	コー	・ド	表看	番号
1	2	2	0	3	3	7 4	8 5

第45表 法附則第55条の規定による減額課税等に関する調

 都 道 府 県 名
 千葉県

 市 町 村 名
 市川市

						(1)	(2)	(3)
						ň	総	数
	区	分	行	番	号	個 数	床 面 積 (m²)	軽減税額 (千円)
		法附則第15条の6等の適用のあるもの	9	1	0	12	19	28 36
	第 4 項 減額課税初年度区域	法附則第15条の6等の適用のないもの	0	2	0			
		合 計	0	3	0	(0	0
		法附則第15条の6等の適用のあるもの	0	4	0			
法附則第55条	第6項 減額課税第二年度区域	法附則第15条の6等の適用のないもの	0	5	0			
		合 計	0	6	0	(0	0
		法附則第15条の6等の適用のあるもの	0	7	0			
	第8項 減額課税第三年度区域	法附則第15条の6等の適用のないもの	0	8	0			
		合 計	0	9	0	(0	0
	合	計	1	0	0	(0	0

地	方公	共団	団体	コー	- ド	表看	昏号
1	2	2	0	3	3	4	6

第46表 都市再生特別措置法第88条第3項に規定する勧告を受けた 住宅に関する調 (令和6年1月2日以降に新築されたものについて)

都道府県名	千葉県	
市町村名	市川市	

				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
				都市再生特別	」措置法第88条	第3項の規定	による勧告に	従わないで新	築されたもの
					作	<u> </u>		数	
区	分	行者	番号	総 数 (個)	災害危険区域 (出水等) (個)	区 域	警戒区域	浸水被害防止区域(個)	危険区域
法 附 則 第 15 条 減額適用を受け	なかったもの		1 0	12	17	21	26	31	36 40
法 附 則 第 15 条 減額適用を受け	の 6 第 2 項 の なかったもの	0 :	2 0						
合	計	0	3 0	0	0	0	0	0	0
			•	(7)	(0)	(0)	(10)	(11)	(10)
				(7)	(8)	(9)	(10) による勧告に	(11) 従わないで新	(12) 筑されたもの
	*				」措置法第88条	第3項の規定	による勧告に	従わないで新	
K	→	行名				第3項の規定		, ,	
区	分	行者	· 番号		措置法第88条 床 災害危険区域 (出水等)	第3項の規定	による勧告に 面 土砂災害特別 警 戒 区 域	従わないで新 積 浸水被害防止 区 域	築されたもの 急傾斜地崩壊 危険区域
法 附 則 第 15 条 減額適用を受け	の6第1項のなかったもの	9 0	5 号	都市再生特別総数	措置法第88条 床 災害危険区域 (出水等)	第3項の規定	による勧告に 面 土砂災害特別 警 戒 区 域	従わないで新 積 浸水被害防止 区 域	築されたもの 急傾斜地崩壊 危険区域
法附則第15条	の 6 第 1 項 の なかったもの の 6 第 2 項 の	9 0	香号 1 1 2 1	都市再生特別 総数 (m²)	指置法第88条 床 災害危険区域 (出水等) (㎡)	第3項の規定 地すべり防止 区 域 (m²)	による勧告に 面 土砂災害特別 警戒区域 (㎡)	従わないで新 積 浸水被害防止 区 域 (㎡)	築されたもの 急傾斜地崩壊 危険区域 (㎡)

概調家-31

82

III 都市計画税に関する調報告書

令和7年度 都市計画税に関する調報告書

都道府県名	千葉県
市町村名	市川市

地方公共団体コード	¹ 1	2	2	0	3	3 ⁶
表番号・行番号		7				11
市町村判別コード 特	定市定市	j· 以外	・・ の市	町村	· 1 † · 2	12
団体区分コ	_	k	13			2 ¹⁶

(注) 「特定市」の区分については 「ガイダンス表<<データ入力>>1-3」に留 意すること。

(注) 自動的に付与される。

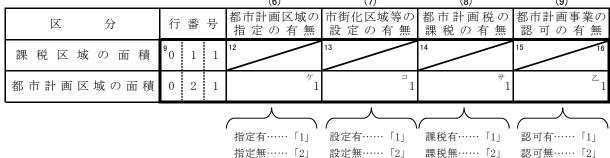
地方	公共団体	コード	表番号
1 2	2 2 0	3 3	⁷ 5 1 1

令和7年度 都市計画税に関する調

第51表 都市計画区域及び課税区域に関する調

都這	道 床	于県	名	千葉県
市	町	村	名	市川市





地	方グ	〉共 🖯	団体:	コー	ド	表看	番号
1	2	2	0	3	3	7 5	8 2

第52表 納税義務者数に関する調

			(1)	(2)	(3)
□	区 分	行番号	総数(人)	法定免税点未満のもの(人)	法定免税点以上のもの(人)
	個人	90 1 1 0	124, 485	1, 619	32 122, 866
土地	法人	0 2 0	4, 427	238	4, 189
	計	0 3 0	128, 912	1,857	127, 055
	個人	0 4 0	123, 986	581	123, 405
家 屋	法 人	0 5 0	4, 587	36	4, 551
	計	0 6 0	128, 573	617	127, 956
	個人	0 7 0	248, 471	2, 200	246, 271
実 数	法 人	0 8 0	9, 014	274	8,740
	計	0 9 0	257, 485	2, 474	255, 011

地方公	〉共]体:	コー	ド	表看	番号
¹ 2	2	0	3	3	7 5	8 3

第53表 地積及び床面積等に関する調 (法定免税点以上のもの)

(1) (3) (4) 分 行番号 市 街 化 区 域 市街化調整区域 計 そ \mathcal{O} 他 区 45 24, 131 9 1 0 宅 地 24, 131 その他 0 2 0 1,876 1,876 地 26, 007 0 3 0 小 計 \mathcal{O} 26,007 1, 140 و 1, 140 地 0 4 0 農 地 積 2[†], 147 計 0 5 0 27, 147 (千m²) 木 造 家 屋 0 6 0 8, 519, 364 8, 519, 364 家床 木造以外の家屋 0 7 0 屋面 14, 388, 846 14, 388, 846 の積 計 0 8 0 22, 908, 210 22, 908, 210 (m^2) 210, 756 0 9 0 宅 地 210, 756 宅 土 1 0 0 8, 279 その他 8,279 地 地 1 1 0 219, 035 \mathcal{O} 小 計 219,035 筆 1 2 0 農 地 1, 948 1,948 数 1 3 0 計 220, 983 220, 983 (筆) 木 造 家 屋 1 4 0 80,004 80,004 屋 \mathcal{O} 1 5 0 木造以外の家屋 22,022 22, 022 棟 数 1 6 0 計 102,026 102,026 (棟)

地方公共団体コード	表番号
1 2 2 0 3 3	⁷ 5 4 8

第54表 決定価格及び課税標準額に関する調 (法定免税点以上のもの)

								(1)	(2)	(3)	(4)
	区		分		行	番	巾	決	定	価	格
			<i>)</i> ,		11	·Ħ.	7	市街化区域(千円)	市街化調整区域(千円)	その他(千円)	計 (千円)
		住	小規に	個 人	9	1	0	2, 210, 697, 536	24	34	45 ± 57 2, 210, 697, 536
		宅	棋 地	法人	0	2	0	271, 542, 489			271, 542, 489
	宅	用	一 住宅	個人	0	3	0	151, 125, 645			151, 125, 645
土		地	用 般 地	法人	0	4	0	7, 599, 690			7, 599, 690
	地	非 用住	個 人住宅		0	5	0	143, 324, 725			143, 324, 725
		宅地	法 人住宅	、 非 用 地	0	6	0	804, 575, 237			804, 575, 237
地		小	計		0	7	0	3, 588, 865, 322	0	0	, , , ,
		農	地		0	8	0	22, 417, 539			22, 417, 539
	7	ć 0,) 他	L	0	9	0	261, 189, 818			261, 189, 818
		計	ŀ		1	0	0	3, 872, 472, 679	0	0	3, 872, 472, 679
家	木	造	家	屋	1	1	0	269, 749, 199			269, 749, 199
屋	木道	造 以 外	トの家	、屋	1	2	0	775, 736, 099			775, 736, 099
产		計	ŀ		1	3	0	1, 045, 485, 298		0	1, 045, 485, 298
	合		計		1	4	0	4, 917, 957, 977	⁷ 0	a 0	4, 917, 957, 977

地方公	:共団体コード	表番号
¹ 1 2	2 0 3 3	⁷ 5 4 8

第54表 決定価格及び課税標準額に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

								(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
	区		分		行	番	号	課	税		額	実 定 税 率	調定見込額
								市街化区域(千円)	市街化調整区域 (千円)	そ の 他 (千円)	計 (千円) _A	В	A×B (千円)
		住	小規	個人	9	1	1	716, 722, 159	25	35	716, 722, 159	61	69 79
		宅	現 模 地	法人	0	2	1	86, 867, 499			86, 867, [‡] 99		
	宅	用	一 住宅	個人	0	3	1	98, 708, 343			98, 708, 343		
土		地	用 般 地	法人	0	4	1	4, 924, 277			$4,924,\overset{5}{2}77$		
	地	非 用住	個 人住宅月	非用地	0	5	1	85, 503, 277			$85,503,\overset{\stackrel{>}{\sim}}{,}77$		
		宅 地	法 人住宅月	非用地	0	6	1	423, 105, 815			423, 105, \$15		
地		小	計		0	7	1	1, 415, 831, 370	0	0	1, 415, 831, $\overset{\circ}{3}$ 70		
		農	地		0	8	1	14, 118, ^क			14, 118, 336		
	70	<i>ξ</i> σ.) 他	ı	0	9	1	155, 939, 362			155, 939, 362		
		計	ŀ		1	0	1	1, 585, 889, 068	0	0	1, 585, 889, 068		
家	木	造	家	屋	1	1	1	269, 746, 274			269, 746, 274		
	木並	告 以 外	トの家	屋	1	2	1	775, 581, 031			775, 581, 031		
屋		計	†		1	3	1	1, 045, 327, 305		0	1, 045, 327, 305		
	合		計		1	4	1	2, 631, 216, ^{i†} 373	= 0	ь 0	2, 631, 216, 373	0.300 %	7, 893, 649

地方么	公共団体コード	表番号
1 2	2 0 3 3	7 8 5 5

第55表 三大都市圏の特定市に所在する市街化区域内の 農地に関する調 (法定免税点以上のもの)

都	道系	牙県	名	千葉県
市	町	村	名	市川市

						(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区 分	行	番	号	納税義務者	地 積 (千㎡)	決 定 価 格 (千円)	課税標準額(千円)	筆 数 (筆)
		本則による(価格の3分の2)課税がなされたもの	9 ()	1	0		24 254	39	54	69 80
	会			<u> </u>						
		負担水準0.95以上1.0未満		2		119	62			192
特		負担水準0.9以上0.95未満		3		45	27			83
		負担水準0.85以上0.9未満		4		4	1	131, 47		5
		負担水準0.8以上0.85未満		5		4	2	368, 47		6
		負担水準0.75以上0.8未満		6		0	0		0	0
	". 任.	負担水準0.7以上0.75未満 負担水準0.65以上0.7未満		7		0	0		0 0	0
定				8 9		2	1	82, 31	0 40, 248	3
		負担水準0.6以上0.65未満 負担水準0.55以上0.6未満		0		0	0		•	0
		負担水準0.5以上0.55未満 負担水準0.5以上0.55未満	_	1		0	0	,	0 4, 429	1
	_	負担水準0.45以上0.55未満		2		1	1	46, 80		1
市		負担水準0.4以上0.45未満		3		0	0		0 0	1
113		負担水準0.35以上0.4未満	1	4	-	0	0		0 0	0
		負担水準0.3以上0.35未満	1	5		0	0		0 0	0
	ľ	負担水準0.25以上0.35木綱 負担水準0.25以上0.3未満	1	6		0	0		0 0	0
		負担水準0. 2以上0. 25未満	1	7	0	0	0		0 0	0
街	辰	負担水準0. 15以上0. 2未満	1		0	0	0		0 0	0
		負担水準0.1以上0.15未満	1	9	0	0	0		0	0
		負担水準0.05以上0.1未満	2	0		0	0		0 0	0
	の	負担水準0.05未満		1		0	0		0 0	0
化	ı	計	2	2	0	543	348	20, 185, 77	6 13, 350, 942	975
		本則による(価格の3分の2)課税がなされたもの	2	3	0	31	45	1, 699, 57	524, 171	66
	令	負担水準0.95以上1.0未満	2	4	0	3	2	151, 81		4
	市	負担水準0.9以上0.95未満		5		3	2	286, 67		4
区	和	負担水準0.85以上0.9未満	_	6		0	0		0	0
_	Øt=	負担水準0.8以上0.85未満		7		0	0		0	0
	街 4	負担水準0.75以上0.8未満		8		0	0		0 0	0
	-	負担水準0.7以上0.75未満		9		0	0		0 0	0
		負担水準0.65以上0.7未満	_	0	_	1	1	48, 05		4
域		負担水準0.6以上0.65未満		1		0	0		0	0
		負担水準0.55以上0.6未満 負担水準0.5以上0.55未満		2		0	0		0 0	0
		負担水準0.45以上0.55未満		4		0	0		0 0	
		負担水準0.4以上0.45未満	_	5	_	0	0		0 0	0
農	ŀ	負担水準0.35以上0.4去港		6		0	0		0 0	0
110	域後	負担水準0.30 <u>以上</u> 0.35未満		7		0	0		0 0	0
		自 扫 水 (连() - 25 [7] - E() - 3 - E / 流		8		0	0		0 0	0
	参	負担水準0.20 <u>以上</u> 0.25未満		9		0	0		0 0	0
l l	農	負担水準0.15以上0.2未満	_	0	_	0	0		0 0	0
地		負担水準0.1以上0.15未満	_	_	0	0	0		0 0	
		負担水準0.05以上0.1未満		2		0	0		0 0	
, ,							0			
1 I	の	負担水準0.05未満	4	3	U	0	U		0	0

地方公	表番号	
1 2	2 0 3 3	7 8 5 5

第55表 三大都市圏の特定市に所在する市街化区域内の 農地に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都	道系	牙 県	名	千葉県
市	町	村	名	市川市

					(1)	(2	2)		(3)	(4)		(5)
	区 分	行	番 号	糸	呐税義務者	地	積	決定	価格	課税標準額	筆	数
	区 分	1 J	留 万		(人)		$(\pm m^2)$		(千円)	(千円)		(筆)
	本則による(価格の3分の2)課税がなされたもの	9 4	5 0	12	398	24	299	39 12	, 987, 325	8, 049, 335	69	80 750
	負担水準0.95以上1.0未満	4	6 0)	122		64	5	, 447, 379	3, 600, 277		196
	負担水準0.9以上0.95未満		7 0		48		29	3	, 249, 381	2, 046, 993		87
	負担水準0.85以上0.9未満	_	8 0		4		1		131, 476	82, 144		5
	負担水準0.8以上0.85未満		9 0		4		2		368, 471	218, 415		6
	負担水準0.75以上0.8未満		0 0		0		0		0	0		(
合	負担水準0.7以上0.75未満		1 0		0		0		0	0		(
	負担水準0.65以上0.7未満		2 0		3		2		130, 366	54, 444		7
	負担水準0.6以上0.65未満		3 0		0		0		0	0		(
	負担水準0.55以上0.6未満		4 0		1		0		10, 696	4, 429		1
	負担水準0.5以上0.55未満	_	5 0		0		0		0	0		(
	負担水準0.45以上0.5未満		6 0		1		1		46, 804	16, 658		1
	負担水準0.4以上0.45未満		7 0		0		0		0	0		(
	負担水準0.35以上0.4未満	5	8 0)	0		0		0	0		(
⇒ 1	負担水準0.3以上0.35未満		9 0		0		0		0	0		(
計	負担水準0.25以上0.3未満	6	0 0)	0		0		0	0		(
	負担水準0.2以上0.25未満	6	1 0)	0		0		0	0		(
	負担水準0.15以上0.2未満	6	2 0)	0		0		0	0		(
	負担水準0.1以上0.15未満	6	3 0)	0		0		0	0		(
	負担水準0.05以上0.1未満	6	4 0)	0		0		0	0		(
	負担水準0.05未満	6	5 0)	0		0		0	0		(
	計	6	6 0)	581	さ	398	22	, 371, 898	14, 072, 695	世	1, 053
第 63	表のうち生産緑地に係るもの	6	7 0)	204	そ	742	た	45, 641	⁵ 45, 641		895

地	地方公共団体コード										
1	2	2	0	3	3	7 5	8 6				
							7				

第56表 課税標準の特例等に関する調 (法定免税点以上のもの)

 都道府県名
 千葉県

 市町村名
 市川市

						(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
		_				宅 :	地 等	ᄪ	I. 14h ∌l.	中 艮	課税模	票 準 (A)
		地	目 等	特	在亚口	宅 地	その他	農地	土地計	家 屋	の特を	列 率 (B)
区	分			例率	行番号							たち特例)
	.),			'		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)		(B)
課法			評価額		9	12	22	32	42	52	62	64 65
		第9項(日本放送協会)		1/2	0 1 0				(
税第	法		課税標準額	į	0 2 0				()		
100			評価額	1/3	0 3 0							
標 ₀	第	第10項(日本原子力研究開発機構)	課税標準額	i	0 4 0							
2		7,0 1 0 7 (A · 1 / 3, 1 / 3 / 3 / 3 / 3 / 3 / 3 / 3 / 3 / 3 /	評価額	2/3	0 5 0							
進	7		課税標準額	į	0 6 0						/	
条	'	第11項(登録有形文化財等)	評価額	1/2	0 7 0				(/	
		,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,,	課税標準額	į į	0 8 0				(2, 401		
の第	0		評 価 額	1/3	0 9 0				(
		第21項 (農業・食品産業技術総合研究権 構)	課税標準額	i -/ -	1 0 0				(//	
特 2	2	(神)		1/6	1 1 0				(
			課税標準額	į į	1 2 0				(
例項	条	第22項(新関西国際空港㈱)	評価額	1/2	1 3 0				(//_	
	木		課税標準額	Į .	1 4 0				(<u>)</u>		
にか		第23項(信用協同組合等)	評価額	3/5	1 5 0							
	第		課税標準額	Į	1 6 0					155, 068		
ょっ		第25項(中部国際空港㈱)	評価額	1/2	1 7 0				(
-	2		課税標準額	Į	1 8 0					<u>)</u>		
_り こ		第27項(家庭的保育事業)	評価額		1 9 0					504		
書	75		課税標準額	Į	2 0 0					524	1	3
減	項	第28項 (居宅訪問型保育事業)	評価額	_	2 1 0							
0			課税標準額	Į.	2 2 0						1	3
額	カュ	第29項(事業所内保育事業)	評価額	_	2 3 0							
規			課税標準額	Į.	2 4 0						1	3
٤	2	第30項(認定生活困窮者就労訓練事業)	評価額	1/2	2 5 0				(
定			課税標準額	!	2 6 0							
12			評価額	1/3	2 7 0							
なに	5	第32項(量子科学技術研究開発機構)	課税標準額	Į .	2 8 0							
			評価額	2/3	2 9 0							
るょ	書		課税標準額	Į .	3 0 0						//	
der ve		第33項(世界遺産)	評価額	1/3	3 1 0				(
額る		 	課税標準額		3 2 0	マトアいて担合は味が	副変われる 制字1	ていない担合は「	()	5) 35 [0] 0	

※「課税標準の特例率(わがまち特例)(6)(7)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、(1)~(5)が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

<u> </u>					
1	2 2	0 3	3	7 5	6
地	方公共	団体コー	ド	表番	号

都道府県名	千葉県
市町村名	市川市

					(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6) (7)
区分	地目	等	特例率	行番号	宅 地	も 等 の 他	- 農 地	土地計	家 屋	課 税 標 準 (A) の 特 例 率 (B) (わがまち特例)
減標の法 法 額準規第 第 の定7 7	第1項 (被災住宅用地等) (法第349条の3の3	評価額	2/3	3 3 0	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	52 (千円)	(A) (B)
額準規第等の定7と特に0な例よ22	第1項(同条各項に おいて準用、読み替	課税標準額	1 '	3 4 0				0		
」にる条 条	えて適用される場合 を含む)の適用を受 第2項 けるものに限る)	評 価 額 課税標準額	1/3	3 5 0 3 6 0				0		
額計に代失災の法 両対わし等4 9 7 税 6 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	減額分に相当する課税標準	準額	1/2 減額	3 7 0					7,830	
な例るの法 法に課4 附		評価額	2/3	3 8 0				0	//	
よ税の則 則 別 の第 4 1	(令和2年7月豪雨に係る 被災住宅用地等)	課税標準額 評 価 額		3 9 0 4 0 0				0		
額のに 6 額と特よ条 条		課税標準額	1/3	4 1 0				0		
税 を を を を を を を を を を を を を を を を を を を	減額分に相当する課税標 (わがまち特例) (6) (7) 1		1/2 減額	4 2 0	〒1 ている場合け蜂梅		ていたい場合け「一		t+iinT (1) ~ (1)	()が (0) の提合にお

^{※「}課税標準の特例率(わがまち特例)(6)(7)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、(1)~(5)が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

$\begin{bmatrix} 1 & & & & & & \\ 1 & 2 & 2 & 0 & 3 & 3 & 5 & 7 \end{bmatrix}$		地	方公	:共区	団体:	ュー	ド	表都	番号
	I	1	2	2	0	3	3	7 5	8 7

第57表 課税標準の特例等に関する調 (法定免税点以上のもの)

 都道府県名
 千葉県

 市町村名
 市川市

						(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
	_					宅	地 等	農地	土地計	家屋	課税標	票 準 (A)
		地 [等	特例	行番号	宅 地	その他	農地	土地計	家屋	の特例	
区	分			率	11 18 7						(わがま	
						(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(A)	(B)
り法			評 価 額		9	12	22	32	42	52	62	64 65
附 則		第1項 (総合効率化に資する倉庫等)		1/2	0 1 0							
第 1			課税標準額		0 2 0							
5	法	第9項 (並行在来線に係る譲受固定資産)	評 価 額 課税標準額	1/2	0 3 0				(0		
条 減		(生)			0 4 0				(<u>)</u>		
法		第13項 (PFI公共施設)	評 価 額 課税標準額	1/2	0 5 0 0 6 0							
附 則	附	(都市利便施設) 都市再生緊急整備地域	評価額		0 7 0							
第		(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例) 適用分)	課税標準額	-	0 8 0						_	_
1 5		第14項 (都市利便施設) 特定都市再生緊急整備地域	評価額		0 9 0							
額条の		(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例) 適用分)	課税標準額	-	1 0 0						-	-
2	則		評価額		1 1 0							
又 は		第15項 (都市鉄道施設)	課税標準額	2/3	1 2 0							
法		第16項 (外資埠頭公社の民営化に係る	評 価 額	. /0	1 3 0				(
附と則	第		課税標準額	1/2	1 4 0				(0		
第	214	第16項 (外資埠頭公社の民営化に係る 承継特例)	評 価 額	3/5	1 5 0				(
1 5			課税標準額	3/5	1 6 0				(0		
条の		第17項 (鉄道再構築事業)	評 価 額	1/4	1 7 0							
3	1	第17項(欽旭丹梅架爭果)	課税標準額	1/4	1 8 0							
なの 規		第19項 (公益法人が所有する能楽堂)	評 価 額	1/2	1 9 0				(
定		3/10·3 (五皿四八////////////////////////////////////	課税標準額	1/2	2 0 0				(0		
によ	5		評 価 額	1/2	2 1 0							
る	Ü	第20項 (国際戦略港湾等の荷さばき施	課税標準額	1/ 2	2 2 0							
課る税		^{第20項} 設等)	評 価 額	2/3	2 3 0							
標			課税標準額		2 4 0							
準の	条	第24項 (駅のバリアフリー化施設)	評価額	2/3	2 5 0							
特例			課税標準額		2 6 0							
例 に		第27項 (特定貨物取扱埠頭の港湾施 設)	評価額	2/3	2 7 0							
額よ	_	i又 /	課税標準額		2 8 0							

※「課税標準の特例率(わがまち特例)(6)(7)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、(1)〜(5)が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

$\begin{bmatrix} 1 & & & & & & & & & & & & & & & & & & $	地力	5公共団体	コード	表看	昏号
	1 2	2 2 0	3 3	7 5	8 7

 都道府県名
 千葉県

 市町村名
 市川市

							(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6) (7)
X	分	\	地目	等	特例率	行番号	宅 地	地等その他	- 農 地	土 地 計	家屋	課 税 標 準 (A) の 特 例 率 (B) (わがまち特例)
準法 附 則 の第	NI.		(農地中間管理機構に賃借権を 設定した農地) (存続期間10年 以上)	評価額	1/2	9 9 0	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	52	(A) (B)
1 5条、法以	法附	第31項	(農地中間管理機構に賃借権を 設定した農地) (存続期間15年 以上)	課税標準額 評 価 額 課税標準額	1/2	3 0 0 3 1 0 3 2 0				0		
例 例 別第 1 5 条	則		(市民緑地)	評 価 額課税標準額	-	3 3 0 3 4 0				0		2 3
よの 2 又 りは	第	第33項	(地域福利増進事業)	評価額課税標準額評価額	2/3	3 5 0 3 6 0 3 7 0				0		
法附則第	1	第96 百	(河水神中枢港地区)	課税標準額 評 価 額	3/4	3 8 0 3 9 0				0		
額 条 の 3 の	5		(港在快適性等向上施設)	課税標準額 評 価 額 課税標準額	_	4 0 0 4 1 0 4 2 0				0		
規 な に よ	条	第41項	(貯留機能保全区域)	評 価 額 課税標準額	_	4 2 0 4 3 0 4 4 0				0		
る 課 税 額			(道路運送高度化事業)	評 価 額課税標準額		4 5 0 4 6 0				0		

※「課税標準の特例率(わがまち特例)(6)(7)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、(1)~(5)が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地	地方公共団体コード											
1	2	2	0	3	3	7 5	8					

都道府県名	千葉県
市町村名	市川市

										(1)		(2)	(;	3)		(4)	(5)	(6)	(7)
×	. 分	\	_	地	目 等	特例率	行	番	导	宅 地		等 そ の 他	農	地	土	地計	家屋	(わが	標 準 (A) 例 率 (B) まち特例)
減第法 1 附 5 則	法 附 則		(IR北海	道・四国に係る特例)	評価額		9	1	0	12	22	(千円)	32	(千円)	42	(千円)	52	円) (A)	(B)
条第 額 3 5 の 8	第 2 1 5 条	第2項		第15条の3の適用のあるも	課税標準額	1/2			0							0			
規定による	法附	第1項		社等に係る承継特例)	評価額	3/5	0	3	0							0			
お 課 税 長 郷 の	則 第 1	第 14		第15条の2第2項のJR三島特 ものを除く)	課税標準額		0	4	0							0			
の タマス 例に法	5 条 の	第1項	(法附則	社等に係る承継特例) 第15条の2第2項のJR三島特 ものに限る)	評価額	3/10			0							0			
よ附 額り則	3 産る設	设術修 1	1 注	1001CB(3)	課税標準額		0	6	0							0			
額	等正对	二公実1	紀 則	減額分に相当する課税	总標準額	1/3 減額	0	7	0				/						
法	正法	第2項	(帰還	則第15条第33項 ・移住等環境整備推進法	評価額	1/3	0	8	0							0			
附	TF:		人)		課税標準額		0	9	0							0			
則第	~によるもの	第3項	(平成2	制第16条の2 8年熊本地震に係る被災 量等に対する都市計画税	減額分に相当する課税標準額	1/2 減額	1	0	0										
3	令和7年改	第4項	(平成3	則第16条の3 10年7月豪雨に係る被災 量等に対する都市計画税	減額分に相当する課税標準額	1/2 減額	1	1	0										
則 6 第 年	に改 よ正 る・	第3項		训第15条第32項	評価額	_	1	2	0							0			
9 正 条法	もの規令定	- A	(特定	事業所内保育施設)	課税標準額		1	3	0							0		1	3
4	の改 合正 泊法		(立地記	則第15条第37項 秀導促進施設)	評価額	2/3	1	4	0							0			
1 4	4 の F規	第3項	(協定不	有効期間 5 年以上)	課税標準額		1	5	0							0			
Ī	女定 Eに 去よ		(立地記	則第15条第37項 秀導促進施設)	評価額	2/3	1		0							0			
条具	ける 則も			有効期間10年以上) (わがまた特例) (6) (7) L	課税標準額	梅제或	1	7	0							0			

※「課税標準の特例率(わがまち特例)(6)(7)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「一」を入力すること。したがって、(1)~(5)が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地	表都	番号					
1	2	2	0	3	3	7 5	8 8

都道府県名	千葉県
市町村名	市川市

						(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6) (7)
		. Us. r	7 66	6.6-		宅	地 等	農地	土地計	家屋	課 税 標 準 <u>(A)</u>
		地 [等	特例	行 番 号	宅 地	その他	,,,,		<i>x</i> <u>x</u>	の 特 例 率 (B)
区分	Ì		_	率		(-m)	(~m)	(4577)	(~ m)	(-m	(わがまち特例)
附和に改			$\overline{}$		9	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円	(A) (B)
則3よ正 第年る法 1改もの	第2項	旧法附則第15条第20項 (都市鉄道利便増進施設)	評価額	2/3	1 8 0						
7正の規 条法令定		(都印鉄坦利便增進爬故)	課税標準額		1 9 0						
第の改 令正	totaT	旧法附則第15条第21項	評 価 額		2 0 0						
和法 2の 1年規	第3項	(国立大学校舎)	課税標準額	1/2	2 1 0						
8改定 正に		旧法附則第15条第40項 (認定誘導事業)	評価額		2 2 0						
法よ 附る 条則も	第5項	(地域決定型地方税制特例措置 (わがまち特例)適用分)	課税標準額	_	2 3 0						
法成に改附2よ正則6る法	Mr o TE	旧法附則第15条第20項	評価額	1/0	2 4 0						
条第年もの 1改の規 7正平定	第2項	(スーパー中枢港湾)	課税標準額	1/2	2 5 0						
平改 成正	第4項	旧法第349条の3第31項	評価額	1/3	2 6 0						
2 法	分生供	(社会保険診療報酬支払基金)	課税標準額	1/3	2 7 0						
年の	第5項	旧法第349条の3第32項	評価額	1/3	2 8 0						
改規 正定	37 U 74	(自動車安全運転センター)	課税標準額	1/3	2 9 0						
法に	第6項	旧法第349条の3第33項 (郵便貯金・簡易生命保険管理	評価額	1/2	3 0 0						
附より	35 O 34	機構)	課税標準額	1/2	3 1 0						
第 ^る 9 ^も	第10項	旧法附則第15条第35項 〔(指定特定重要港湾に係る港湾	評価額	1/2	3 2 0						
条の	95 TO 50	施設)	課税標準額	1/2	3 3 0						
則2よ改	第4項	旧法附則第15条第36項	評価額	1/2	3 4 0						
第年 法 改	777 T.Y.	(PFI公共荷さばき施設)	課税標準額	1/2	3 5 0						
1 正の規	第5項	旧法附則第15条第37項	評 価 額	1/2	3 6 0						
を 接平定 条附成に	対り供	(PFI一般廃棄物処理施設)	課税標準額	1/4	3 7 0						

地	地方公共団体コード								
1	2	2	0	3	3	7 5	8		
							_		

都道府県名	千葉県
市町村名	市川市

						(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6) (7)
			- 44	44		宅	地 等	農地	土地計	家屋	課 税 標 準 (A)
		地「	事 等	特例	行番号	宅 地	その他	/AC >12	工 26 円	水 庄	の 特 例 率 (B)
区分	र्न			率			((((わがまち特例)
正改	1		$\overline{}$		9	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(A) (B)
正法の		旧法第349条の3第25項 (日本電気計器検定所)	評 価 額	1/2	3 8 0						
規		(日本电风时間快龙////	課税標準額		3 9 0						
附定に		旧法第349条の3第26項	評価額	1/2	4 0 0						
よ 則 る	第2項	(日本消防検定協会)	課税標準額	1/2	4 1 0						
も 第の		旧法第349条の3第27項	評 価 額	価額 1/2	4 2 0						
平 成		(小型船舶検査機構)	課税標準額	1/2	4 3 0						
6 2		旧法第349条の3第28項	評価額	1/2	4 4 0						
年 条改		(軽自動車検査協会)	課税標準額	1/2	4 5 0						
改る改 正も正	第4項	- 旧法第349条の3第39項	評 価 額	1/6	4 6 0						
法の法 附平の 条則成規	免4点	(社会保険診療報酬支払基金)	課税標準額	1/0	4 7 0						
第 1 定	第5項	旧法第349条の3第40項	評価額	1/6	4 8 0						
17に 0年よ	373°54	(自動車安全運転センター)	課税標準額	1/0	4 9 0						
改改 正		旧法第349条の3第28項	評 価 額	1/3	5 0 0						
正法の		(日本電気計器検定所)	課税標準額	1/ 0	5 1 0						
法規 定		旧法第349条の3第29項	評 価 額	1/3	5 2 0						
附に よ	第3項	(日本消防検定協会)	課税標準額	1/3	5 3 0						
則る も	375-34	旧法第349条の3第30項	評価額	1/3	5 4 0						
第の平		(小型船舶検査機構)	課税標準額	1/0	5 5 0						
1 成 8 1		旧法第349条の3第31項	評 価 額	1/3	5 6 0						
5 条年		(軽自動車検査協会)	課税標準額	1/3	5 7 0						
第則年の第改平	に正	旧法附則第15条第19項	評価額	1/0	5 8 0				0		
2 1 正成 3 法 1 項条附 0	るの	(指定法人等大規模外貿埠頭)	課税標準額	1/2	5 9 0				0)	

地方公共団体コード	表番	肾 号
1 2 2 0 3 3	7 5	8
		_

都道府県名	千葉県
市町村名	市川市

							(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
		_	地。	□ <i>let</i> e	44-		宅 :	地 等	農地	土地計	家屋	課税標	票 準 (A)
				事 等	特例	行番号	宅 地	その他			,	の 特 例	
▷	区 分			_	率		(T.III)	(エ四)	(#.m)	(T.III)	(T.III		ち特例) (B)
平改						9	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	52 (千円	(A)	(B)
成正				評 価 額	1/3	6 0 0							
7 法			の3第27項 か系特定産業事業研究機	課税標準額		6 1 0							
生		構)		評価額	1/6	6 2 0							
改				課税標準額	1/6	6 3 0							
正規		旧法第349条	の 3 第30項	評価額	1 /0	6 4 0							
法定	第3項	(日本電気計	日本電気計器検定所)		1/6	6 5 0							
	214 - 21	旧法第349条	カ3第31項	評 価 額	評価額 (6 6 0							
附に		(日本消防検定協会)		課税標準額	1/6	6 7 0							
則よ		旧法第349条の3第32項 (小型船舶検査機構)		評価額		6 8 0							
第る				課税標準額	1/6	6 9 0							
1 2 &		旧法第349条の3第33項		評価額		7 0 0							
条の		(軽自動車格		課税標準額	1/6	7 1 0							
216 - 2				評価額		7 2 0	0	0	0	0			
		合	計	課税標準額		7 3 0	0	0	0	0	165, 823	3	
	第条		市街化区域農地としての評	平価額		7 4 0				0			
	7の 項5		徴収猶予分に相当する課利	· · 標準額		7 5 0				0			
	第条	第法	市街化区域農地としての評	平価額		7 6 0				C			
	8の 項5		徴収猶予分に相当する課利 徴収猶予分に相当する課利	· · · · · · · · · · ·		7 7 0				0			
	第条	第法	市街化区域農地としての記	平価額		7 8 0				0			
	項1の)2 附 i 9 則	減額分に相当する課税標準	車額		7 9 0				0			
		第法	市街化区域農地としての評			8 0 0				0			
	項10)2 附 i 9 則	減額分に相当する課税標準			8 1 0				0			
	ι υ	・・別	, , v , a a k Da M -	***	V				1	· ·			

地	地方公共団体コード									
1	2	2	0	3	3	7 5	8			

都道府県名	千葉県
市町村名	市川市

				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6) (7)
	地目等	特		宅	地等	農地	土地計	家 屋	課 税 標 準 <u>(A)</u>
区分	VE 11 4	例率	行番号	宅 地	その他				の 特 例 率 (B) (わがまち特例)
		-4-		(千円	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(A) (B)
置) にた土地域外に を除区4項則第 を持つでする。 を持つでする。 を対している。 を対している。 を対している。 では、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 の	減額分に相当する課税標準額	1/2 減額	8 2 0	12	22	32	42	52	62 64 67
置係及な除項5法 の 5 所 を 6 所 を 7 の を 7 の を 7 の を 8 の を 7	減額分に相当する課税標準額	1/2 減額	8 3 0				0		
置係及な除項5法 (保及なの区域ででは (では、 (では、 (では、 (では、 (では、)のでは、)のでは、 (では、)のでは、 (では、)のでは、)のでは、)のでは、 (では、)のでは、)のでは、)のでは、 (では、)のでは、)のでは、)のでは、 (では、)のでは、)のでは、)のでは、)のでは、 (では、)のでは、)のでは、)のでは、)のでは、 (では、)のでは、)のでは、)のでは、 (では、)のでは、)のでは、)のでは、)のでは、)のでは、)のでは、)のでは、 (では、)のでは、)のでは、)のでは、)のでは、)のでは、)のでは、)のでは、)の	減額分に相当する課税標準額	1/2 減額	8 4 0				0		
特用の表示 5 6 所用 5 6 条 第 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1	減額分に相当する課税標準額		8 5 0	6, 00	02		6, 002		
例地代に日 1 5 法 措に替よ本 0 6 構に存まる大 項 条 会 で 変 乗 第 特用災災東 第第	減額分に相当する課税標準額		8 6 0				0		
置係代に日15法 る替よ本16 数字スナ項	減額分に相当する課税標準額	1/2 減額	8 7 0					4, 816	
特家る大項 例屋被震 () 増に災災東第第	例例力で作コッ分味性原甲側	1/3 減額	8 8 0					2, 992	

地方公	地方公共団体コード								
1 2	2 0	3 3	7 5	8					
				$\overline{}$					

都道	府県	名	千葉県
市町	「村	名	市川市

_				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6) (7)
				宅力	地 等	- 農 地	土地計	家屋	課 税 標 準 (A)
	地 目 等	特例	行 番 号	宅 地	その他	/AZ >E	P	水 庄	の 特 例 率 (B)
区 分		率	17 11 7						(わがまち特例)
				(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(A) (B)
措定 ()	減額分に相当する課税標準額		8 9 0	12	22	32	(62 64 65
の 特別 の 特別 の は が り が り は り で を る で 核 を り で を り で を う で を う で も う も う も う も う も う も う も う も う も う	減額分に相当する課税標準額	1/2 減額	9 0 0						
置) 替内 (5 家居 6 屋屋住条		1/3 減額	9 1 0						

地方公共団体コード 表番号										
1 2	2 0	3 3	⁷ 5 9 8							

第59表 宅地等の負担調整に関する調 (法定免税点以上のもの)

 都道府県名
 千葉県

 市町村名
 市川市

						(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区 分	行	番	무	納税義務者	地 積	決定価格	課税標準額	筆 数
		E N	11	Ħ	7	(人)	(千m²)	(千円)	(千円)	(筆)
	子	負担水準1.0以上	90	1	0	17, 929	2, 595	³⁹ 206, 429, 076	⁵⁴ 68, 809, 692	25, 398
	•	負担水準0.95以上1.0未満	0	2	0	31, 180	3, 893	415, 009, 973	138, 336, 658	42, 636
	規	負担水準0.9以上0.95未満	0	3	0	58, 887	7, 097	1, 264, 312, 201	409, 801, 474	84, 296
		負担水準0.85以上0.9未満	0	4	0	11, 556	1, 179	261, 133, 042	81, 281, 987	16, 628
	模	負担水準0.8以上0.85未満	0	5	0	3, 481	141	50, 445, 974	14, 816, 094	4, 976
		負担水準0.75以上0.8未満	0	6	0	645	23	13, 057, 221	3, 600, 255	2, 162
	住	負担水準0.7以上0.75未満	0	7	0	7	1	111, 457	28, 874	15
	1	負担水準0.65以上0.7未満	0	8	0	4	2	162, 408	38, 955	9
	宇	負担水準0.6以上0.65未満	0	9	0	3	0	36, 184	8, 170	3
	_	負担水準0.55以上0.6未満	1	0	0	0	0	0	0	0
	用	負担水準0.5以上0.55未満	1	1	0	0	0	0	0	0
	/13	負担水準0.45以上0.5未満		2		0	0	0	0	0
	地	負担水準0.4以上0.45未満	1	3	0	0	0	0	0	0
	20	負担水準0.35以上0.4未満	_	4		0	0	0	0	0
宅	_	負担水準0.3以上0.35未満		5		0	0	0	0	0
		負担水準0.25以上0.3未満	1	6		0	·	·	·	0
	個	負担水準0.2以上0.25未満	1	7		0	·	·	0	0
	III	負担水準0.15以上0.2未満		8		0	0	0	0	0
	Y	負担水準0.1以上0.15未満	_	9		0				0
	人	負担水準0.05以上0.1未満	_	0		0		_		0
	\smile	負担水準0.05未満	2	1	0	0	0	0	0	0
		計	2	2	0	123, 692	14, 931	² 2, 210, 697, 536	⁷ 716, 722, 159	176, 123
	小	負担水準1.0以上	2			411	145	, ,		873
		負担水準0.95以上1.0未満	_	4		711	278		10, 607, 566	1,550
		負担水準0.9以上0.95未満		5		1,845	842	, ,	51, 502, 195	4, 742
	規	負担水準0.85以上0.9未満	_	6		548	166	, ,	12, 049, 223	1, 110
		負担水準0.8以上0.85未満		7	•	218	60		6, 740, 198	524
	模	負担水準0.75以上0.8未満	_	8	0	55	10	, ,	1, 924, 380	246
Life	ρ.	負担水準0.7以上0.75未満		9	0	2	0	,	63, 770	5
地	住	負担水準0.65以上0.7未満	_	0	0	2	0	140, 438	34, 734	6
	جينس	負担水準0.6以上0.65未満	_	1	0	0	0	0	0	0
	宅	負担水準0.55以上0.6未満		2	0	0	0	·	0	0
	H	負担水準0.5以上0.55未満	_	3		0	•	v	V	0
	用	負担水準0.45以上0.5未満	_	4	0	0			·	0
		負担水準0.4以上0.45未満	_	5		0	·	·	·	0
		負担水準0.35以上0.4未満 負担水準0.3以上0.35未満	_	6 7	0	0	_	_	v	0
		負担水準0.25以上0.35未満	_			0	Ü	·	·	0
		負担水準0.2以上0.3未満 負担水準0.2以上0.25未満	_	8 9	0	0	Ü	v	v	0
	法人	負担水準0.15以上0.25未満	_	0	0	0	v	·	v	0
		負担水準0.1以上0.15未満	4		0	0	Ü	·	V	0
		負担水準0.05以上0.1未満		2		0	Ü	·	· ·	0
		負担水準0.05未満		3		0	Ü	·	· ·	0
)		1			ů	·	·	, ,	0
		計	4	4	0	3, 792	1, 501	² 271, 542, 489	86, 867, 499	9, 056

地	方公	:共団	体=	ı —	ĸ	表番	子子
1	2	2	0	3	3	⁷ 5	9

第59表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

						(1)		(2)	(3)	(4)	(5)
		区 分	行	番	믉	納税義務者	地	12.1		課税標準額	筆 数
		7,		_		(人)		(千㎡)	(千円)		(筆)
		負担水準1.0以上	94	5	0	2, 300	24	338	³⁹ 25, 209, 164	⁵⁴ 16, 806, 109	69 3, 916
	_	負担水準0.95以上1.0未満	4	6	0	2, 555		391	36, 977, 912		4, 629
		負担水準0.9以上0.95未満		7		3, 897		432	75, 304, 173	, ,	6, 382
	般	負担水準0.85以上0.9未満	_	8		519		56	12, 635, 650		910
		負担水準0.8以上0.85未満		9		25		3	811, 519	, ,	37
	住	負担水準0.75以上0.8未満	5	0	0	7		1	107, 400	60, 531	17
		負担水準0.7以上0.75未満	5	1	0	3		1	70, 789	35, 767	ç
	宅	負担水準0.65以上0.7未満	5	2	0	0		0	0	0	C
		負担水準0.6以上0.65未満	5	3	0	0		0	0	0	C
	用	負担水準0.55以上0.6未満	5	4	0	0		0	0	0	C
	/13	負担水準0.5以上0.55未満	5	5	0	0		0	0	0	C
	地	負担水準0.45以上0.5未満	5	6	0	0		0	0	0	C
	ഥ	負担水準0.4以上0.45未満	5	7	0	0		0	0	0	C
		負担水準0.35以上0.4未満	5	8	0	0		0	0	0	C
宅		負担水準0.3以上0.35未満	5	9	0	0		0	0	0	C
		負担水準0.25以上0.3未満	6	0	0	1		0	9, 038	1,939	1
	個	負担水準0.2以上0.25未満	6	1	0	0		0	0	0	C
		負担水準0.15以上0.2未満	6	2	0	0		0	0	0	C
	人	負担水準0.1以上0.15未満		3		0		0	0	0	C
		負担水準0.05以上0.1未満		4		0		0	0	0	C
)	負担水準0.05未満	6	5	0	0		0	0	-	C
		計	6	6	0	9, 307		1, 222	151, 125, 645	98, 708, 343	15, 901
		負担水準1.0以上	6	7	0	56		21	1, 430, 659	953, 773	110
	_	負担水準0.95以上1.0未満	6	8	0	58		12	1, 159, 435	772, 957	128
		負担水準0.9以上0.95未満	6	9	0	110		21	4, 058, 753	2, 625, 128	206
	般	負担水準0.85以上0.9未満	7	0	0	22		4	747, 649	459, 653	40
	川又	負担水準0.8以上0.85未満	7	1	0	4		0	90, 684	52, 492	4
	住	負担水準0.75以上0.8未満	7	2	0	3		0	81, 174	45, 452	3
	土	負担水準0.7以上0.75未満	7	3	0	0		0	0	0	C
地	ميدر	負担水準0.65以上0.7未満	7	4	0	1		0	31, 336	14, 822	1
	七	負担水準0.6以上0.65未満	7	5	0	0		0	0	0	C
		負担水準0.55以上0.6未満	7	6	0	0		0	0	0	C
	用	負担水準0.5以上0.55未満	7	7	0	0		0	0	0	C
		負担水準0.45以上0.5未満		8		0		0	0		C
	地	負担水準0.4以上0.45未満		9		0		0	0	-	C
		負担水準0.35以上0.4未満		0		0		0	0		C
		負担水準0.3以上0.35未満		1		0		0	0		C
		負担水準0.25以上0.3未満		2		0		0	0	-	C
	法	負担水準0.2以上0.25未満		3		0		0	0		C
		負担水準0.15以上0.2未満		4		0		0	0		C
	人	負担水準0.1以上0.15未満		5		0		0	0		C
		負担水準0.05以上0.1未満	_	6		0	ļ	0	0	-	C
	$\overline{}$	負担水準0.05未満	+-	7	_	0		0			С
		計	8	8	0	254		58	² 7, 599, 690	4, 924, 277	492

地方	公共団体コード	表番号
¹ 1 2	2 0 3 3	⁷ 6 0 ⁸

第60表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

						(1)	((2)		(3)	(4)	(;	5)
		区 分	行	番	号	納税義務者	地	積	決	定価格	課税標準額	筆	数
1		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	0			(人)	24	(千m²)	39	(千円)	(千円)	69	(筆)
		負担水準0.7超	0	1	0	0	24	0	39	0	0	09	0(
	業	負担水準0.65以上0.7以下	0	2	0	396		114		8, 290, 973	5, 552, 456		60
	地	負担水準0.6以上0.65未満	0	3	0	813		305	3	8, 004, 048	23, 185, 946		1, 43
	等	負担水準0.55以上0.6未満	0	4	0	1, 171		334	7.	2, 348, 177	, ,		2, 06
		負担水準0.5以上0.55未満	0	5	0	178		56		3, 585, 621	7, 767, 187		34
	非	負担水準0.45以上0.5未満	0	6	0	24		17		4, 411, 329			6
	<i>(</i>	負担水準0.4以上0.45未満	0	_	0	23		49		6, 684, 577	3, 297, 720		4
		負担水準0.35以上0.4未満	0	8	0	0		0		0	V		
		負担水準0.3以上0.35未満	0	9	0	0		0		0	· ·		
	用	負担水準0.25以上0.3未満	1	0	0	0		0		0	v		
	地	負担水準0.2以上0.25未満	1	1	0	0		0		0	· ·		
宅		負担水準0.15以上0.2未満	1	2	0	0		0		0	V		
		負担水準0.1以上0.15未満	1	3	0	0		0		0	v		
	個	負担水準0.05以上0.1未満	1	4	0	0		0		0	V		
	人	負担水準0.05未満	1	5	0	0		0		0	0		
)	□ +	1	6	0	2,605		875	^{tt} 14	3, 324, 725	85, 503, 277		4, 55
	商	負担水準0.7超	1	7	0	0		0		0	0		
	業	負担水準0.65以上0.7以下	1	8	0	148		151		0, 099, 169			41
		負担水準0.6以上0.65未満	1	9	0	365		467	5.	4, 214, 728	32, 872, 497		1, 19
	地	負担水準0.55以上0.6未満	2	0	0	576		600	13	3, 187, 284	79, 912, 370		2, 10
		負担水準0.5以上0.55未満	2	1	0	204		382	6	4, 845, 135			5
	$\overline{}$	負担水準0.45以上0.5未満	2	2	0	82		1, 706	21	0, 778, 243	107, 438, 314		3
	Z 1	負担水準0.4以上0.45未満	2	3	0	137		2, 238	33	1, 450, 678	159, 215, 799		4
地		負担水準0.35以上0.4未満	2	4	0	0		0		0	0		
	宅	負担水準0.3以上0.35未満	2	5	0	0		0		0	v		
		負担水準0.25以上0.3未満	2	6	0	0		0		0	· ·		
		負担水準0.2以上0.25未満	2	7	0	0		0		0	·		
		負担水準0.15以上0.2未満	2		0	0		0		0	· ·		
	•	負担水準0.1以上0.15未満	_		0	0		0		0			
	法	負担水準0.05以上0.1未満	3	0	0	0		0		0	· ·		
	人	負担水準0.05未満	3	1	0	0		0		0			
)	計	3	2	0	1,512		5, 544	^خ 80	4, 575, 237	^{1‡} 423, 105, 815		4, 99
	160行及	とび320行のうち、勧告がされた特定空家等の敷地の用に供されている旧住宅用地(再掲)	3	3	0	22		3		292, 723	181, 698		4
	160行及	なび320行のうち、勧告がされた管理不全空家等の敷地の用に供されている旧住宅用地(再掲)	3	4	0	1		0		13, 920	8, 352		

	表番号
1 2 2 0 3 3	$\begin{bmatrix} 7 & 6 & 0 \end{bmatrix}^8$

第60表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

						(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区	行	番	무	納税義務者	地積	決定価格	課税標準額	筆 数
		—————————————————————————————————————	11	Ħ	ク	(人)	(千㎡)	(千円)	(千円)	(筆)
	商	負担水準0.70	93	5	0	12 5	24	³⁹ 118, 517	⁵⁴ 82, 962	69 80 5
宅	業					Ü	2			ű
	地	負担水準0.69以上0.70未満	3	6		68				109
地	等	負担水準0.68以上0.69未満		7		62		,		90
	$\overline{}$	負担水準0.67以上0.68未満	3			113			1, 293, 240	157
	非	負担水準0.66以上0.67未満		9		100				167
	住	負担水準0.65以上0.66未満	4	0		56				77
負	宅	負担水準0.64以上0.65未満		1		89			1, 308, 082	157
	用	負担水準0.63以上0.64未満	4	2		99				150
担	地	負担水準0.62以上0.63未満		3		98			2, 379, 327	169
1=		負担水準0.61以上0.62未満	4	4		93			1, 964, 789	145
水	個	負担水準0.60超0.61未満		5		0	·	V	0	0
//<	人	負担水準0.60	4	6		457	159	24, 316, 463	14, 589, 877	810
準	C	計	4			1, 240		1 1		2, 036
	商	負担水準0.70	4	8		6				41
0	業	負担水準0.69以上0.70未満	4	9		22				77
	地	負担水準0.68以上0.69未満		0		33				60
6	等	負担水準0.67以上0.68未満	5	1	0	41	24			88
	<u></u>	負担水準0.66以上0.67未満		2		43				92 59
5	非	負担水準0.65以上0.66未満	5	3		26				
	住	負担水準0.64以上0.65未満		4		38			1, 638, 044	96
0	宅田	負担水準0.63以上0.64未満	5		0	47	47			115
	用	負担水準0.62以上0.63未満		6		54			2, 274, 694	147
7	玴	負担水準0.61以上0.62未満		7	•	43			1, 072, 059	91
	ν+:	負担水準0.60超0.61未満		8		0	•	v	0	0
\smile	法	負担水準0.60	5	9		233	327	42, 664, 990	25, 598, 994	744
	\bigcirc	計	6	0	0	586	618	64, 313, 897	39, 713, 909	1, 610

1 7		
	6 0	1 2 2 0 3 3

第60表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

						(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区	行	番	早	納税義務者	地積	決定価格	課税標準額	筆 数
		<u> </u>	11	Ħ	J	(人)	(千㎡)	(千円)	(千円)	(筆)
	商	負担水準0.59以上0.60未満	⁹ 6	1	0	135	24 44	³⁹ 8, 458, 139	5, 074, 884	80 223
宅	業	負担水準0.58以上0.59未満	6	2	0	240	85			402
	地	負担水準0.57以上0.58未満	6	3		357	106	23, 392, 906	14, 035, 743	606
地	等	負担水準0.56以上0.57未満	6	4	0	378		, ,		630
70		負担水準0.55以上0.56未満	6	5	0	117				202
		負担水準0.54以上0.55未満	6		0	43		, ,		71
$\widehat{}$	非	負担水準0.53以上0.54未満	6	7	0	41		, ,		56
	住	負担水準0.52以上0.53未満	6	8	0	24		1,010,011	772, 798	77
<i>H</i>	宇	負担水準0.51以上0.52未満	6	9	0	58				107
負	_	負担水準0.50以上0.51未満	7	0		14		/ /	1, 412, 150	36
	用	負担水準0.49以上0.50未満	7	1	0	13				46
担	地	負担水準0.48以上0.49未満	7	2	0	6		, ,		9
1		負担水準0.47以上0.48未満	7	3		1	0			4
	佃	負担水準0.46以上0.47未満	7	4		0		_	, ,	0
水	1111	負担水準0.45超0.46未満	7	5		0			0	0
		負担水準0.45	7	6	0	4	13	1, 990, 249	995, 125	6
準)	計	7	7		1, 431	407	, ,		2, 475
	商	負担水準0.59以上0.60未満	7	8	0	86				198
	業	負担水準0.58以上0.59未満	7		0	145				484
0		負担水準0.57以上0.58未満	8	0	0	211	199	, ,		822
	地	負担水準0.56以上0.57未満	8	1	0	153				409
4	等	負担水準0.55以上0.56未満	8			93				187
5	$\overline{}$	負担水準0.54以上0.55未満	8		0	37		, ,		79
	非	負担水準0.53以上0.54未満	8	4		28		, ,		35
5	住	負担水準0.52以上0.53未満	8	5	0	45				93
		負担水準0.51以上0.52未満	8	6		77 25				251
		負担水準0.50以上0.51未満	8	7	0			, ,		60
0	用	負担水準0.49以上0.50未満	8	8	0	34				142
	地	負担水準0. 48以上0. 49未満 負担水準0. 47以上0. 48未満	8	9	0	6 15	_	1, =01, =00		16 50
6		負担水準0.47以上0.48米個 負担水準0.46以上0.47未満	9	1	0	6		, ,		10
	法	負担水準0.46以上0.47米個 負担水準0.45超0.46未満	9	2		0				10
\smile		負担水準0.45 個	9	3		32	-		~	116
	人	負担小平0.45 計	9	4	0	993				2, 952
		НI	Ĭ		v	990	2, 000	100, 010, 002	221, 110, 101	2, 302

地	方	公共	団体	ミコ・	-	F	表看	番号
1	2	2	0	3	}	3	⁷ 6	1 ⁸

第61表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

						(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区	4=	番	Д.	納税義務者	地 積	決定価格	課税標準額	筆 数
		<u>Б</u>	11	甾	7	(人)	(∓m²)	(千円)	(千円)	(筆)
宇	ŧ	本則による課税がなされたもの(負担水準1.0以上)	0	1	0	20, 696	3, 099	244, 905, 198	90, 515, 007	30, 297
-	-	引き下げ(負担水準0.7超)による課税がなされたもの	0	2	0	0	0	0	0	0
地	1	住宅用地以外の宅地において負担水準0.6以上0.7以下	0	3	0	1,722	1,037	110, 608, 918	68, 452, 311	3, 646
	_	上記以外で負担水準0.2未満を除いたもの		4		118, 744	19, 995	3, 233, 351, 206	1, 256, 864, 052	177, 173
計	L	負担水準0.2未満	0	5	0	0	0	0	0	0
ПП		計	0	<u> </u>	0	141, 162		⁷ 3, 588, 865, 322	[‡] 1, 415, 831, 370	211, 116
	宅	負担水準0.7超		7		0	0		0	0
	_	負担水準0.65以上0.7以下		8		557	174		8, 064, 144	921
	地	負担水準0.6以上0.65未満		9	-	1, 169	458	51, 006, 003	31, 221, 938	2, 127
		負担水準0.55以上0.6未満	_	0		1, 335	432	88, 904, 975	53, 342, 985	2, 181
	比	負担水準0.5以上0.55未満		1		80		, ,	5, 139, 261	138
	進	負担水準0.45以上0.5未満		2		3	1	137, 421	69, 892	3
		負担水準0.4以上0.45未満		3		6	4	362, 862	178, 850	11
マ	土	負担水準0.35以上0.4未満		4		0	0		0	0
	地	負担水準0.3以上0.35未満		5		1	0		11, 101	2
	20	負担水準0.25以上0.3未満		6		0	0	0	0	0
	$\overline{}$	負担水準0.2以上0.25未満		7		0			0	0
	/1001	負担水準0.15以上0.2未満		8		0		0	0	0
	但	負担水準0.1以上0.15未満		9		0	0		0	0
	人	負担水準0.05以上0.1未満 金切水準0.05ま港	_	0	-	0	· ·	· ·	0	0
	$\overline{}$	負担水準0.05未満	2	1	-	0	0	0	0	0
Ø.		計	2	<u> </u>	0	3, 151				5, 383
	宅	負担水準0.7超	_	3		0	0	ů	0	0
		負担水準0.65以上0.7以下		4		102	95	4, 078, 299	2, 757, 370	457
	地	負担水準0.6以上0.65未満		5		174	94	,,	6, 232, 306	413
	比	負担水準0.55以上0.6未満		6		180	298	42, 543, 784	25, 526, 270	977
	ᄮ	負担水準0.5以上0.55未満		7 8		33	116	, ,	14, 610, 961	499 168
	準	負担水準0.45以上0.5未満 負担水準0.4以上0.45未満		9		6 27		6, 709, 788	3, 435, 084 5, 349, 290	382
	,	負担水準0.35以上0.45末滴 負担水準0.35以上0.4未満		0	-	0	106	, ,	5, 349, 290	382
/.le	土	負担水準0.3以上0.35未満	_	1		0		0	0	0
他	地	負担水準0.25以上0.35未満		2		0	· ·	0	0	0
		負担水準0.2以上0.25未満		3		0	0	0	0	0
		負担水準0.15以上0.25米綱 負担水準0.15以上0.2未満		4		0		ů	0	0
	法	負担水準0.1以上0.15未満		5		0			0	0
	12	負担水準0.05以上0.1未満		6		0	0		0	0
	人	負担水準0.05未満	_	7		0	· ·	· ·	0	0
	\smile	京担水平0.00水闸 計	_	8		522	777	_	_	2, 896
		司	J	0	U	522	111	99, 001, 305	51, 911, 281	2, 890

地方公共団体コード	表番号
1 2 2 0 3	3 ⁷ 6 1 ⁸

第61表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

					(1)		(2)	(3)	(4)		(5)
	区	行	番 -	문	納税義務者		地 積	決定価格	課税標準額	筆	
		1		75	(人)		(千㎡)	(千円)	(千円)		(筆)
	負担水準1.0以上	3	9	0	12	24		39	54	69	80
	在相心地 0 05 12 1 0 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2					_					
宅、	負担水準0.95以上1.0未満 負担水準0.9以上0.95未満	_	0			+					
	負担水準0.85以上0.95未満		2			+					
	負担水準0.8以上0.85未満		3			+					
	負担水準0.75以上0.8未満		4			+					
	負担水準0.7以上0.75未満		5			+					
	負担水準0.65以上0.7未満		6			+					
	負担水準0.6以上0.65未満		7			+					
	負担水準0.55以上0.6未満		8			1					
	負担水準0.5以上0.55未満		9			1					
()	負担水準0. 45以上0. 5未満		0								
	負担水準0.4以上0.45未満		1								
	負担水準0.35以上0.4未満	5	2	0							
	負担水準0.3以上0.35未満	5	3	0							
	負担水準0.25以上0.3未満	5	4	0							
土	負担水準0.2以上0.25未満	5	5	0							
	負担水準0.15以上0.2未満		6								
	負担水準0.1以上0.15未満		7								
	負担水準0.05以上0.1未満		8								
	負担水準0.05未満	5	9	0							
	計	6	0	0	(0	0	(0		
	本則による課税がなされたもの(負担水準1.0以上)	6	1	0	20, 696	6	3, 099	244, 905, 198	90, 515, 007		30, 2
	引き下げ(負担水準0.7超)による課税がなされたもの	6	2	0	(0	0	(0		
合	住宅用地以外の宅地及び宅地比準土地において負担水準0.6以上	6	3	0	3, 724	4	1,858	187, 951, 238	116, 728, 069		7, 5
	上記以外で負担水準0.2未満を除いたもの		4		120, 415	5	21, 050	3, 417, 198, 704	1, 364, 527, 746		181,
計	負担水準0.2未満	6	5	0	(0	0	(0		
	計	6	6	0	144, 835	5 [*]	26, 007	3, 850, 055, 140	1, 571, 770, 822	P	219, 3

地方公共団体コード表番号						
1 2	2	0	3	3	⁷ 6	1 8

第61表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

 都道府県名
 千葉県

 市町村名
 市川市

						(1)	(2)	(3)	(4)	((5)
		区 分	行	番 -	ļī	納税義務者	地 積	決定価格	課税標準額	筆	数
		<u> </u>	11	笛	ク	(人)	(千m²)	(千円)	(千円)		(筆)
そ	宅	負担水準0.70	⁹ 6	7	0	12 6	1	³⁹ 37, 400	⁵⁴ 26, 176	69	80 6
	地	負担水準0.69以上0.70未満	6	8	0	110	29	1, 589, 820	1, 102, 200		167
\mathcal{O}	比	負担水準0.68以上0.69未満	6	9	0	79	22	1, 414, 924	968, 994		124
	3440	負担水準0.67以上0.68未満	7	0	0	180			2, 067, 441		269
他	华	負担水準0.66以上0.67未満		1		150		, ,	2, 760, 480		238
	土	負担水準0.65以上0.66未満		2		67			1, 138, 853		117
$\overline{}$	地	負担水準0.64以上0.65未満		3		129			2, 373, 222		214
<i>H</i>	20	負担水準0.63以上0.64未満		4		179		, ,	3, 498, 825		289
負	$\overline{}$	負担水準0.62以上0.63未満		5		159		/ /	4, 096, 448		268
4m	個	負担水準0.61以上0.62未満		6		210		, ,	4, 341, 186		343
担		負担水準0.60超0.61未満		7		0	V		0		0
水	人	負担水準0.60		8		591	213	28, 157, 128	16, 912, 257		1,013
八)	計	7	9	0	1, 860	632	63, 012, 685	39, 286, 082		3, 048
準	宇	負担水準0.70	8	0	0	2		1,101	1, 233		4
	_	負担水準0.69以上0.70未満		1		22			536, 934		76
0	地	負担水準0.68以上0.69未満	8	2	0	27		1, 206, 277	824, 602		72
	比	負担水準0.67以上0.68未満		3		22		,	313, 529		57
6	進	負担水準0.66以上0.67未満	_	4		19		/ /	949, 461		235
(<u>.</u>	負担水準0.65以上0.66未満		5		10		,	131, 611		13
)	土	負担水準0.64以上0.65未満		6		21		436, 245	282, 017		34 76 32
	地	負担水準0.63以上0.64未満		7		18		,	353, 841		76
0	$\overline{}$	負担水準0.62以上0.63未満		8		22		653, 607	407, 041		32
. 7	法	負担水準0.61以上0.62未満		9		24			1, 042, 892		60
· '	亿	負担水準0.60超0.61未満	_	0		0		·	0		0
\smile	人	負担水準0.60	9	1	0	89	53	6, 909, 470	4, 146, 515		211
)	計	9	2	0	276	189	14, 329, 635	8, 989, 676		870

第61表670行から第61表720行は第61表080行の、第61表730行から第61表780行は第61表090行の、第61表800行から第61表850行は第61表240行の、第61表860行から第61表910行は第61表250行の内数として記載すること(納税義務者数は一致しないことがある)。

地方公共団体コード						表番号		
1	2	2	0	3	3	⁷ 6	2	

第62表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

							(1)	((2)	(3)		(4)	(5)
		Ħ	/\	4-	νī. I	_	納税義務者	地	積	決定	西 格	課 税 標 準 額	筆 数
		区	分	17	番号	7	(人)		$(+m^2)$		(千円)	(千円)	(筆)
	宅 負	担水準0.59以上0.60未満		90	1	0	212	24	57	³⁹ 10, 73	34, 630	6, 440, 778	69 80 308
そ	負	担水準0.58以上0.59未満		0	2	0	362		110	21, 2	93, 125	12, 775, 875	563
		担水準0.57以上0.58未満		_	3		440		134		27, 520		678
の		担水準0.56以上0.57未満		0	4	0	305		94		77, 905	11, 866, 743	439
	負	担水準0.55以上0.56未満		0	5	0	133		37	8, 4	71, 795	5, 083, 067	193
/ula	進 負	担水準0.54以上0.55未満		0	6	0	36		10	3, 3	36, 720	1, 987, 129	62
他	負	担水準0.53以上0.54未満		0	7	0	19		4	1, 50	03, 739	878, 498	27
	土負	担水準0.52以上0.53未満		0	8	0	10		2	1, 0	02, 706	573, 047	10
$\overline{}$		担水準0.51以上0.52未満			9		18		13	2, 4	50, 911	1, 388, 021	36
		担水準0.50以上0.51未満			0		2		1	50	66, 581	312, 566	3
負		担水準0.49以上0.50未満		_ = =	1	-	2		0		25, 107	13, 658	2
只		担水準0.48以上0.49未満			2		0		0		0	0	0
		担水準0.47以上0.48未満		_	3		0		0		0	, ,	0
担		担水準0.46以上0.47未満			4		0		0		0	0	0
		担水準0.45超0.46未満			5		0		0		0	V	0
水	負	担水準0.45		1	6	0	1		1	1	12, 314	56, 234	1
///		ដាំច		1		0	1, 540		463	· ·	03, 053		2, 322
進		担水準0.59以上0.60未満		1	8		29		30		96, 786		73
'		担水準0.58以上0.59未満		1	9		44		98	,	30, 826		213
		担水準0.57以上0.58未満			0		74		40	,	93, 072		217
0	負	担水準0.56以上0.57未満		2			46		112		52, 565		408
		担水準0.55以上0.56未満			2		25		18	,	70, 535		66
4 5		担水準0.54以上0.55未満			3		7		28		19, 441	2, 507, 949	121
Э		担水準0.53以上0.54未満			4		5		22		02, 995		60
		担水準0.52以上0.53未満			5		6		22		15, 818		48
5	貝	担水準0.51以上0.52未満			6		18		41		06, 740		264
		担水準0.50以上0.51未満		_	7		2		3		45, 499		6
0		担水準0.49以上0.50未満			8		1		2		23, 126		8
0		担水準0.48以上0.49未満		_	9		1		16		05, 956		30
6		担水準0.47以上0.48未満		_	0		1		0		12, 902	6, 709	1
U	須	担水準0.46以上0.47未満			1		6		38	,	42,067	838, 844	89
	/	担水準0.45超0.46未満			2		0		0		0	V	0
	<u>負</u>	担水準0.45		3	3	0	3		12	3, 8	25, 737	1, 930, 102	40
		गौंप	-	3	4	0	268		482	74, 4	44, 065	43, 572, 315	1,644

第62表010行から第62表050行は第61表100行の、第62表060行から第62表100行は第61表110行の、第62表110行から第62表160行は第61表120行の、第62表180行から第62表220行は第61表260行の、第62表230行から第62表270行は第61表270行の、第62表280行から第62表330行は第61表280行の内数として記載すること(納税義務者数は一致しないことがある)。

地方	表番号		
¹ 1 2	2 0	3 3	⁷ 6 3

第63表 農地の負担調整に関する調 (法定免税点以上のもの)

都道府県名	千葉県
市町村名	市川市

区 こよる (価格の3分の2) 負担調整率1.025 負担調整率1.05 負担調整率1.075	負担水準0.95以上1.0未満 負担水準0.9以上0.95未満 負担水準0.85以上0.95未満 負担水準0.8以上0.85未満 負担水準0.75以上0.8未満 負担水準0.7以上0.75未満 負担水準0.65以上0.7未満	0 3		納税義務者 (人)	地 積 (千n		芒 価 格 (千円)	課税標準額 (千円) 54	筆 69	数 (筆)
こよる(価格の3分の2 負担調整率1.025 負担調整率1.05	課税がなされたもの 負担水準0.95以上1.0未満 負担水準0.9以上0.95未満 負担水準0.85以上0.95未満 負担水準0.8以上0.85未満 負担水準0.75以上0.8未満 負担水準0.75以上0.75未満 負担水準0.75以上0.75未満	90 2	1 0 2 0 3 0 4 0 5 0				(千円)		69	
負担調整率1.025 負担調整率1.05	負担水準0.95以上1.0未満 負担水準0.9以上0.95未満 負担水準0.85以上0.95未満 負担水準0.8以上0.85未満 負担水準0.75以上0.8未満 負担水準0.7以上0.75未満 負担水準0.65以上0.7未満		2 0 3 0 4 0 5 0	12	24	39		54	69	
負担調整率1.05	負担水準0.9以上0.95未満 負担水準0.85以上0.9未満 負担水準0.8以上0.85未満 負担水準0.75以上0.8未満 負担水準0.7以上0.75未満 負担水準0.65以上0.7未満	0 (3 0 4 0 5 0							
負担調整率1.05	負担水準0.9以上0.95未満 負担水準0.85以上0.9未満 負担水準0.8以上0.85未満 負担水準0.75以上0.8未満 負担水準0.7以上0.75未満 負担水準0.65以上0.7未満	0 (3 0 4 0 5 0							
	負担水準0.8以上0.85未満 負担水準0.75以上0.8未満 負担水準0.7以上0.75未満 負担水準0.65以上0.7未満	0 6	5 0			_				
	負担水準0.75以上0.8未満 負担水準0.7以上0.75未満 負担水準0.65以上0.7未満	0 0								
負担調整率1.075	負担水準0.7以上0.75未満 負担水準0.65以上0.7未満	0 7	6 0							
₹1.075	負担水準0.65以上0.7未満									
	2 11 11 2 - 11 11	Λ (7 0							
	At the Livide and Living and Living	0 0	8 0							
	負担水準0.6以上0.65未満	0 9	9 0							
	負担水準0.55以上0.6未満	1 (0 0							
	負担水準0.5以上0.55未満	1	1 0							
	負担水準0.45以上0.5未満		2 0							
		1 :	3 0							
自 由 調整 率 1 1 0										
₹15時至十1.10										
	負担水準0.05未満		-	uh.)-	è.		n	z	
	1	2 2	2 0	0	4	0	(0	a	
こよる課税がなされた										
自 由 調整率1.025	2 11 11 2 - 11 11									
(12 W) TE 11 000	2 10 10 1 2 1 11 11 11									
自担調整率1.05	2 10 10 1 2 1 11 11 11									
(7-1/1/11-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1	2 10 10 1 2 1 11 11 11									
自担調整率1.075										
(7-1/1/11-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1										
									ļ	
						_				
						_				
負担調整率1.10										
									-	
									-	
									-	
						0				
	担調整率1.025 担調整率1.05 担調整率1.075	負担水準0.3以上0.35未満 負担水準0.25以上0.3未満 負担水準0.15以上0.25未満 負担水準0.15以上0.15未満 負担水準0.05以上0.1末満 負担水準0.05以上0.1未満 負担水準0.05以上0.1未満 負担水準0.05未満 計 上調整率1.025 負担水準0.95以上1.0未満 負担水準0.9以上0.95未満 負担水準0.85以上0.95未満 負担水準0.85以上0.95未満 負担水準0.75以上0.8未満 負担水準0.75以上0.8未満 負担水準0.65以上0.75未満 負担水準0.65以上0.75未満 負担水準0.65以上0.75未満 負担水準0.65以上0.65未満 負担水準0.5以上0.65未満 負担水準0.5以上0.5未満 負担水準0.4以上0.5表満 負担水準0.4以上0.5表満 負担水準0.4以上0.5表満 負担水準0.4以上0.5表表満 負担水準0.4以上0.5表表満	担調整率1.10	担調整率1.10	担調整率1.10	担調整率1.10	担調整率1.10	担調整率1.10	担調整率1.10	担調整率1.10

地方公共団体コード						表番	子号
1	2	2	0	3	3	⁷ 6	3
_							_

第63表 農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都道府県名	千葉県
市町村名	市川市

						(1)	(2)	(3))	(4)		(5)
		区	分	行者	昏 号	納税義務者	地 積	決定	価 格	課税標準額	筆	数
			N	11 16	er 7	(人)	(千㎡)		(千円)	(千円)		(筆)
7	本則	による課税がなされた	もの	9 4	5 0	12 204	742	39	45, 641	⁵⁴ 45, 641	69	8
F		// Ln =m =h == 1 00 E	負担水準0.95以上1.0未満	4 (3 0							
		負担調整率1.025	負担水準0.9以上0.95未満	4 ′	7 0							
-	ŀ	4.4mmm 本1.0F	負担水準0.85以上0.9未満	4 8	3 0							
		負担調整率1.05	負担水準0.8以上0.85未満	4 9	9 0							
	Ī	負担調整率1.075	負担水準0.75以上0.8未満	5 (0							
		貝担調電竿1.073	負担水準0.7以上0.75未満	5	1 0							
	Ī		負担水準0.65以上0.7未満	5 2	2 0							
伇			負担水準0.6以上0.65未満		3 0							
	上		負担水準0.55以上0.6未満		1 0							
	記		負担水準0.5以上0.55未満		5 0							
	以		負担水準0.45以上0.5未満		3 0							
農	外		負担水準0.4以上0.45未満		7 0							
		負担調整率1.10	負担水準0.35以上0.4未満		3 0							
			負担水準0.3以上0.35未満		9 0							
			負担水準0.25以上0.3未満		0 0							
.			負担水準0.2以上0.25未満		1 0							
也			負担水準0.15以上0.2未満		2 0							
			負担水準0.1以上0.15未満 負担水準0.05以上0.1未満		3 0							
			負担水準0.05以上0.1米個		1 0 5 0							
F			計		3 0	204	742		45, 641	45, 641		8
	本則	による課税がなされた	***		7 0	204	742		45, 641	45, 641		8
F			負担水準0.95以上1.0未満	6 8	3 0	0	0		0	0		
		負担調整率1.025	負担水準0.9以上0.95未満		9 0	0	0		0	0		
	ŀ		負担水準0.85以上0.9未満	7 (_ :	0			0			
		負担調整率1.05	負担水準0.8以上0.85未満	7		0	0		0	-		
	ŀ		負担水準0.75以上0.8未満	7 2		0	0		0	0		
		負担調整率1.075	負担水準0.7以上0.75未満		3 0	0			0			
≙	-		負担水準0.65以上0.7未満		1 0	0			0			
1			負担水準0.6以上0.65未満		5 0	0			0			
			負担水準0.55以上0.6未満		6 0	0			0			
	上		負担水準0.5以上0.55未満			0			0	-		
	記以		負担水準0.5以上0.50未満 負担水準0.45以上0.5未満		7 0	0	0		0			
	外		2 11 11 1 2 1 1 1 1 1 1		3 0		0		0	-		
	71.		負担水準0.4以上0.45未満		0 (0	-			0		
		負担調整率1.10	負担水準0.35以上0.4未満		0 (0	0		0	0		
+			負担水準0.3以上0.35未満		1 0	0	-		0	-		
'			負担水準0.25以上0.3未満		2 0	0			0	-		
			負担水準0.2以上0.25未満		3 0	0	-		0	0		
			負担水準0.15以上0.2未満		1 0	0	-		0			
			負担水準0.1以上0.15未満	8 5	5 0	0	-		0	-		
			負担水準0.05以上0.1未満	8 (3 0	0	0		0	0		
			負担水準0.05未満	8 7	7 0	0	0		0	0		
			計	0 (3 0	204	n 742	ろ	45, 641	45, 641	を	

IV 償却資産に関する概要調書等報告書

令和7年度 償却資産に関する概要調書等報告書

都 i	道 府 県	名	千葉県
市	町 村	名	市川市

地方公共団体コード 11	2	2	0	3	3 ⁶
表番号・行番号	70	0	0	0	011
市町村判別 特定市コード 特定市		・・ の市	• • 町村	• 1	12/
団体区分コー	ド	13	/		2 ¹⁶

(注) 自動的に付与される。

地力	方公共	団体:	コー	ド	表番	译号
1	2 2	0	3	3	⁷ 6	98

第69表 納税義務者数に関する調

都道府県名	千葉県
市町村名	市川市

						(1)	(2)	(3)
個人・法人の別	区分	行	番	号	総	数 (イ) (人)	法定免税点未満のもの (ロ)(人)	法定免税点以上のもの (イ)-(ロ) (ハ)(人)
個	人	9	1	0	12	2, 195	991	38 1, 204
法	人	0	2	0		6, 825	3, 642	3, 183
合	計	0	3	0		9, 020	4, 633	4, 387

地	方公	共団	体コ	<u>— 1</u>	14	表都	番号
1	2	2	0	3	3	7	08

第70表 償却資産の価格等に関する調(市町村計)

								(1)				(2)					(3)					(4)	
	種	類		行	番	号	決	定	価	格	課	税	標	準	額	課税適用	標準でを受り	の特	標 例規 もの	準 定の (イ)	額 (イ)	の以外	内のもの	訳 (ロ)
										(千円)				((千円)				(千円)				(千円)
市町	構	築	物	9 0	1	0	12		76,	060, 591	25		75	5, 99′	7, 782	38			31	, 374	51		75,	966, 408
村長	機械	及び	装 置	0	2	0			82,	792, 177			80), 460	6, 188			:	1, 163	3, 339			79,	302, 849
が 価	船	7	舟白	0	3	0			,	221, 156				140	0, 031				81	, 124				58, 907
格等を	航	空	機	0	4	0				8, 139				8	8, 139					0				8, 139
決定	車両	及び追	重搬 具	0	5	0			1,	905, 089			-	1, 90	5, 089					0			1,	905, 089
した	工具,	器具及	び備品	0	6	0			54,	346, 859			54	4, 34	3, 202				1	, 875			54,	341, 327
もの	小		計 (ハ)	0	7	0			215,	334, 011			212	2, 860	0, 431				1, 277	7, 712			211,	582, 719
法十第九	総務大日 定し,	豆が価 配分し	各等を決 たもの	0	8	0			77,	784, 017			7	1, 499	9, 983									
三条	道府県外決定し,	田事が信配分し	価格等を したもの	0	9	0			8,	980, 716			(5, 50 ₄	4, 408									
百関八係	小		計 (二)	1	0	0			86,	764, 733			78	3, 004	4, 391									
法第74 県知事	は3条第1項 が価格等を	の規定に	こより道府 たもの(ホ)	1	1	0				0					0									
合計	(ハ) +	(=)	+ (ホ)	1	2	0			302,	098, 744			290), 864	4, 822									
同内	市町	村 分	の額	1	3	0							290), 864	4, 822									
上訳	道府	県 分	の額	1	4	0									0									

地	方公	共団	体:	コー	ド	表番	号
1	2	2	0	3	3	77	18

第71表 償却資産の価格等に関する調(個人分)

								(1)				(2)				(3					(4)	
	種	類		行	番	号	決	定	価	格(千円)	課	税	標	準	額 (千円)	課 課税標 適用を	税 準の 受け	特例えるもの	準 規定の の(イ) (千円	額 (イ)	の以外	内のもの	訳) (ロ) (千円)
市町	構	築	物	90	1	0	12		7,	341, 890	25				1, 890	38				51		7,	63 341, 890
村長	機械	及び	装 置	0	2	0			!	550, 330				55	0, 330					0		!	550, 330
が 価 格	船	J.	舟白	0	3	0				0					0					0			0
等を	航	空	機	0	4	0				0					0					0			0
決定	車両	及び遺	重搬 具	0	5	0				639					639					0			639
した	工具,	器具及	び備品	0	6	0			1,	097, 731				1, 09	7, 731					0		1,	097, 731
もの	小	\ F	計 (ハ)	0	7	0			8,	990, 590				8, 99	0, 590					0		8,	990, 590
法十 第九	定し,	配分し	各等を決 たもの	0	8	0				0					0								
三条百関	道府県第決定し、	知事が付配分	価格等を したもの	0	9	0				0					0								
八係	小	\ Ē	計 (二)	1	0	0				0					0								
法第74 県知事	3条第1項 が価格等を	の規定に と決定した	こより道府 たもの(ホ)	1	1	0				0					0								
合計	(ハ) +	(=)	+ (ホ)	1	2	0			8, 9	990, 590				8, 99	0, 590								
同内	市町	村 分	の額	1	3	0								8, 99	0, 590								
上訳	道府	県 分	の額	1	4	0									0								

地	方公	共団	体:	コー	ド	表番	子子
¹ 1	2	2	0	3	3	77	28

第72表 償却資産の価格等に関する調(法人分)

								(1)				(2)			(3)		((4)	
							決	定	価	格	課	税	標	準	額	課税標準の特例規定の 課税標準の特例規定の	額	の	内	訳
	種	類	Į	行	番	号		~_	іші		HAK	176	INIV			適用を受けるもの(イ)	(~1)	以外(のもの	
市	1			a		<u> </u>	12			(千円)	25				(千円)	(千円 38	51			(千円)
田丁	構	築	物	0	1	0	12		68,	718, 701	20		6	8, 65	5, 892	31, 37	1		68, 6	24, 518
村長	機械	及び	装 置	0	2	0			82,	241, 847			7	9, 91	5, 858	1, 163, 33)		78, 7	52, 519
が 価 格	船	7	舶	0	3	0			:	221, 156				14	0, 031	81, 12	1			58, 907
等を	航	空	機	0	4	0				8, 139					8, 139)			8, 139
決定	車両	及び道	重搬 具	0	5	0			1,	904, 450				1, 90	4, 450)		1, 9	04, 450
した	工具,	器具及	び備品	0	6	0			53,	249, 128			5	3, 24	5, 471	1,87	5		53, 2	43, 596
も の	小	, ;	計 (ハ)	0	7	0			206,	343, 421			20	3, 86	9, 841	1, 277, 71	2		202, 5	92, 129
法十 第九			格等を決 、たもの	0	8	0			77,	784, 017			7	1, 49	9, 983					
三条	道府県外決定し,	田事が1 配分	価格等を したもの	0	9	0			8,	980, 716				6, 50	4, 408					
百関 八係	小	, ;	計 (二)	1	0	0			86,	764, 733			7	8, 00	4, 391					
法第74 県知事	3条第1項 が価格等を	の規定に	こより道府 たもの(ホ)	1	1	0				0					0					
合計	(ハ) +	(=)	+ (ホ)	1	2	0			293,	108, 154			28	1, 87	4, 232					
同内	市町	村 分	の額	1	3	0							28	1, 87	4, 232					
上訳	道府	県 分	の額	1	4	0		_		<u> </u>					0					

地	地方な	公共区	体	コー	ド	表都	番号
1	2	2	0	3	3	7 7	3

第73表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(1) (法第349条の3、法第349条の3の4関係)

都道府県名	千葉県
市町村名	市川市

							(1)				(2)		(3)				(4)		
						決	定	価	格	課		標	準	(B)	課	税	標	準	額
		区 分	行	番	号					の	1.4	例		(C)	(A	()	X	(B)	_
	***	Charles III. Etc. II. S						(,	A) (千円	_	(B)		(C)					(C)	(千円)
	第 1 項	(新線構築物)	9	1	0	12			(25		1	.7	3	29				0
法			0	2	0				()		2		3					0
		(新線立体交差化施設)	0	3	0				()		1		6					0
第			0	4	0				()		1		3					0
	第 2 項	(ガス事業用資産)	0	5	0				95, 274			1		3					31, 758
三			0	6	0				18, 289)		2		3					12, 193
	第 3 項	(農業協同組合等共同利用機械)	0	7	0				()		1		2	ĺ				0
百	第 4 項	(外航船舶)	0	8	0				()		1		6					0
		(準外航船舶)	0	9	0				()		1		4					0
	第 5 項	(内航船舶)	1	0	0				162, 249)		1		2					81, 124
四	第 6 項	(離島航路事業用内航船舶 (349条の3⑤との連乗後))	1	1	0				()		1		6					0
十	第 7 項	(国際路線用航空機)	1	2	0				()		1		5					0
			1	3	0				()		1		10					0
九			1	4	0				()		2		15					0
	第 8 項	(離島路線用航空機)	1	5	0				()		1		3					0
条			1	6	0				()		2		3					0
		(小型離島航空機)	1	7	0				()		1		4					0
の	第 9 項	(日本放送協会)	1	8	0				()		1		2					0
\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	第 10 項	(日本原子力開発機構)	1	9	0				()		1		3					0
_			2	0	0				()		2		3					0
11	第 12 項	(新幹線に係る鉄軌道用資産)	2	1	0				()		1		6					0
			2	2	0				()		1		3		•			0

地	方公	:共団]体:	コー	F	表都	番号
1	2	2	0	3	3	7 7	3

第73表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(1) (法第349条の3、法第349条の3の4関係つづき)

都道府県名	千葉県
市町村名	市川市

				(1)	(2)	(3)	(4)
			7 E F	決 定 価 格	課税核		課税標準額
		区 分	行番号	(A) (千円		列 率 (C) (C)	(A) \times (B) (D) (千円)
	第 12 佰	①(青函・本四 鉄道施設)	9 1 1	(A) (F	25	27	29
	为 10 久	(1)(有图:本图 数追施政)	2 3 0		1	6	
法		②(青函・本四 新線構築物)	2 4 0) 1	18	0
			2 5 0) 1	9	0
第		③(青函・本四 新線立体交差化施設)	2 6 0) 1	36	0
舟			2 7 0) 1	18	0
		④(青函・本四 変・送電用資産)	2 8 0) 1	10	0
三	第 14 項	(河川事業鉄軌道用資産)	2 9 0) 2	3	0
			3 0 0		5	6	0
百			3 1 0) 1	6	0
			3 2 0) 1	3	0
	第 15 項	(宇宙航空研究開発機構)	3 3 0) 1	3	0
四			3 4 0		2	3	0
	第 16 項	(海洋研究開発機構)	3 5 0) 1	3	0
+			3 6 0		2	3	0
	第 17 項	(水資源機構)	3 7 0		0 1	2	0
r.	***	To we have a series	3 8 0		3	4	0
九		①(特定地方交通線)	3 9 0) 1	4	0
		②(新線構築物)	4 0 0) 1	12	0
条			4 1 0) 1	6	0
		③(新線立体交差化施設)	4 2 0) 1	24	0
			4 3 0		0 1	12	0
の		④(河川事業鉄軌道用資産)	4 4 0) 1	6	0
			4 5 0		5	24	0
三			4 6 0) 1	24	0
		(A) (本) (4 7 0) 1	12	0
		⑤(変・送電用資産)	4 8 0		3	20	0

地	方公共[団体コード	表番号
1	2 2	0 3 3	7 3

第73表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(1) (法第349条の3、法第349条の3の4関係つづき)

都道府県名	千葉県
市町村名	市川市

							1)			(2)		(3)				(4)		
	区 分	仁	亚	п	決	定	価	格	課の		標	準率	(B)	課(4)	税	標	準 (D)	額(D)
	区 分	11	番	万			(A)	(千円)	の	特 (B)	例	率 (C)		(A)		×	(C)	- (D) (千円)
	第 19 項 (新エネルギー・産業技術総合開発機構)	9	0	0	12				25		1 2	27	0	29			. ,	
N.L.		5	v	0				5, 284			1		3					1, 761
法	第 20 項 (科学技術振興機構)	5	1	0				0			1		2					0
第	第 22 項 (新関西国際空港㈱)	5	2	0				0			1		2					0
213	第 23 項 (信用協同組合等)	5	3	0				0			3		5					0
\equiv	第 24 項 (変・送電用資産(鉄道事業用))	5	4	0				0			3		5					0
	第 25 項 (中部国際空港㈱)	5	5	0				0			1		2					0
百	第 26 項 (外国貿易用コンテナー)	5	6	0				0			4		5					0
四	第 27 項 (家庭的保育事業) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5	7	0							1		3					
+	第 28 項 (居宅訪問型保育事業) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5	8	0							1		3					
九	第 29 項 (事業所内保育事業) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5	9	0							1		3					
	第 30 項 (認定生活困窮者就労訓練事業)	6	0	0				0			1		2					0
条	第 31 項 (国立研究開発法人日本医療研究開発機構)	6	1	0				0			1		3					0
		6	2	0				0			2		3					0
0)	(国立研究開発法人科学技術振興機構からの譲渡)	6	3	0				0			1		2					0
_	第 32 項 (量子科学技術研究開発機構)	6	4	0				0			1		3					0
\equiv	Maria Con (MCT) that	6		0				0			2		3					0
	第 33 項 (世界遺産)	6		0				0			1		3					0
法第3	49条の3の4 (被災代替償却資産)	6	7	0				0			1		2					0
	合 計	6	8	0				281, 096			-		_			出土工		26, 836

※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公	:共団体:	コード	表番号
1 2	2 0	3 3	7 8 7 4

第74表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(2) (法第349条の3、法第349条の3の4関係)

都道府県名	千葉県
市町村名	市川市

					(1				(2)		(3)			(4)		
				決	定	価	格	課		票 準		課	税	標	準	額
	区 分	行番	号						特(列率	(C)	(A)	X	(B)	
						(<i>P</i>	(千円)		(B)		(C)				(C)	(千円)
	旧 第1項 (送電用資産・電気事業用)	0 1	0	12			0	25		27		29				
							0				J					- 0
法	(da et es	0 2					0		2		3					0
	(変電所・電気事業用)	0 3	0				0)	3	3	5					0
		0 4	0				0		3	3	4					0
第	旧第2項(ガス事業用資産)	0 5	0				0		2		3					0
		0 6	0				0		5		6					0
_	旧第13項(立体交差化施設)	0 7	0						-		-					
Ξ	旧第18項(熱供給事業用資産)	0 8	0				0		1		3					0
		0 9	0				0		2		3					0
百	旧第19項(地下道又は跨線道路橋)	1 0	0				0		1		2					0
П	旧第21項(車庫構築物・立体交差化施設)	1 1	0				0		1		3					0
	旧第27項(生物系特定産業技術研究推進機構)	1 2	0				0		1		6					0
四		1 3	0				0		1		3					0
	旧第24項(特定鉄道路線構築物)	1 4	0				0)	1		2					0
١, ١	旧第25項(日本電気計器検定所)	1 5	0				0		1		2					0
十		1 6	0				0		1		3					0
		1 7	0				0		1		6					0
九	旧第26項(日本消防検定協会)	1 8	0				0		1		2					0
		1 9	0				0)	1		3					0
		2 0	0				0)	1		6					0
条	旧第27項(小型船舶検査機構)	2 1	0				0)	1		2					0
		2 2	0				0)	1		3					0
の		2 3	0				0)	1		6					0
0)	旧第28項(軽自動車検査協会)	2 4	0				0		1		2					0
		2 5	0				0		1		3					0
三		2 6	0				0		1		6					0
	旧第31項(社会保険診療報酬支払基金)	2 7	0				0		1		3					0
		2 8	0				0		1		6					0

地方公	表番号				
1 2	2 0	3	3	7 7	4

第74表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(2) (法第349条の3、法第349条の3の4関係つづき)

都道府県名	千葉県
市町村名	市川市

			(1)	(2) (3)	(4)
	ы. Л	決	定 価 格	課税標準 (B の特例率 (C	
	区 分	行番号	(A) (T III)		
			(A) (千円)		(C) (千円)
法	旧 第 32 項 (高圧ガス保安協会)	$\begin{bmatrix} 9 \\ 2 \end{bmatrix} = \begin{bmatrix} 9 \\ 0 \end{bmatrix} = \begin{bmatrix} 12 \\ \end{bmatrix}$	0	25 27	2 29 0
第一		3 0 0	0	1	3 0
二		3 1 0	0	1	6 0
百四	旧第32項(自動車安全運転センター)	3 2 0	0	1	3 0
四		3 3 0	0	1	6 0
+	旧 第 33 項 (郵便貯金・簡易生命保険管理機構)	3 4 0	0	1	2 0
九	旧 第 34 項 (有線放送電話業務用資産)	3 5 0	0	2	3
条		3 6 0	0	1	2 0
の		3 7 0	0	1	6 0
三	合 計	3 8 0	0	-	- 0

地	方公	共区]体:	-	F	表都	番号
1	2	2	0	3	3	7	8 5

第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(3) (法附則第15条関係)

				(1)		(2)	(3)		(4)
	区分	行番号	決	定 価	格	の特	標 準 (B) 例 率 (C)	課 税 (A)	標 準 額 × <u>(B)</u> (D)
	□ 1 項 (△中放)	a : :	12		(A) (千円)	(B)	(C)	29	(C) (千円)
	第 1 項 (倉庫等)	0 1 0	12		0	20		2	C
法		0 2 0			0		3	1	C
124	第 2 項 (公共の危害防止施設等)	0 3 0			71, 283		1	2	35, 641
		0 4 0			0		2 ;	3	C
附		0 5 0			177, 507		1 ;	3	59, 169
		0 6 0			0		3	1	C
		0 7 0			208, 116		1	6	34, 686
則	1号(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	0 8 0			161, 063		1	2	73, 948
	5号(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	0 9 0					4	5	
***	旧2号(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	1 0 0					1 2	2	
第	フッ素系溶剤(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	1 1 0					1 2	2	
	第 3 項 (国内路線用航空機)	1 2 0			0		2	5	0
+		1 3 0			0		1	1	0
'		1 4 0			0		3	3	C
		1 5 0			0		2 :	3	0
五.	第 4 項 (沖縄電力㈱)	1 6 0			0		2	3	0
	第 5 項 (大規模地震防災応急対策用資産)	1 7 0			0		2	3	0
	第 6 項 (日本貨物鉄道㈱の新造車両)	1 8 0			0		2	3	0
条	第 7 項 (低公害車燃料等供給施設)	1 9 0			0		1 :	2	0
		2 0 0			0		3	1	0
		2 1 0			0		5 (3	0

※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地	方グ	、共区	団体:	1 —	ド	表看	香号
1	2	2	0	3	3	7	8 5
_							一

第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(3) (法附則第15条関係つづき)

											(1)			(2)		(3)			(4)		
					区分	行	番	号		決	定	価(4)	格 (千円	課の	税 特 (B)	標例	準 率 (C	(C)	課 (. 税 (A)	標 ×	進 (B) (C)	
		第	8	項	(国際船舶)	9	2	0	12			A)		25	(D)	1	.7	18	29			(0)	(113)
					(うち特定船舶適用分)	2	3	0					()		1		36					0
法		第	9	項	①(特定鉄道事業譲受資産)	2	4	0					()		1		2					0
					②(新線構築物)		5	<u>. </u>)		1		6					0
					@(+k+*/1.46=n)	_	6	•	-)		1		3					
附					③(立体交差化施設)		7 8	: -	-)		1		12					
					④(河川事業鉄軌道用資産)		9	:)		1		3					
					(1) (1) 中未跃轨 但用 頁座/	_	0)		5		12					
則							1	-)		1		12					
							2	<u>: </u>)		1		6					
					⑤(変・送電用資産)	3	3	0					-)		3		10					- 0
第	r	第	10	項	(鉄道車両安全向上設備)	3	4	0					()		1		3					0
		第	11	項	(低床車両)	3	5	0					()		1		3					C
	Г	第	12	項	(新造改良車両(鉄道事業))	3	6	0					()		2		3					C
+						3	7	0					()		3		5					0
	L					_	8	-					()		3		4					0
	_				(PFI公共施設)	3	9	0					()		1		2					0
五.		第	14	項	(都市再生緊急整備地域) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用 分)	4	0	0								-		-					
/X					(特定都市再生緊急整備地域) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用 分)	4	1	0								-		-					
条		第	15	項	(都市鉄道施設)	4	2	0					()		2		3					C
	Г	第	16	項	(外貿埠頭公社の民営化に係る承継特例)	4	3	0)		1		2					0
						4	4	0)		3		5					0

※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「一」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公	:共団(体コー	ĸ	表番	子号
1 2	2	0 3	3	7 7	8 5

第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(3) (法附則第15条関係つづき)

									(1)			((2)		(3)			(4)		
			4-	T7.			決	定	価	,	格	課	税机		- ' '	課	税	標	準	額
		区 分	17	番	方					(A)	(千円)	<i>の</i>	特 (B)	河率	(C)	۱ '	A)	×	(E)	_
	第 17 項	(鉄道事業再構築事業)	9			12				(11)	(114)	25	D)	27	(0)	29			(0)	(113)
-	## 10 TF	/ × / 1 lab dol 25d NE 311 /H+ \		5							0		1		4	!				0
	第 18 頃	(バイオ燃料製造設備)	-	6							0		1		:					
				7 8	_						0		3		-	1				
法	第 20 項	(国際戦略港湾等の荷さばき施設等)			0						0		1)				
	77 20 -X	(国外技術ではずり)同じはで地域で	-	0							0		2			3				
	第 21 項	(津波対策に資する港湾施設等) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例) 適用分)	5	1	0								-		-	-				
附	第 23 項	(津波避難施設等) (指定避難施設(わがまち特例)適用分)	5	2	0								-		-					
		(津波避難施設等) (協定避難施設(わがまち特例)適用分)		3									-		-	-				
L	第 24 項	(移動等円滑化のための設備)	5	4	0						0		2		;	3				0
則		(太陽光1,000kw未満) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用 分)	5	5	0								2		;	3				
		(太陽光1,000kw以上) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用 分)	5	6	0								3		4	ŀ				
		(風力20kw未満) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用 分)	5	7	0								-		-					
第		(風力20kw以上) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用 分)	5	8	0								-		-	-				
		(水力5,000kw未満) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用 分)	5	9	0								-		-	-				
+	第 25 項	(水力5,000kw以上) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用 分)	6	0	0								-		-	-				
		(地熱1,000kw未満) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用 分)	6	1	0								-		-	-				
		(地熱1,000kw以上) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用 分)	6	2	0								_		-	-				
五		(バイオマス10,000kw未満) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用 分)	6	3	0								-		-	-				
		(バイオマス10,000kw以上20,000kw未満) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用 分)	6	4	0								-		-	-				
条		(第2号に規定する一定のバイオマス) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用 分)	6	5	0								_		-	-				
	第 26 項	(鉄道耐震補強設備)	6	6	0						0		2		;	3				C
	第 27 項	(特定貨物取扱埠頭の港湾施設)	6	7	0						0		2		;	3				0
	第 28 項	(浸水防止用設備) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	6	8	0								2		;	3				

※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「一」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地力	5公	共団	体:	-	K	表番	肾 号
1	2	2	0	3	3	7 7	8 5

第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(3) (法附則第15条関係つづき)

								(1)		(2)		(3)			(4)	1	
							決	定	一格	課税	標	_	(B)		锐 標	,	額
		区	分	行	番	号				の特	例		(C)	(A)	×	(B)	
	第 29 項	(協定特定港	:\m' +tr =\n'\	q	=	=	12		(A) (千円	(B)	4	(C)		29		(C)	(千円)
	第 29 項	((号)他议)	6	9	0			(1	_,	2				(
				7	0	0			(5		6				(
				7	1	0			(2		3	1			(
法	第 30 項	(無電柱化)		7	2	0			(1		2				(
				7	3	0			(3		4				(
	第 33 項	(地域福利増	進事業)	7	4	0			(2		3				(
				7	5	0			()	3		4				(
附	第 34 項	(農業協同組	合等共同利用機械)		6				()	1		2				(
1913		(認定就農者	•)	7	7	0			()	2		3				(
		(滞在快適性	等向上施設)			1					T						
			地方税制特例措置(わがまち特例)	7	8	0					-		_				
		適用分) (ローカル 5	G)	7	9	0			(1	1		9				(
貝川		(シェアサイ			0	:			(2		4				-
	分 37 包	(アエノリイ		0	U	U				'	3		4				(
	第 40 項	(地域決定型	地方税制特例措置(わがまち特例)	8	1	0					-		_				
	第 42 項	適用分)	ユートラルポート)	0	2	Λ			(2		3				-
第	第 42 項	(カーホンー			-	-			(1	2		э				(
		R5. 4. 1~R7.		8	3	0			1, 778, 622		1		2				889, 311
		Г8	330行」のうち、R5.4.1~R6.1.1取	0	4	0			707 409		1		2				000 701
			得	δ	4	U			727, 463		1		2				363, 731
		Г8	330行」のうち、R6.1.2~R7.1.1取	8	5	0			1,051,159		1		2				525, 580
+		/45 L \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	得						-,,								,
		(寅上げ日R R5.4.1~R7.	票設定事業者) 3 31取得	8	6	0			166, 114		1		3				55, 371
	第43項		360行」のうち、R5.4.1~R6.1.1取		7	<u> </u>											
			得	8	7	0			37, 846		1		3				12, 615
五.		Г8	860行」のうち、R6.1.2~R7.1.1取	Q	8	٥			128, 268	,	1		3				42, 756
			得	O	0	Ü			120, 200	<u>'</u>	1		3				42, 100
		(賃上げ目札 R7.4.1~R9.	票設定事業者)	8	9	0					1		2				
			3.31取侍 票設定事業者)														
条		(貝上)) 日で R7.4.1~R9.		9	0	0					1		4				
//	第 44 項 (道路運送高度化事業)					0			(1		3				(
	第 45 項	(鉄道豪雨) (JR本州:			2						3		4				
			3						2		3						
		9	4	0			2, 562, 705		-		-			1,	148, 126		

※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「一」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方	公共団体コード	表番号
1 2	2 0 3 3	7 6

第76表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(4) (法附則第15条関係)

								(1)					(2)			(3)				(4)			
			_	_		決	定		価	格	}		税			(B)	_	課	税		準		額
	区 分	行	番	号					(Λ)	(千円)		特 (B)	例	率	(C)	-	(A)	×		(B)	(D) (千円)
	旧第1項(倉庫等)	9		1	12				(2	A)	(117)	25	(D)		27	(C)	2	9				(0)	(117)
	N = N N N N N	0	1	0							0			2			3						0
		0	2	0							0			3			5						0
法	旧第3項(公害防止設備)	0	3	0							0			1			3						0
14		0	4	0							0			2			3						0
		0	5	0							0			3			4						0
		0	6	0							0			1			2						0
附	旧第5項(公共危害防止構築物)	0	7	0							0			3			5						0
1.11		0	8	0							0			1			2						0
		0	9	0							0			1			3						0
	旧第6項(公害防止優良更新施設)	1	0	0							0			1			2						0
則		1	1	0							0			2			3						0
,	旧第7項(産業廃棄物焼却施設等)	1	2	0							0			2			3						0
		1	3	0							0			5			6						0
	旧第7項(日本貨物鉄道㈱の新造車両)	1	4	0							0			3			5						0
第	旧第8項(雨水貯留浸透施設)	1		0							0			2			3						0
		1	6	0							0			1			2						0
	(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	1	7	0										-			_						
	旧第14項(旧国際電信電話㈱)	1		0							0			3			5						0
+		1	9	0							0			1			2						0
	旧第14項(新造車両(流通業務))	2	0	0							0			2			3						0
		2	1	0							0			3			5						0
	旧 第 15 項 (地方卸売市場)	2		0	_						0			4			5						0
五.		2		0							0			3			4						0
	旧第17項①(立体交差化施設)	2	4	-							0			1			6						0
	②(旧交納付金法附則第19項)	2	_	0										-			-						
	③(旧交納付金法附則第20項)		6	-										-			-						
条	旧 第 19 項(指定法人等の大規模外貿埠頭)	2		0	_						0			1			2						0
	旧 第 20 項(水力発電施設の魚道)	2		0							0			2			3						0
	旧第20項(スーパー中枢港湾)	2	9	0							0			1			2						0
	旧第21項(国立大学校舎)	3	0	0							0			1			2			-			0

[※]地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「一」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地力	7公共団	体コー	K"	表番	号
1 1	2 2	0 3	3	7	6

第76表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(4) (法附則第15条関係つづき)

都	道	府	県	名	千葉県
市	町	ŧ	寸	名	市川市

				(1)		(2)	(3)	(4)	
	区 分	行番号	決	定	価 格 (A) (千円	課税標 の特例 (B)	準 (B) 率 (C)	課 税 標 (A) ×	準 額 (B) (D) (C) (千円)
法	旧 第 29 項(旧交納付金法附則第17項)	3 1 0	12			25	27 –	29	
附	旧 第 32 項 (特定事業所内保育施設) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	3 2 0			8, 250	1	3		2, 750
則	旧 第 33 項 (帰還環境整備推進法人)	3 3 0			() 1	3		0
第	旧第36項(公共荷さばき施設)	3 4 0			(1	2		0
777	旧第36項(対象特定電気通信設備)	3 5 0			(3	4		0
+	旧第37項(一般廃棄物処理施設)	3 6 0			() 1	2		0
五.		3 7 0			() 1	4		0
条	旧第37項(立地誘導促進施設)	3 8 0			(2	3		0
未	合 計	3 9 0			8, 250) –	_		2, 750

[※]地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「一」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地	方公	·共団	体二	ı —	ド	表番	寄号
1	2	2	0	3	3	7 7	7

第77表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(5) (法附則第15条の2,法附則第15条の3,旧法附則第16条の2,法附則第16条の3)

									1)			(2)		(3	3)			(4)		
							決	定	価	格	課	税	標	準	(B)	課	税	標	準	額
			区 分	行	番	号					σ	特	例	率	(C)	(A)	×	(B)	(D)
									(A) (千日])	(B)		(C	<u>()</u>				(C)	(千円)
	第	1 項	①(旧交納付金法附則第17項・立体交差化施設)	9	1	0	12				0 25		1	27	3	29				0
法			①(JR北海道・四国に係る特例)	0	2	0					0		1		2					0
		J	②(新線構築物)	0	3	0					0		1		6					0
		R		0	4	0					0		1		3					0
附		北 海	③(新線立体交差化施設)	0	5	0					0		1		12					0
		道		0	6	0					0		1		6					0
則	第	•	④(新幹線鉄軌道用資産)	0	7	0					0		1		12					0
X1	N	四 国		0	8	0					0		1		6					0
		に	⑤(青函・本四 鉄道施設)	0	9	0					0		1		12					0
第		係る	⑥(青函・本四 新線構築物)	1	0	0					0		1		36					0
		特		1	1	0					0		1		18					0
١,		例	⑦(青函・本四 新線立体交差化)	1	2	0					0		1		72					0
+	_	<u>ک</u>		1	3	0					0		1		36					0
	_	法 第	⑧(青函・本四 変・送電用資産)	1	4	0					0		1		20					0
五.		三	⑨(河川事業等に係る鉄軌道用資産)	1	5	0					0		1		3					0
		百		1	6	0					0		5		12					0
		四 十		1	7	0					0		1		12					0
条		九		1	8	0					0		1		6					0
	75	条	⑩(車庫構築物・立体交差化施設)	1	9	0					0		1		6					0
の	項	の =	⑪(変・送電用資産)	2	0	0					0		3		10					0
		三 各	⑫(新造改良車両(鉄道事業))	2		0					0		1		3					0
		項		2	2						0		3		10					0
=		との	⑬(鉄道耐震補強設備)	2	3	0					0		1		3					0
			⑭(鉄道豪雨対策)	2	4	0							3		8					
		連 乗	⑤(鉄道豪雨対策(JR本州3社)	2	5	0							1		3					

地	方グ	〉共団	体=	ı —	ド	表都	番号
1	2	2	0	3	3	7 7	8 7

第77表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(5) (法附則第15条の2, 法附則第15条の3, 旧法附則第16条の2, 法附則第16条の3つづ き)

都道府県名 千葉県 市町村名 市川市

							(1)		((2)		(3))			(4)		
X	分	行	番	号	決	定	価	格(八)(乙四)	課の	税 特	標例	準率	(C)	課 (.	税 A)	標 ×	準 (B)	額 - (D)
法)(旅客会社等に係る承継特例)	9	6	0	12			(A) (千円) 0	25	В)	3	(C)	5	29			(C)	(千円)
則)(旧交納付金法附則第17項・立体交差化施 な)	2	7	0							-		-					
条 レスリ)(JR北海道・四国に係る特例)	2	8	0				0			3		10					0
の)(JR北海道・四国に係る特例・旧交納付 法附則第17項・立体交差化施設)	2	9	0							-		-					
法附則第16条の2	第11項(令和2年7月豪雨 被災代替償 却資産)	3	0	0							1		2					
法附則第16条の2	旧第11項(平成28年熊本地震 被災代替 償却資産)	3	1	0				0			1		2					0
法附則第16条の2	旧第11項(阪神・淡路大震災・立体交差 化施設)	3	2	0				0			1		3					0
法附則第16条の3	旧第11項(平成30年7月豪雨 被災代替 償却資産)	3		0				0			1		2					0
合	計	3	4	0				0			-		-					0

地	方グ	〉共 区	団体	コー	ド	表都	番号
1	2	2	0	3	3	7 7	8

第78表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(6) (法附則第56条,法附則第56条の2等)

都道府	牙 県 名	千葉県	
市町	村 名	市川市	

								(1)			(2)			(3)				(4)		
	区	分	行	番	号		決	定	価	格 (A) (千円	課 の		標例	準率	(C) (B)		課 ×	税 (B) (C)	標	準 (D)	額 (千円)
法	附 則 第 56 条	第12項(東日本大震災)	9	1	0	12				(22)	25 0	(2)	1	27	2	29		(0)			0
		第15項(東日本大震災・居住困難区域)	0	2	0						0		1		2						0
法附	旧 第 3 項	(被災代替鉄道施設等)	0	3	0						0		2		3						0
則	旧 第 4 項	①(被災特定地方交通線)	0	4	0						0		1		4						0
第五		②(新線構築物)	0	5	0						0		1		6						0
十六		③(新線立体交差化施設)	0	6	0						0		1		12						0
条の		④(河川事業鉄軌道用資産)	0	7	0						0		5		24						0
=			0	8	0						0		1		12						0
法	3年地方税法等改正 附則第13条第1項 日法附則第64条)	(新型コロナ先端設備等) R3.4.1~R5.3.31取得分	0	9	0					899, 24	1		0		0						0
	合	計	1	0	0					899, 24	1		-		-						0

※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公	地方公共団体コード									
1 2	2 0 3 3	7 8 9								

第79表 償却資産の段階別納税義務者数に関する調(市町村計)

	1	(1)	(2)
区 分	行番号	納税義務者数(人)	課税標準額(千円)
150 万 円 未 満 の も の	0 1 0	4, 633	33 1, 987, 996
150 万以上 160 万円未満のもの	0 2 0	99	5 147, 088
160 万以上 170 万円未満のもの	0 3 0	9	150, 406
170 万以上 180 万円未満のもの	0 4 0	12 88	33 153, 848
180 万以上190 万円未満のもの	0 5 0	7.	137, 172
190 万以上 200 万円未満のもの	0 6 0		7 130, 369
200 万以上 250 万円未満のもの	0 7 0	39	7 906, 768
250 万以上300万円未満のもの	0 8 0	24'	7 692, 856
300 万以上1,000 万円未満のもの	0 9 0	1, 72'	7 9, 570, 853
1,000 万以上2,000 万円未満のもの	1 0 0	65:	33 9, 362, 848
2,000 万以上3,000 万円未満のもの	⁹ 1 1 0		5, 487, 132
3,000 万以上1億円未満のもの	1 2 0	438	33 23, 064, 088
1 億 円 以 上 の も の	1 3 0	28	5 241, 061, 394
計	⁹ 1 4 0	9, 020) 21 33 292, 852, 818
計 法第 389 大臣配分分	⁹ 1 5 0	31:	5 21 33 71, 599, 733
の条関係知事配分分	9 1 6 0	12	6, 504, 408
訳 法 第 743 条 関 係	9 1 7 0	12) 21 33 0

地方	地方公共団体コード									
1 2	2	0 3	3	⁷ 8	08					

第80表 償却資産の段階別納税義務者数に関する調(個人分)

				((1)			(2)		
区 分	行	番	号	納税義務者	者数(人)	課税	標準	額 (千	円)
150 万 円 未 満 の も の	9	1	0	12	991	21				515, 735
150 万以上 160 万円未満のもの	9	2	0	12	32	21				49, 536
160 万以上 170 万円未満のもの	9	3	0	12	29	21				48, 105
170 万以上 180 万円未満のもの	9	4	0	12	25	21				43, 685
180 万以上190 万円未満のもの	9	5	0	12	22	21				40, 846
190 万以上200万円未満のもの	9	6	0	12	23	21				44, 680
200 万以上 250 万円未満のもの	9	7	0	12	129	21				296, 439
250 万以上300万円未満のもの	9	8	0	12	86	21				241, 716
300 万以上1,000 万円未満のもの	9	9	0	12	611	21				3, 286, 895
1,000 万以上2,000 万円未満のもの	9	0	0	12	167	21				2, 372, 426
2,000 万以上3,000 万円未満のもの	9	1	0	12	45	21				1, 086, 277
3,000 万以上1億円未満のもの	9	2	0	12	34	21				1, 374, 945
1 億 円 以 上 の も の	1	3	0	12	1	21				105, 040
# <u></u>	9	4	0	12	2, 195	21				9, 506, 325
計 法第 389 大臣配分分	9	5	0	12	1	21				136
の 条関係 知事配分分	9 1	6	0	12	0	21	_	_		33 ()
訳 法 第 743 条 関 係	9 1	7	0	12	0	21				33

地フ	方公共	団体に	1 —	ド	表番	号
1	2 2	0	3	3	⁷ 8	18

第81表 償却資産の段階別納税義務者数に関する調(法人分)

							(1)								(2)				
区 分	行	番	号	納	税。	衰 務	者 数	Έ ((人)		課	税	標	準	額	(千	円)
150 万 円 未 満 の も の	9 0	1	0	12					3, 6	642	21							1,	472, 261
150 万以上 160 万円未満のもの	9 ()	2	0	12						63	21								97, 552
160 万以上 170 万円未満のもの	9 ()	3	0	12						62	21								102, 301
170 万以上 180 万円未満のもの	9 0	4	0	12						63	21								33 110, 163
180 万以上190 万円未満のもの	9 0	5	0	12						52	21								96, 326
190 万以上 200 万円未満のもの	9	6	0	12						44	21								85, 689
200 万以上 250 万円未満のもの	9	7	0	12					2	268	21								610, 329
250 万以上300万円未満のもの	9 0	8	0	12					1	.61	21								451, 140
300 万以上1,000 万円未満のもの	9	9	0	12					1, 1	16	21							6,	283, 958
1,000 万以上2,000 万円未満のもの	9	0	0	12					4	186	21							6,	990, 422
2,000 万以上3,000 万円未満のもの	9 1	1	0	12					1	.80	21							4,	400, 855
3,000 万以上1億円未満のもの	9	2	0	12					4	104	21							21,	689, 143
1 億 円 以 上 の も の	9	3	0	12					2	284	21							240,	956, 354
計	9 1	4	0	12					6, 8	325	21							283,	346, 493
計 法第 389 大臣配分分	9 1	5	0	12					3	314	21							71,	599, 597
の 条 関 係 知 事配 分分	9 1	6	0	12						1	21							6,	504, 408
訳 法第 743 条 関 係	9 1	7	0	12						0	21								33

V市町村交付金に関する概要調書等報告書

令和7年度 市町村交付金の交付金額等に関する調報告書

都道府県名	千葉県	
市町村名	市川市	

地方公共団体コード	¹ 1	2	2		3	3 ⁶
表番号・行番	号	70	0	0	0	011
市町村判別コード特特	定市	j· 以外	. の市	町村	· 1	12/
団体区分コ	_	k	13			2 ¹⁶

(注) 自動的に付与される。

抴	方グ	〉共 🖯]体:	コー	F	表都	番号
1	2	2	0	3	3	⁷ 8	98

令和7年度 市町村交付金の交付金額等に関する調

都道府県名	千葉県
市町村名	市川市

		——				(1)	((2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)		(8)				
						,	. 4	国	r 16	1	·	資		産					
			,_	行番号		É	<u>計 情</u> 土	長 伍	f 格 <u>格</u> 地	(通知 家	価 格)						
	区	分	行			行 番 号				1E		<u> </u>	屋	償却資産	行番号	価格計(D)			
												件 数	数	量 (m²)	価格(A) (千円)	件数	数 量 (m²)	価格(B) (千円)	価格(C) (千円)
貸	法第4条第1項の	1/6の適用があるもの	9	1	0	152	18	34, 355	3, 021, 428	40	46	1 56	66 75	0 1 1	3, 021, 428				
付	特例の適用があるも の	1/3の適用があるもの	0	2	0	47		4,850	377, 732					0 2 1	377, 732				
資	8 0)	2/5の適用があるもの	0	3	0					3	1, 19	0 131, 771		0 3 1	131, 771				
	上 記 以	外のもの	0	4	0	7		6, 560	230, 644				16, 373	0 4 1	247, 017				
産		計	0	5	0	206		45, 765	3, 629, 804	3	1, 19	0 131, 771	16, 373	0 5 1	3, 777, 948				
空す	法第4条第1項の	1/6の適用があるもの	0	6	0									0 6 1	0				
港る		1/3の適用があるもの	0	7	0									0 7 1	0				
の固	€ Ø	2/5の適用があるもの	0	8	0									0 8 1	0				
用定に資	上記以外のもの	1/2の適用があるもの	0	9	0									0 9 1	0				
供産		<u></u> 計	1	0	0	0		0	0	0		0 0	0	1 0 1	0				
国	有 林 野	に係る土地	1	1	0									1 1 1	0				
発は供	発電所の用に供	地方公営企業に係るもの	1	2	0									1 2 1					
所電る・施田	オる田史恣辞	特定多目的ダム法の規定の適用を受ける 多目的 ダムに係るもの	1	3	0									1 3 1	0				
変設の電所用の変数の	変電所又は送電旅	施設の用に供する固定資産	1	4	0									1 4 1	0				
ガ用員又に産		計	1	5	0	0		0	0	0		0	0	1 5 1	0				
水に	地にダム以外の	のものの用に供する土地	1	6	0									1 6 1					
道供	方係 公る ダムの用	1/2の適用があるもの	1	7	0									1 7 1					
地施す	宮	3/4の適用があるもの	1	8	0									1 8 1					
ろ	置定資産	特例率の適用がないもの	1	9	0									1 9 1					
設固	特定多目的ダム	1/2の適用があるもの	2	0	0									2 0 1	0				
等定	法の規定の適用 を受ける多目的	3/4の適用があるもの	2	1	0			_						2 1 1	0				
の資	ダムに係るもの	特例率の適用がないもの	2	2	0									2 2 1	0				
用産		計	2	3	0	0		0	0	0		0 0	0	2 3 1	0				
石 油	備蓄施設の用	に供する固定資産	2	4	0									2 4 1	0				
	合	計	2	5	0	206		45, 765	3, 629, 804	3	1, 19	0 131, 771	16, 373	2 5 1	3, 777, 948				

抴	方公	共団]体:	コー	K	表都	子
1	2	2	0	3	3	⁷ 8	9

令和7年度 市町村交付金の交付金額等に関する調(つづき)

都道府県名	千葉県
市町村名	市川市

		——				(9)	(1	0)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)		(16)
						ļ.,	. 4.1	公	- 44		<u>有</u>	資		産	
	□	/\	<i>i</i> —	TZ.			<u></u> 生	長 佃	f <u>格</u> 地	(<u>通</u> 知 家	価 格 屋) I		
	区	分	1丁	番	万						1		償却資産	行番号	価格計(D)
						件 数	数	量 (m²)	価格 (A) (千円)	件 数	数 量 (m²)	価格(B) (千円)	価格(C) (千円)		(A)+(B)+(C) (千円)
44:		1 /0 の サロ バナ フュ の	9	,	0	12	18	` `	30	40	46	56	66 75	9	12 23
貸	法第4条第1項の 特例の適用がある	1/6の適用があるもの	0	1	2	7		34, 520	2, 857, 613					0 1 3	2, 857, 613
付	村別の適用がある	1/3の適用があるもの		2	2	1		143	20, 115					0 2 3	20, 115
資		2/5の適用があるもの	_	3	2					13	21, 404	1, 880, 393		0 3 3	1, 880, 393
産	上記以	外のもの	0		2	12		5, 356	492, 450		1, 233	59, 920		0 4 3	552, 370
		計	0		2	20		40, 019	3, 370, 178	16	22, 637	1, 940, 313	0	0 5 3	5, 310, 491
空す	法第4条第1項の	1/6の適用があるもの	0	_	2					/				0 6 3	0
港るの固		1/3の適用があるもの	0	7	2									0 7 3	0
用定	もの	2/5の適用があるもの	0	8	2									0 8 3	0
に資	上記以外のもの	1/2の適用があるもの	0	9	2									0 9 3	0
供産		計	1	0	2	0		0	0	0	0	0	0	1 0 3	0
玉	有 林 野 1	こ 係 る 土 地	1	1	2	/								1 1 3	
発は供電送す		地方公営企業に係るもの	1	2	2									1 2 3	0
所電る		特定多目的ダム法の規定の適用を受 ける多目的ダムに係るもの	1	3	2									1 3 3	0
変電 の		設の用に供する固定資産	1	4	2									1 4 3	(
ガカラ		計	1	5	2	0		0	0	0	0	0	0	1 5 3	0
水に	地にダム以外の	りものの用に供する土地	1	6	2	2		34, 073	2, 744, 990	/				1 6 3	2, 744, 990
道供	_{方係} 公 _る ダムの用	1/2の適用があるもの	1	7	2	/								1 7 3	0
地を	🖺 👢 に 供 す る	3/4の適用があるもの	1	8	2									1 8 3	0
ス	産 固定資産	特例率の適用がないもの	1	9	2									1 9 3	0
設固	特定多目的ダム	1/2の適用があるもの	2	0	2									2 0 3	0
等定	法の規定の適用 を受ける多目的	3/4の適用があるもの	2	1	2									2 1 3	0
の資		特例率の適用がないもの	2	2	2									2 2 3	0
用産		計	2	3	2	2		34, 073	2, 744, 990	0	0	0	0	2 3 3	2, 744, 990
石 油	備蓄施設の用	に供する固定資産	2	4	2									2 4 3	
	合	計	2	5	2	22		74, 092	6, 115, 168	16	22, 637	1, 940, 313	0	2 5 3	8, 055, 481

坩	方グ	〉共 🖯]体:	1 —	ド	表都	香号
1	2	2	0	3	3	⁷ 8	98

令和7年度 市町村交付金の交付金額等に関する調(つづき)

都道府県名	千葉県
市町村名	市川市

	——		(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	
			国 有	資 産	公 有	資 産	交付金額計	前年度の交付金額	増減額
	区 分	行番号		交付金額		交付金額	(A) + (B) (C)	(D)	(C) - (D)
	E 7,	11 1 7	算定標準額	注:自円未満の端数は生	算定標準額	(円)(B) 注:百円未満の端数は生	(円) 注: 百円未満の端数は生	(円) 注: 百円未満の端数は生	(C) - (D)
			(手円)		(千円)	じないものであること	じないものであること	じないものであること	(円)
貸	法第4条第1項の 1/6の適用がお		¹² 503, 571	²² 7, 050, 000	476, 269	6, 667, 800	13, 717, 800	13, 332, 100	385, 700
付	特例の適用がある 1 / 3 の 適用が も の		125, 911	1, 762, 800	6, 705	93, 800	1, 856, 600	1, 713, 400	143, 200
資産	2/5の適用が		52, 708	· · · · · ·	752, 157	10, 530, 100	11, 268, 000	10, 932, 100	335, 900
	上記以外のも				552, 370	7, 733, 100	11, 191, 300	9, 312, 300	1, 879, 000
	計	0 5 4		13, 008, 900	1, 787, 501	25, 024, 800	38, 033, 700	35, 289, 900	2, 743, 800
空港の用に供	法第4条第1項の 1/6の適用が		+				0		0
	特例の適用がある 1 / 3 の適用があるもの も の 2 / 5 の適用があるもの		+				0		0
							0		0
	上記以外のもの 1/2の適用が	あるもの 0 9 4					0		0
	計	1 0 4	0	0	0	0	0	0	0
国	有林野に係る三	上 地 1 1 4					0		0
発電所・変電所又は送電施設の用に供する 固定資産	発電所の用に供地方公営企業に	係るもの 1 2 4					0		0
	する固定資産 特定多目的ダム法の規						0		0
	変電所又は送電施設の用に供する	固定資産 1 4 4					0		0
	計	1 5 4	0	0	0	0	0	0	0
水道施	地にダム以外のものの用に供	する土地 1 6 4			2, 744, 990	38, 429, 800	38, 429, 800	38, 585, 000	△ 155, 200
	^{方係} 公 _る ダムの用 1/2の適用が	あるもの 1 7 4					0		0
	🖺 👢 に供する 3 / 4 の適用が	あるもの 1 8 4					0		0
る	□ 産資産 特例率の適用が	ないもの 1 9 4					0		0
設等の資	特定多目的ダム 1/2の適用が	あるもの 2 0 4					0		0
	法の規定の適用 3 / 4 の適用が	あるもの 2 1 4	1				0		0
	を受ける多目的 3 / 4 の 適用が ダムに係るもの 特例率の適用が		-				0		0
用産				0	2, 744, 990	38, 429, 800	38, 429, 800	38, 585, 000	△ 155, 200
石油		定資産 2 4 4					0	, , , , , , ,	0
合 함			929, 207	13, 008, 900	4, 532, 491	63, 454, 600	76, 463, 500	73, 874, 900	2, 588, 600